

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲において、自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）については、環境要素ごとに事業の特性並びに計画段階配慮事項の検討経緯を踏まえて「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の検討を行うにあたって必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

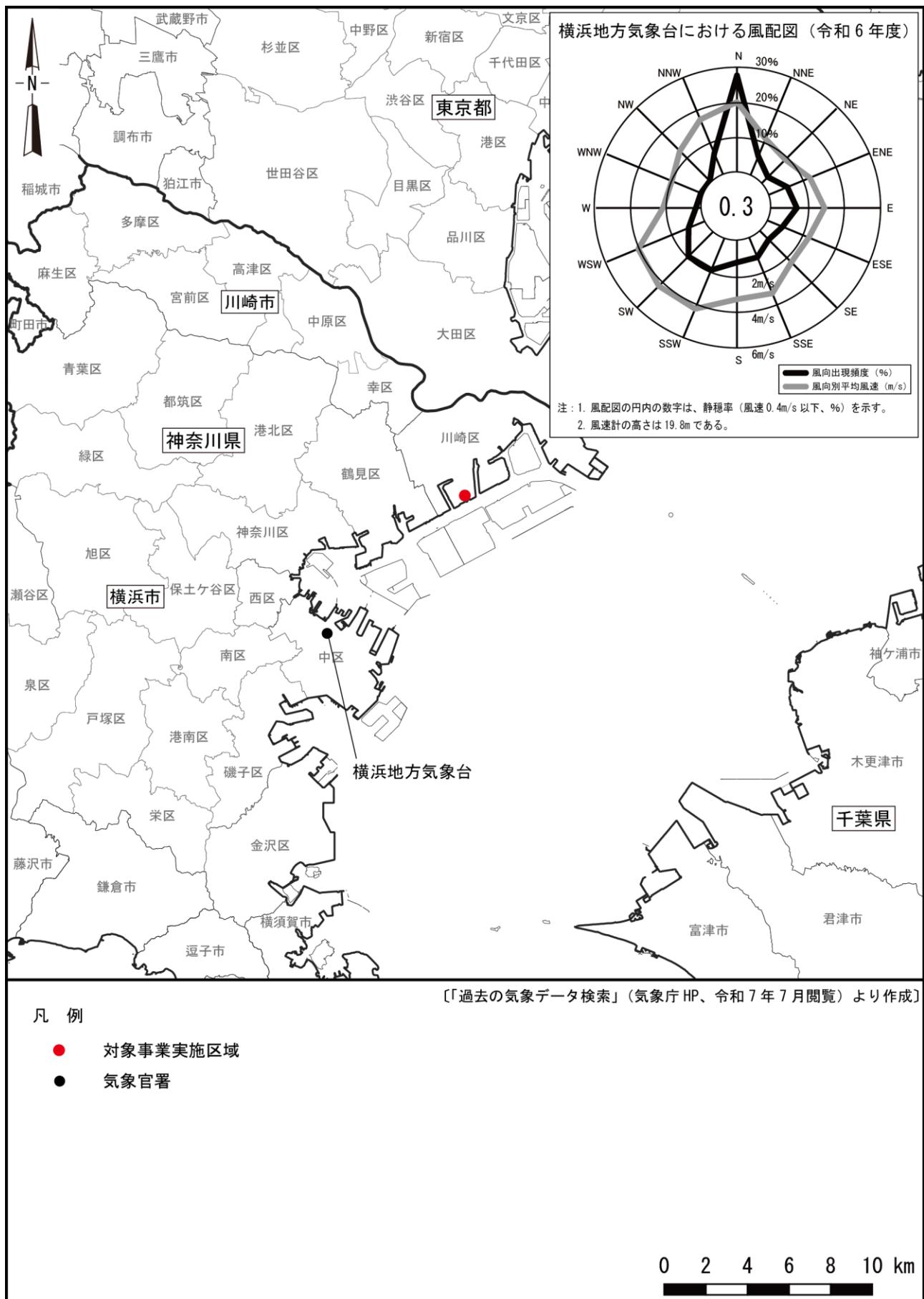
1. 気象の状況

対象事業実施区域の位置する川崎市及びその周辺は、東日本型の東海関東型に属しており、比較的温暖な気候を有している。

〔「川崎市緑の基本計画」（川崎市、平成30年）より作成〕

対象事業実施区域の最寄りの気象官署は横浜地方気象台で、第3.1-1図のとおり対象事業実施区域の南西約9kmに位置している。令和6年度の風配図については、年平均風速は3.4m/sであり、風向頻度は北の出現が多くなっている。

横浜地方気象台の平年値（統計期間 平成3～令和2年）は、第3.1-1表のとおりであり、最多風向は北、平均風速は3.5m/s、平均気温は16.2°C、平均湿度は67%、年間降水量は1,730.8mmとなっている。



第 3.1-1 図 気象官署の位置

第3.1-1表 横浜地方気象台の気象概況（月別平年値）

項目		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
気温	平均	°C	6.1	6.7	9.7	14.5	18.8	21.8	25.6
	日最高の平均	°C	10.2	10.8	14.0	18.9	23.1	25.5	29.4
	日最低の平均	°C	2.7	3.1	6.0	10.7	15.5	19.1	22.9
相対湿度	%		53	54	60	65	70	78	78
最多風向	—	北	北	北	北	北	南西	南西	
風速	m/s		3.6	3.7	3.9	3.9	3.6	3.2	3.4
降水量	mm		64.7	64.7	139.5	143.1	152.6	188.8	182.5
降水日数	降水量 1.0mm 以上	日	5.1	5.4	10.0	9.5	9.8	11.9	10.3
	降水量 10.0mm 以上	日	2.2	2.1	4.8	4.4	4.9	5.8	4.5
	降水量 30.0mm 以上	日	0.6	0.6	1.3	1.4	1.5	1.8	2.0
日照時間	時間		192.7	167.2	168.8	181.2	187.4	135.9	170.9

項目		月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	統計期間
気温	平均	°C	27.0	23.7	18.5	13.4	8.7	16.2	1991～ 2020 (平成3～ 令和2年)
	日最高の平均	°C	31.0	27.3	22.0	17.1	12.5	20.2	
	日最低の平均	°C	24.3	21.0	15.7	10.1	5.2	13.0	
相対湿度	%		76	76	71	65	57	67	
最多風向	—	南西	北	北	北	北	北		
風速	m/s		3.4	3.4	3.4	3.3	3.4	3.5	
降水量	mm		139.0	241.5	240.4	107.6	66.4	1,730.8	
降水日数	降水量 1.0mm 以上	日	7.5	11.5	10.7	7.7	5.5	105.0	
	降水量 10.0mm 以上	日	3.2	6.1	5.4	2.9	2.1	48.5	
	降水量 30.0mm 以上	日	1.3	2.4	2.3	1.1	0.4	16.7	
日照時間	時間		206.4	141.2	137.3	151.1	178.1	2,018.3	

注：全年の欄の値は、四捨五入の関係により、合計等が一致しない場合がある。

[「過去の気象データ検索」（気象庁HP、令和7年7月閲覧）より作成]

2. 大気質の状況

(1) 大気汚染発生源の状況

川崎市川崎区における令和6年3月末時点の「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正:令和4年6月17日)に基づくばい煙発生施設届出工場又は事業場の数は、186となっている。ばい煙発生施設届出数は885で、このうちボイラーが267(30%)で最も多く、次いでディーゼル機関が228(26%)、石油加熱炉が106(12%)となっている。

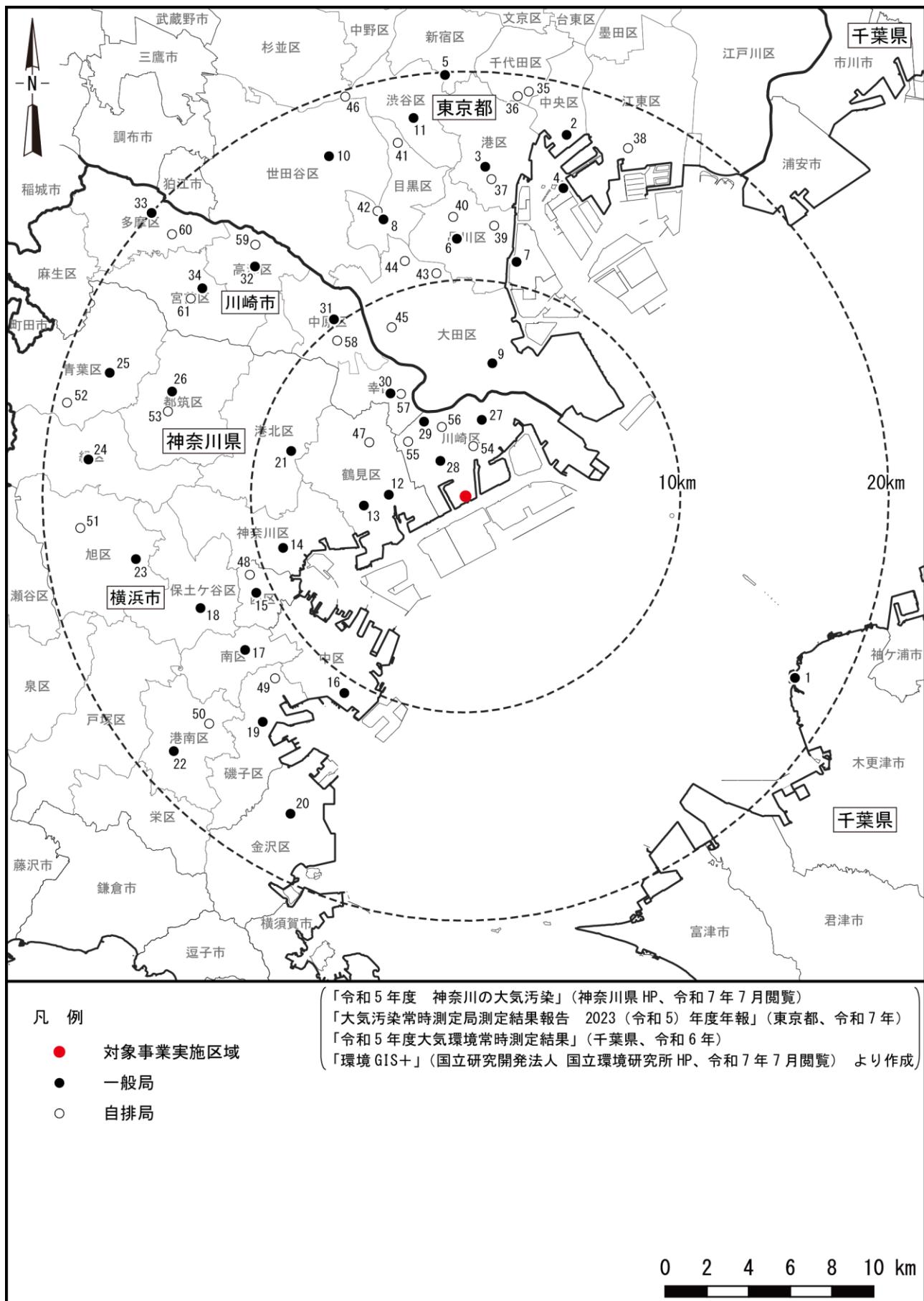
〔「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」
(川崎市、令和7年) より作成〕

(2) 大気質の状況

対象事業実施区域から半径約20kmの範囲(以下「20km圏内」という。)における二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質については、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)34局及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)27局で、測定が行われている。

測定局の位置は第3.1-2図、測定局の測定項目等の概要は第3.1-2表のとおりである。

また、環境基準が定められている有害大気汚染物質については、一般局及び自排局において定期的に測定が行われている。



第3.1-2図 大気質測定局の位置

第3.1-2表(1) 大気測定局の概要及び測定項目 (一般局・令和5年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	設置主体	測定項目					
						二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
						SO ₂	NO ₂	CO	SPM	Ox	PM2.5
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	木更津市	○	○	—	○	—	—
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	東京都	○	○	—	○	○	○
	港区	3	港区高輪	住	東京都	—	○	—	○	○	○
	港区	4	港区台場	住	東京都	○	○	—	○	○	○
	新宿区	5	国設東京(新宿)	住	国(国設)	○	○	○	○	○	○
	品川区	6	品川区豊町	住	東京都	—	○	—	○	○	○
	品川区	7	品川区八潮	住	東京都	○	—	—	○	○	○
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	東京都	—	○	—	○	○	○
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	東京都	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	東京都	○	○	○	○	○	○
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	東京都	—	○	—	○	○	○
神奈川県	横浜市鶴見区	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市鶴見区	13	鶴見区生麦小学校	住	横浜市	—	○	—	○	○	—
	横浜市神奈川区	14	神奈川区総合庁舎	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市西区	15	西区平沼小学校	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市中区	16	中区本牧	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市南区	17	南区横浜商業高校	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市保土ヶ谷区	18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市磯子区	19	磯子区総合庁舎	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市金沢区	20	金沢区長浜	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市港北区	21	港北区総合庁舎	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市港南区	22	港南区野庭中央公園	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市旭区	23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市緑区	24	緑区三保小学校	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市青葉区	25	青葉区総合庁舎	住	横浜市	○	○	—	○	○	○
	横浜市都筑区	26	都筑区総合庁舎	商	横浜市	○	○	—	○	○	○
	川崎市川崎区	27	川崎区役所大師支所	住	川崎市	○	○	—	○	○	○
	川崎市川崎区	28	国設川崎(田島)	住	国(国設)	○	○	○	○	○	○
	川崎市川崎区	29	川崎市役所第4庁舎	商	川崎市	○	○	—	○	○	○
	川崎市幸区	30	幸スポーツセンター	住	川崎市	○	○	—	○	○	○
	川崎市中原区	31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	川崎市	○	○	—	○	○	○
	川崎市高津区	32	生活文化会館	商	川崎市	○	○	—	○	○	○
	川崎市多摩区	33	登戸小学校	住	川崎市	○	○	—	○	○	○
	川崎市宮前区	34	宮前平小学校	住	川崎市	○	○	—	○	○	○
測定局数						29	33	4	34	33	32

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

4. 測定項目欄の「○」は測定が行われていること、「—」は測定が行われていないことを示す。

5. 測定項目の欄の「(○)」は、有効測定とならなかった項目(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質：年間有効測定時間数6,000時間未満、微小粒子状物質：年間有効測定日数250日未満)を示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年)
「令和5年度大気環境常時測定結果」(千葉県、令和6年) より作成〕

第3.1-2表(2) 大気測定局の概要及び測定項目（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	設置主体	測定項目						
						二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	
						SO ₂	NO ₂	CO	SPM	Ox	PM2.5	
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	東京都	—	○	○	○	—	○	
		36	国設霞が関	商	国（国設）	○	○	○	○	○	○	
	港区	37	第一京浜高輪	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	東京都	—	○	○	○	—	○	
	品川区	39	北品川交差点	商	東京都	○	○	○	○	—	○	
		40	中原口交差点	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
		42	環七通り柿の木坂	住	東京都	—	○	—	○	—	○	
	大田区	43	環七通り松原橋	商	東京都	○	○	○	○	—	○	
		44	中原街道南千束	住	東京都	—	○	—	○	—	○	
		45	環八通り千鳥	住	東京都	—	○	○	○	—	○	
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
神奈川県	横浜市鶴見区	47	鶴見区下末吉小学校	準工	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	横浜市西区	48	西区浅間下交差点	商	横浜市	—	○	○	○	—	○	
	横浜市磯子区	49	磯子区滝頭	商	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	横浜市港南区	50	港南中学校	住	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	横浜市旭区	51	旭区都岡小学校	住	横浜市	—	○	○	○	—	—	
	横浜市青葉区	52	青葉台	住	横浜市	—	○	○	○	—	○	
	横浜市都筑区	53	資源循環都筑工場前	準工	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	川崎市川崎区	54	池上新田公園前	工	川崎市	—	○	○	○	—	○	
		55	日進町	商	川崎市	—	○	○	○	—	○	
		56	富士見公園	商	川崎市	—	○	○	○	—	○	
	川崎市幸区	57	遠藤町交差点	商	川崎市	—	○	○	○	—	—	
	川崎市中原区	58	中原平和公園	住	川崎市	—	○	—	○	—	○	
	川崎市高津区	59	二子	準工	川崎市	—	○	—	○	—	○	
	川崎市多摩区	60	本村橋	住	川崎市	—	○	—	○	—	○	
	川崎市宮前区	61	宮前平駅前	商	川崎市	—	○	—	○	—	○	
測定局数						3	27	17	27	1	21	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

5. 測定項目欄の「○」は測定が行われていること、「—」は測定が行われていないことを示す。

「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）
「環境GIS+」（国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧）
「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧） より作成

① 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄の状況は、20km 圏内における一般局 29 局、自排局 3 局で測定が行われております、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-3 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲（以下「10km 圏内」という。）の一般局 8 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-3 図のとおりであり、横ばいから減少傾向で推移している。

※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

第3.1-3表(1) 二酸化硫黄の測定結果 (一般局・令和5年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2日以上 連續した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 (日)	
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.002	0	0	0.032	0.004	○	0	
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.001	0	0	0.012	0.002	○	0	
	港区	4	港区台場	住	0.001	0	0	0.016	0.003	○	0	
	新宿区	5	国設東京(新宿)	住	0.000	0	0	0.009	0.001	○	0	
	品川区	7	品川区八潮	住	0.001	0	0	0.020	0.004	○	0	
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	(0.001)	(0)	(0)	(0.044)	(0.003)	(○)	(0)	
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.001	0	0	0.022	0.002	○	0	
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.002	0	0	0.015	0.003	○	0	
		14	神奈川区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.013	0.003	○	0	
		15	西区平沼小学校	商	0.002	0	0	0.010	0.003	○	0	
		16	中区本牧	住	0.002	0	0	0.019	0.004	○	0	
		17	南区横浜商業高校	住	0.002	0	0	0.015	0.003	○	0	
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.002	0	0	0.010	0.003	○	0	
		19	磯子区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.033	0.003	○	0	
		20	金沢区長浜	住	0.002	0	0	0.036	0.003	○	0	
		21	港北区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.014	0.003	○	0	
		22	港南区野庭中央公園	住	0.002	0	0	0.014	0.003	○	0	
		23	旭区鶴ヶ峰小学校	住	0.001	0	0	0.008	0.002	○	0	
		24	緑区三保小学校	住	0.001	0	0	0.007	0.002	○	0	
		25	青葉区総合庁舎	住	0.001	0	0	0.009	0.002	○	0	
		26	都筑区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.009	0.003	○	0	
川崎市		27	川崎区役所大師支所	住	0.001	0	0	0.026	0.003	○	0	
		28	国設川崎(田島)	住	0.001	0	0	0.015	0.002	○	0	
		29	川崎市役所第4庁舎	商	0.001	0	0	0.028	0.003	○	0	
		30	幸スポーツセンター	住	0.001	0	0	0.020	0.002	○	0	
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.001	0	0	0.014	0.002	○	0	
		32	生活文化会館	商	0.001	0	0	0.011	0.002	○	0	
		33	登戸小学校	住	0.000	0	0	0.006	0.001	○	0	
		34	宮前平小学校	住	0.000	0	0	0.005	0.001	○	0	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

4. ()は、年間有効測定時間数が6,000時間未満であることを示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年)
「令和5(2023)年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」(千葉県HP、令和7年7月閲覧) より作成〕

第3.1-3表(2) 二酸化硫黄の測定結果 (自排局・令和5年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数	1時間値 の 最高値 (日)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)
東京都	千代田区	36	国設霞が関	商	0.001	0	0	0.018	0.004	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.001	0	0	0.021	0.002	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.001	0	0	0.033	0.002	○	0

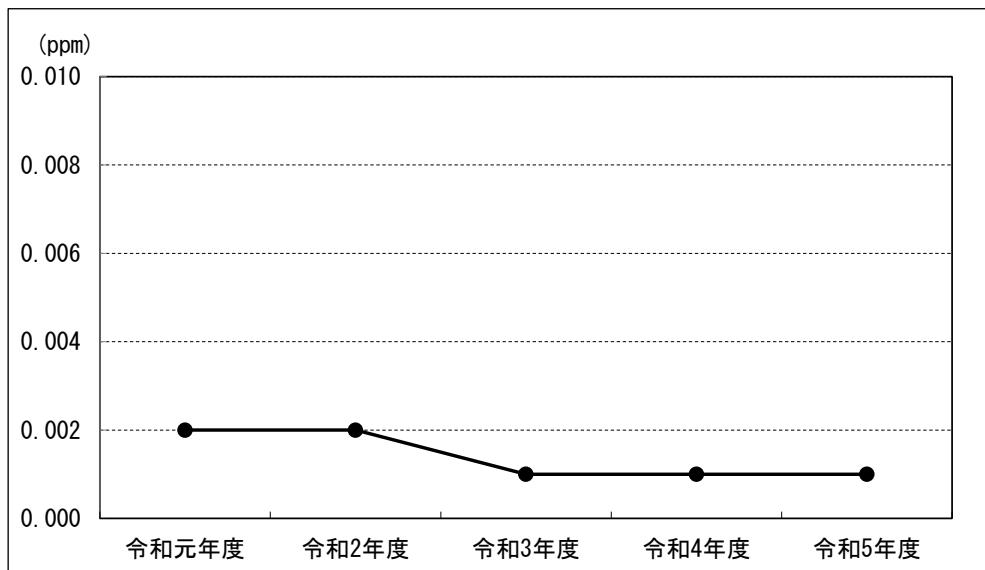
注: 1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

商: 近隣商業地域及び商業地域

〔「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年)
「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和7年7月閲覧) より作成〕



注: 各年度の値は、10km圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県 HP、令和7年7月閲覧)
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年) より作成〕

第3.1-3図 二酸化硫黄の経年変化

② 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素の状況は、20km 圏内における一般局 33 局、自排局 27 局で測定が行われております、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-4 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で適合している。

また、10km 圏内的一般局 9 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-4 図のとおりであり、横ばいで推移している。

※環境基準の評価：1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であること。

第3.1-4表(1) 二酸化窒素の測定結果 (一般局・令和5年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値 が0.2ppm を超えた 時間数 (時間)	1時間値 が0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数 (時間)	日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)	日平均値 が0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数 (日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評価 による 日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.008	0.059	0	0	0	0	0.019	0
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.016	0.081	0	0	0	5	0.036	0
	港区	3	港区高輪	住	0.014	0.074	0	0	0	3	0.036	0
	港区	4	港区台場	住	0.017	0.076	0	0	0	5	0.036	0
	新宿区	5	国設東京(新宿)	住	0.012	0.076	0	0	0	2	0.032	0
	品川区	6	品川区豊町	住	0.014	0.115	0	5	0	5	0.037	0
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.013	0.075	0	0	0	1	0.032	0
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	(0.014)	(0.058)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.027)	(0)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.012	0.077	0	0	0	3	0.035	0
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.015	0.090	0	0	0	4	0.038	0
	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.014	0.075	0	0	0	2	0.034	0
神奈川県	鶴見区	13	鶴見区生麦小学校	住	0.014	0.073	0	0	0	2	0.034	0
	神奈川区	14	神奈川区総合庁舎	商	0.013	0.074	0	0	0	5	0.034	0
	西区	15	西区平沼小学校	商	0.012	0.071	0	0	0	3	0.033	0
	中区	16	中区本牧	住	0.014	0.073	0	0	0	2	0.033	0
	南区	17	南区横浜商業高校	住	0.012	0.074	0	0	0	3	0.034	0
	保土ヶ谷区	18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.011	0.073	0	0	0	1	0.029	0
	磯子区	19	磯子区総合庁舎	商	0.014	0.075	0	0	0	4	0.035	0
	金沢区	20	金沢区長浜	住	0.010	0.065	0	0	0	1	0.026	0
	港北区	21	港北区総合庁舎	商	0.012	0.075	0	0	0	2	0.032	0
	港南区	22	港南区野庭中央公園	住	0.010	0.067	0	0	0	0	0.028	0
	旭区	23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	0.010	0.071	0	0	0	1	0.029	0
	緑区	24	緑区三保小学校	住	0.009	0.065	0	0	0	0	0.024	0
	青葉区	25	青葉区総合庁舎	住	0.011	0.064	0	0	0	1	0.026	0
	都筑区	26	都筑区総合庁舎	商	0.011	0.073	0	0	0	2	0.029	0
川崎市	川崎区	27	川崎区役所大師支所	住	0.015	0.074	0	0	0	3	0.037	0
	国設川崎(田島)	28	国設川崎(田島)	住	0.015	0.074	0	0	0	4	0.038	0
	川崎市	29	川崎市役所第4庁舎	商	0.015	0.077	0	0	0	4	0.037	0
	幸	30	幸スポーツセンター	住	0.012	0.071	0	0	0	1	0.031	0
	中原区	31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.012	0.082	0	0	0	3	0.034	0
	中原区	32	生活文化会館	商	0.012	0.075	0	0	0	1	0.031	0
	登戸	33	登戸小学校	住	0.010	0.069	0	0	0	1	0.028	0
	宮前平	34	宮前平小学校	住	0.011	0.073	0	0	0	1	0.028	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

4. ()は、年間有効測定時間数が6,000時間未満であることを示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年)
「令和5(2023)年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」(千葉県HP、令和7年7月閲覧) より作成〕

第3.1-4表(2) 二酸化窒素の測定結果 (自排局・令和5年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値 が0.2ppm を超えた 時間数 (時間)	1時間値 が0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数 (時間)	日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)	日平均値 が0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数 (日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評価 による 日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.018	0.086	0	0	0	6	0.037	0
		36	国設霞が関	商	0.017	0.086	0	0	0	1	0.034	0
	港区	37	第一京浜高輪	商	0.022	0.125	0	10	1	14	0.043	0
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.019	0.078	0	0	0	10	0.041	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.021	0.086	0	0	0	12	0.042	0
		40	中原口交差点	商	0.019	0.079	0	0	0	11	0.042	0
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	0.020	0.098	0	0	0	14	0.044	0
		42	環七通り柿の木坂	住	0.018	0.078	0	0	0	7	0.039	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.028	0.096	0	0	2	56	0.051	0
		44	中原街道南千束	住	0.014	0.100	0	1	0	5	0.036	0
		45	環八通り千鳥	住	0.015	0.079	0	0	0	5	0.039	0
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.018	0.083	0	0	0	9	0.040	0
神奈川県	横浜市	47	鶴見区下末吉小学校	準工	0.017	0.083	0	0	0	7	0.038	0
		48	西区浅間下交差点	商	0.018	0.074	0	0	0	6	0.038	0
		49	磯子区滝頭	商	0.014	0.084	0	0	0	4	0.034	0
		50	港南中学校	住	0.015	0.073	0	0	0	3	0.035	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.016	0.069	0	0	0	1	0.030	0
		52	青葉台	住	0.014	0.070	0	0	0	1	0.030	0
		53	資源循環都筑工場前	準工	0.011	0.069	0	0	0	1	0.028	0
	川崎市	54	池上新田公園前	工	0.025	0.078	0	0	0	26	0.045	0
		55	日進町	商	0.015	0.077	0	0	0	4	0.036	0
		56	富士見公園	商	0.018	0.082	0	0	0	6	0.039	0
		57	遠藤町交差点	商	0.021	0.084	0	0	0	13	0.041	0
		58	中原平和公園	住	0.013	0.077	0	0	0	3	0.033	0
		59	二子	準工	0.023	0.085	0	0	0	11	0.042	0
		60	本村橋	住	0.013	0.071	0	0	0	1	0.029	0
		61	宮前平駅前	商	0.014	0.074	0	0	0	2	0.032	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

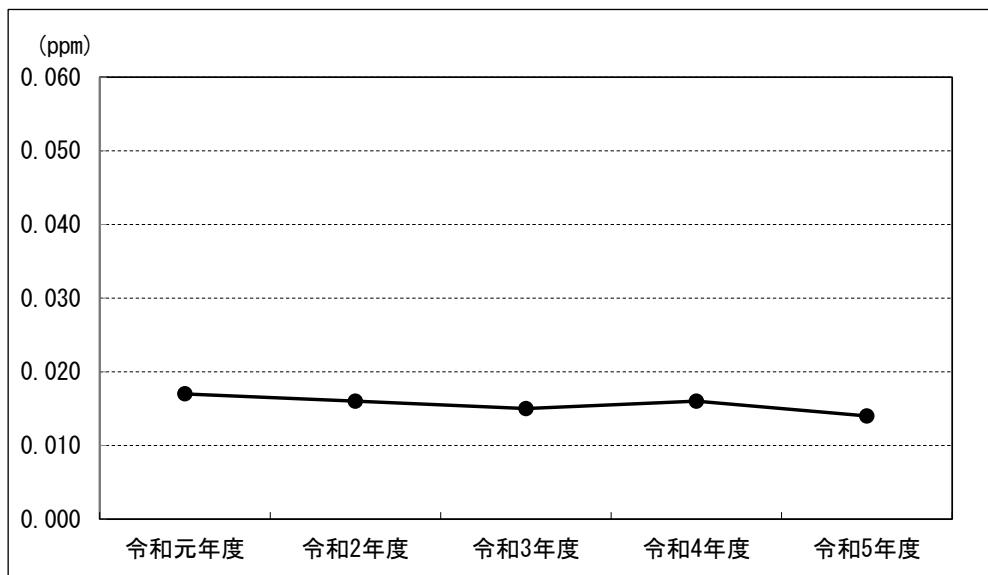
4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年)
 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）より作成〕

第 3.1-4 図 二酸化窒素の経年変化

③ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の状況は、20km 圏内における一般局 4 局、自排局 17 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-5 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、10km 圏内的一般局 2 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-5 図のとおりであり、横ばいから減少傾向で推移している。

※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したこと。

第 3.1-5 表(1) 一酸化炭素の測定結果 (一般局・令和 5 年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	8 時間値が 20ppm を 超えた 回数 (回)	日平均値が 10ppm を 超えた 日数 (日)	1 時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppm を 超えた日数 (日)
東京都	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.2	0	0	1.0	0.4	○	0
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	(0.3)	(0)	(0)	(1.7)	(0.5)	(○)	(0)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.3	0	0	1.0	0.5	○	0
神奈川県	川崎市	28	国設川崎（田島）	住	0.2	0	0	2.7	0.4	○	0

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

準工：準工業地域

4. ()は、年間有効測定時間数が 6,000 時間未満であることを示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）より作成〕

第3.1-5表(2) 一酸化炭素の測定結果（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppm を 超えた 回数 (回)	日平均値が 10ppm を 超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppm を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppm を 超えた日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.3	0	0	4.2	0.5	○	0
		36	国設霞が関	商	0.2	0	0	1.4	0.4	○	0
	港区	37	第一京浜高輪	商	0.3	0	0	5.2	0.5	○	0
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.2	0	0	1.0	0.4	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.3	0	0	1.4	0.6	○	0
	目黒区	40	中原口交差点	商	0.3	0	0	14.5	0.7	○	0
	大田区	41	山手通り大坂橋	商	0.4	0	0	2.1	0.7	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.4	0	0	1.9	0.7	○	0
		45	環八通り千鳥	住	0.3	0	0	3.6	0.6	○	0
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.4	0	0	1.5	0.7	○	0
神奈川県	横浜市	48	西区浅間下交差点	商	0.4	0	0	1.6	0.7	○	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.4	0	0	2.3	0.7	○	0
		52	青葉台	住	0.4	0	0	1.4	0.6	○	0
	川崎市	54	池上新田公園前	工	0.4	0	0	1.9	0.7	○	0
		55	日進町	商	0.3	0	0	1.8	0.5	○	0
		56	富士見公園	商	0.3	0	0	1.7	0.5	○	0
		57	遠藤町交差点	商	0.3	0	0	1.6	0.6	○	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

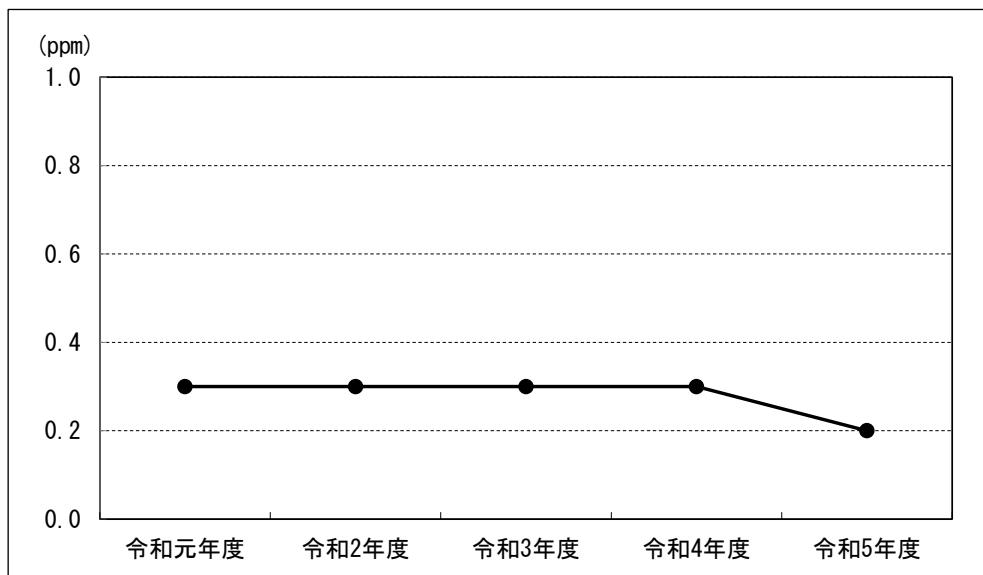
3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年)
 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）より作成〕

第 3.1-5 図 一酸化炭素の経年変化

④ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の状況は、20km 圏内における一般局 34 局、自排局 27 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-6 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、短期的評価は 60 局中 59 局で適合しており、長期的評価はすべての測定局で適合している。

また、10km 圏内的一般局 9 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-6 図のとおりであり、減少傾向から横ばいで推移している。

※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

第3.1-6表(1) 浮遊粒子状物質の測定結果（一般局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (mg/m ³)	1時間値 が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	1時間値 の 最高値	日平均値 の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数 (日)
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.014	0	0	0.191	0.032	○	0
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.014	0	0	0.064	0.033	○	0
	港区	3	港区高輪	住	0.013	0	0	0.081	0.030	○	0
	新宿区	4	港区台場	住	0.015	0	0	0.072	0.034	○	0
	品川区	5	国設東京（新宿）	住	0.014	0	0	0.146	0.035	○	0
	品川区	6	品川区豊町	住	0.013	0	0	0.070	0.028	○	0
	品川区	7	品川区八潮	住	0.013	0	0	0.064	0.029	○	0
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.013	1	0	0.268	0.031	○	0
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	(0.016)	(0)	(0)	(0.054)	(0.032)	(○)	(0)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.014	0	0	0.064	0.032	○	0
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.013	0	0	0.092	0.029	○	0
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.015	0	0	0.076	0.035	○	0
		13	鶴見区生麦小学校	住	0.017	0	0	0.074	0.037	○	0
		14	神奈川区総合庁舎	商	0.015	0	0	0.061	0.034	○	0
		15	西区平沼小学校	商	0.017	0	0	0.106	0.038	○	0
		16	中区本牧	住	0.014	0	0	0.055	0.033	○	0
		17	南区横浜商業高校	住	0.016	0	0	0.075	0.035	○	0
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.014	0	0	0.054	0.032	○	0
		19	磯子区総合庁舎	商	0.015	0	0	0.063	0.036	○	0
		20	金沢区長浜	住	0.016	0	0	0.074	0.040	○	0
		21	港北区総合庁舎	商	0.016	0	0	0.062	0.036	○	0
		22	港南区野庭中央公園	住	0.015	0	0	0.118	0.034	○	0
		23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	0.015	0	0	0.058	0.035	○	0
		24	緑区三保小学校	住	0.016	0	0	0.067	0.036	○	0
		25	青葉区総合庁舎	住	0.015	0	0	0.056	0.034	○	0
		26	都筑区総合庁舎	商	0.016	0	0	0.057	0.037	○	0
川崎市	川崎市	27	川崎区役所大師支所	住	0.013	0	0	0.081	0.034	○	0
		28	国設川崎（田島）	住	0.014	0	0	0.087	0.033	○	0
		29	川崎市役所第4庁舎	商	0.012	0	0	0.055	0.028	○	0
		30	幸スポーツセンター	住	0.012	0	0	0.065	0.026	○	0
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.011	0	0	0.063	0.026	○	0
		32	生活文化会館	商	0.013	0	0	0.072	0.028	○	0
		33	登戸小学校	住	0.011	0	0	0.054	0.025	○	0
		34	宮前平小学校	住	0.012	0	0	0.063	0.027	○	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

4. ()は、年間有効測定時間数が6,000時間未満であることを示す。

「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）

「令和5（2023）年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」（千葉県HP、令和7年7月閲覧）より作成

第3.1-6表(2) 浮遊粒子状物質の測定結果（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (mg/m ³)	1時間値 が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	1時間値 の 最高値	日平均値 の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.018	0	0	0.093	0.039	○	0
		36	国設霞が関	商	0.013	0	0	0.091	0.027	○	0
	港区	37	第一京浜高輪	商	0.019	0	0	0.130	0.041	○	0
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.014	0	0	0.078	0.032	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.013	0	0	0.057	0.029	○	0
		40	中原口交差点	商	0.016	0	0	0.143	0.036	○	0
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	0.016	0	0	0.067	0.034	○	0
		42	環七通り柿の木坂	住	0.013	0	0	0.053	0.027	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.015	0	0	0.105	0.034	○	0
		44	中原街道南千束	住	0.015	0	0	0.080	0.034	○	0
		45	環八通り千鳥	住	0.015	0	0	0.075	0.036	○	0
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.015	0	0	0.063	0.033	○	0
神奈川県	横浜市	47	鶴見区下末吉小学校	準工	0.015	0	0	0.069	0.034	○	0
		48	西区浅間下交差点	商	0.015	0	0	0.099	0.033	○	0
		49	磯子区滝頭	商	0.015	0	0	0.080	0.035	○	0
		50	港南中学校	住	0.015	0	0	0.061	0.036	○	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.014	0	0	0.093	0.031	○	0
		52	青葉台	住	0.014	0	0	0.057	0.033	○	0
		53	資源循環都筑工場前	準工	0.013	0	0	0.053	0.031	○	0
	川崎市	54	池上新田公園前	工	0.016	0	0	0.077	0.034	○	0
		55	日進町	商	0.013	0	0	0.067	0.030	○	0
		56	富士見公園	商	0.015	0	0	0.066	0.035	○	0
		57	遠藤町交差点	商	0.013	0	0	0.052	0.032	○	0
		58	中原平和公園	住	0.012	0	0	0.078	0.027	○	0
		59	二子	準工	0.014	0	0	0.071	0.029	○	0
		60	本村橋	住	0.012	0	0	0.062	0.026	○	0
		61	宮前平駅前	商	0.015	0	0	0.094	0.031	○	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

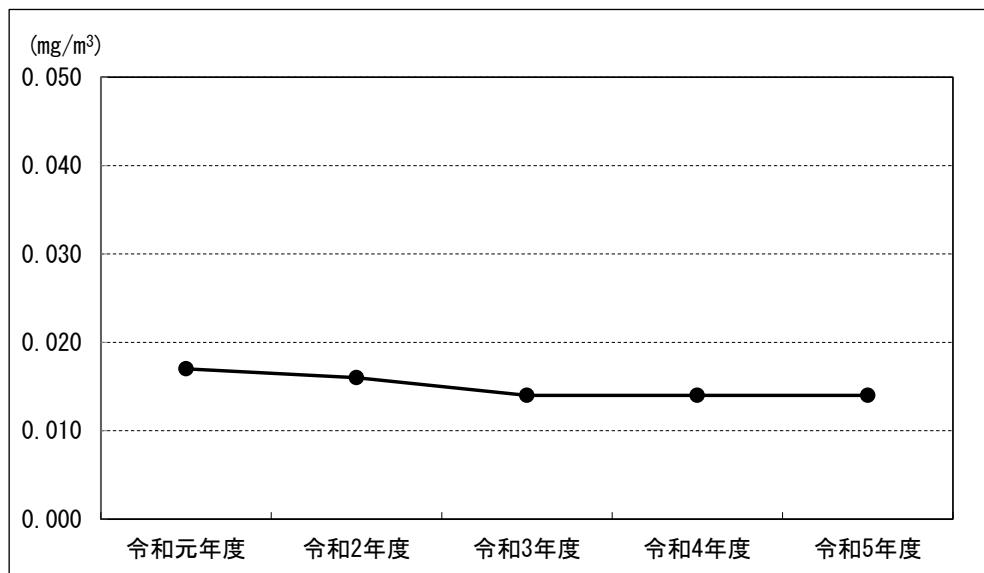
4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年)
 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）より作成〕

第 3.1-6 図 浮遊粒子状物質の経年変化

⑤ 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントの状況は、20km 圏内における一般局 33 局、自排局 1 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-7 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定局で適合していない。

また、10km 圏内の一般局 9 測定局の令和元～5 年度における昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は、第 3.1-7 図のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

※環境基準の評価：昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

第3.1-7表(1) 光化学オキシダントの測定結果（一般局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	昼間の1時間値の最高値(ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)	
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.032	57	240	2	3	0.126	0.046	
	港区	3	港区高輪	住	0.033	62	262	1	1	0.120	0.046	
	新宿区	4	港区台場	住	0.029	45	173	1	1	0.120	0.043	
	品川区	5	国設東京（新宿）	住	0.031	54	245	1	1	0.122	0.044	
	品川区	6	品川区豊町	住	0.035	67	321	1	2	0.126	0.048	
	品川区	7	品川区八潮	住	0.032	61	264	1	1	0.129	0.046	
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.034	69	354	2	2	0.124	0.048	
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	0.040	24	93	0	0	0.112	0.055	
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.034	62	298	2	2	0.127	0.048	
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.033	70	349	1	1	0.126	0.047	
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.031	51	220	0	0	0.114	0.045	
		13	鶴見区生麦小学校	住	0.031	48	214	1	1	0.125	0.045	
		14	神奈川区総合庁舎	商	0.032	59	272	1	1	0.121	0.046	
		15	西区平沼小学校	商	0.032	59	271	0	0	0.109	0.046	
		16	中区本牧	住	0.030	41	172	0	0	0.108	0.043	
		17	南区横浜商業高校	住	0.033	68	318	1	1	0.124	0.047	
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.032	60	272	0	0	0.110	0.045	
		19	磯子区総合庁舎	商	0.030	40	145	0	0	0.104	0.042	
		20	金沢区長浜	住	0.030	48	197	0	0	0.103	0.043	
		21	港北区総合庁舎	商	0.033	62	283	1	1	0.125	0.046	
		22	港南区野庭中央公園	住	0.034	63	304	0	0	0.119	0.047	
		23	旭区鶴ヶ峰小学校	住	0.034	67	344	1	1	0.120	0.048	
		24	緑区三保小学校	住	0.033	73	338	2	4	0.129	0.048	
川崎市		25	青葉区総合庁舎	住	0.033	71	361	2	5	0.144	0.048	
		26	都筑区総合庁舎	商	0.034	70	364	1	3	0.140	0.049	
		27	川崎区役所大師支所	住	0.031	53	194	0	0	0.114	0.045	
		28	国設川崎（田島）	住	0.028	24	80	0	0	0.117	0.040	
		29	川崎市役所第4庁舎	商	0.030	36	131	0	0	0.119	0.042	
		30	幸スポーツセンター	住	0.034	59	271	1	2	0.141	0.047	
		31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	0.034	68	325	2	3	0.146	0.048	
		32	生活文化会館	商	0.035	69	340	3	6	0.133	0.049	
		33	登戸小学校	住	0.034	63	317	1	4	0.133	0.049	
		34	宮前平小学校	住	0.035	71	371	2	5	0.151	0.050	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）より作成〕

第3.1-7表(2) 光化学オキシダントの測定結果（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	昼間の1時間値の最高値(ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)
東京都	千代田区	36	国設霞が関	商	0.023	37	104	2	6	0.141	0.037

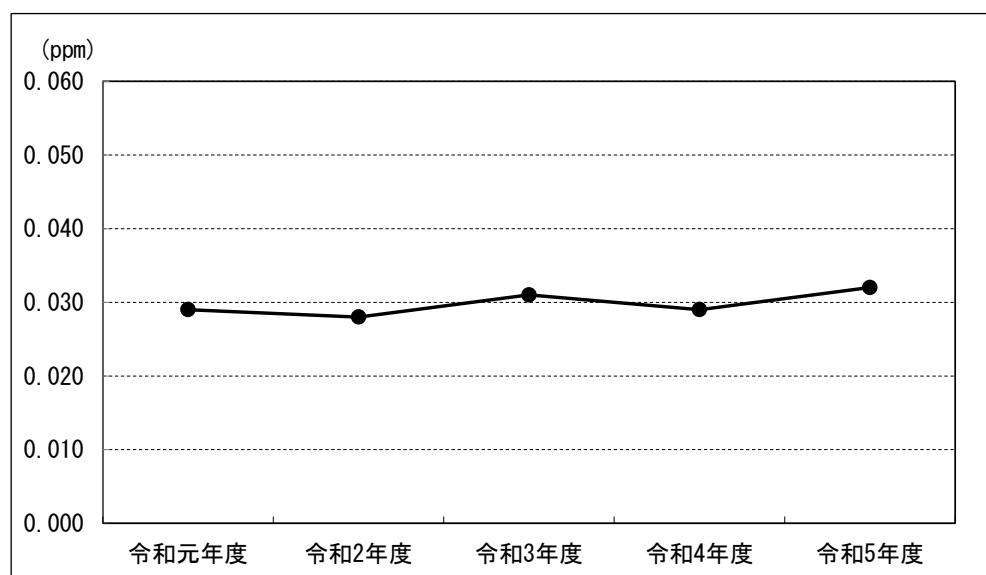
注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

商：近隣商業地域及び商業地域

〔「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕



注：各年度の値は、10km圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）より作成〕

第3.1-7図 光化学オキシダントの経年変化

⑥ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の状況は、20km 圏内における一般局 32 局、自排局 21 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-8 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で適合している。

また、10km 圏内的一般局 8 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-8 図のとおりであり、緩やかな減少傾向で推移している。

※環境基準の評価：1 年平均値が長期基準 ($15 \mu \text{g}/\text{m}^3$) 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値が短期基準 ($35 \mu \text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。

第3.1-8表(1) 微小粒子状物質の測定結果 (一般局・令和5年度)

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	長期基準		短期基準		日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	環境基準 適合
					年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 適合	日平均値 の年間 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 適合		
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	9.5	○	22.0	○	0	○
	港区	3	港区高輪	住	9.0	○	20.5	○	0	○
		4	港区台場	住	9.6	○	21.3	○	0	○
	新宿区	5	国設東京(新宿)	住	8.7	○	19.2	○	0	○
	品川区	6	品川区豊町	住	9.2	○	22.0	○	0	○
		7	品川区八潮	住	10.4	○	22.4	○	0	○
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	8.7	○	20.3	○	0	○
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	(11.4)	*	(22.6)	*	(0)	*
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	9.0	○	20.7	○	0	○
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	10.2	○	21.6	○	0	○
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	10.1	○	22.3	○	0	○
		14	神奈川区総合庁舎	商	8.8	○	22.0	○	0	○
		15	西区平沼小学校	商	8.7	○	21.0	○	0	○
		16	中区本牧	住	7.3	○	17.5	○	0	○
		17	南区横浜商業高校	住	7.3	○	16.8	○	0	○
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	7.2	○	19.5	○	0	○
		19	磯子区総合庁舎	商	9.3	○	22.5	○	0	○
		20	金沢区長浜	住	6.5	○	16.5	○	0	○
		21	港北区総合庁舎	商	9.1	○	21.9	○	0	○
		22	港南区野庭中央公園	住	6.4	○	16.0	○	0	○
		23	旭区鶴ヶ峰小学校	住	7.3	○	16.4	○	0	○
		24	緑区三保小学校	住	5.5	○	14.0	○	0	○
		25	青葉区総合庁舎	住	8.5	○	19.9	○	0	○
		26	都筑区総合庁舎	商	7.9	○	17.4	○	0	○
川崎市	川崎市	27	川崎区役所大師支所	住	9.2	○	21.3	○	0	○
		28	国設川崎(田島)	住	10.2	○	23.8	○	0	○
		29	川崎市役所第4庁舎	商	9.2	○	22.4	○	0	○
		30	幸スポーツセンター	住	7.8	○	18.3	○	0	○
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	7.7	○	17.8	○	0	○
		32	生活文化会館	商	8.1	○	19.0	○	0	○
		33	登戸小学校	住	7.5	○	17.5	○	0	○
		34	宮前平小学校	住	7.7	○	18.5	○	0	○

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 環境基準適合の欄の「○」は環境基準に適合していること、「*」は評価の対象外であることを示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域

4. ()は、年間有効測定日数が250日未満であることを示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年) より作成〕

第3.1-8表(2) 微小粒子状物質の測定結果（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	長期基準		短期基準		日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	環境基準 適合否
					年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 適合否	日平均値 の年間 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 適合否		
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	10.7	○	23.6	○	0	○
		36	国設霞が関	商	8.4	○	18.0	○	0	○
	港区	37	第一京浜高輪	商	13.2	○	26.4	○	0	○
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	9.2	○	21.7	○	0	○
	品川区	39	北品川交差点	商	9.6	○	22.0	○	0	○
		40	中原口交差点	商	9.8	○	22.8	○	0	○
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	9.9	○	22.2	○	0	○
		42	環七通り柿の木坂	住	9.6	○	21.1	○	0	○
	大田区	43	環七通り松原橋	商	9.1	○	20.4	○	0	○
		44	中原街道南千束	住	7.7	○	18.5	○	0	○
		45	環八通り千鳥	住	7.6	○	18.4	○	0	○
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	10.0	○	22.5	○	0	○
神奈川県	横浜市	48	西区浅間下交差点	商	10.7	○	22.3	○	0	○
		52	青葉台	住	11.5	○	23.0	○	0	○
	川崎市	54	池上新田公園前	工	9.3	○	21.0	○	0	○
		55	日進町	商	8.8	○	20.9	○	0	○
		56	富士見公園	商	8.6	○	21.4	○	0	○
		58	中原平和公園	住	7.8	○	18.0	○	0	○
		59	二子	準工	8.6	○	20.2	○	0	○
		60	本村橋	住	7.4	○	17.9	○	0	○
		61	宮前平駅前	商	8.3	○	19.0	○	0	○

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

4. 環境基準適合否の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

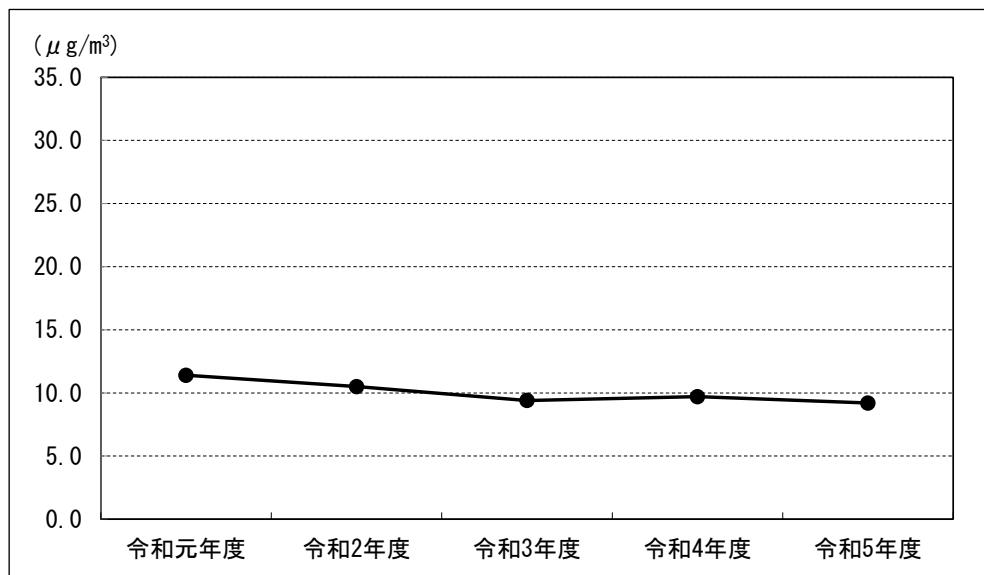
5. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）
 「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧）より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）より作成〕

第3.1-8図 微小粒子状物質の経年変化

⑦ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の状況は、20km 圏内における一般局 9 測定局、自排局 1 測定局で測定が行われており、環境基準が定められている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）の令和 5 年度の測定結果は、第 3.1-9 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定地点で適合している。

また、10km 圏内的一般局 3 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-9 図のとおりであり、多少の濃度変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移している。

※環境基準の評価

ベンゼン : 1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ ($3\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。

トリクロロエチレン : 1 年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ ($130\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。

テトラクロロエチレン : 1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ ($200\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。

ジクロロメタン : 1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ ($150\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。

第 3.1-9 表 有害大気汚染物質の測定結果（令和 5 年度）

(単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
						年平均値	環境基準適合	年平均値	環境基準適合	年平均値	環境基準適合	年平均値	環境基準適合
一般局	東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.88	○	0.60	○	0.12	○	3.5	○
		新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.72	○	0.66	○	0.16	○	1.5	○
		目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.77	○	0.57	○	0.13	○	1.4	○
		大田区	9	大田区東糀谷	準工	1.3	○	1.5	○	0.13	○	1.5	○
	神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.54	○	0.31	○	0.12	○	1.7	○
			16	中区本牧	住	0.57	○	0.20	○	0.069	○	0.80	○
		川崎市	27	川崎区役所大師支所	住	1.1	○	0.56	○	0.22	○	1.2	○
			31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.62	○	0.70	○	0.13	○	1.4	○
			33	登戸小学校	住	0.66	○	0.41	○	0.15	○	1.1	○
自排局	神奈川県	川崎市	54	池上新田公園前	工	1.2	○	0.48	○	0.10	○	1.7	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 太字で示した測定局は、10km 圏内の測定局を示す。

3. 環境基準適合の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

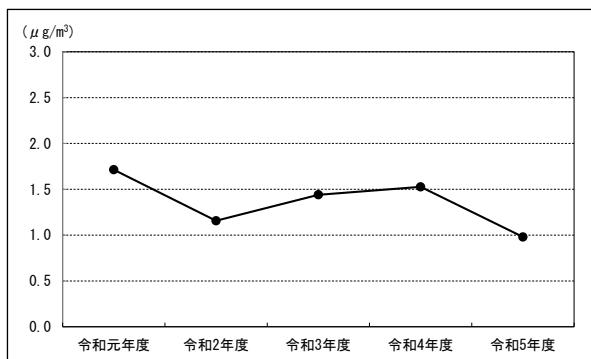
住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

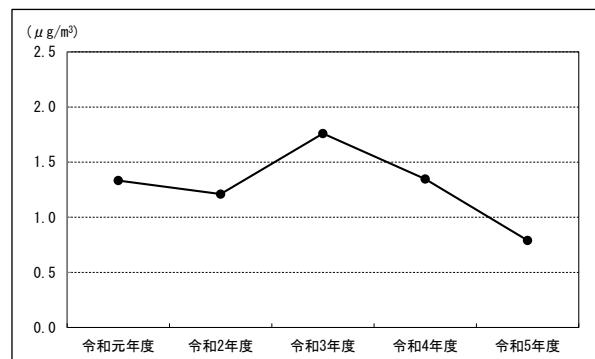
商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「有害大気汚染物質モニタリング調査」（東京都 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

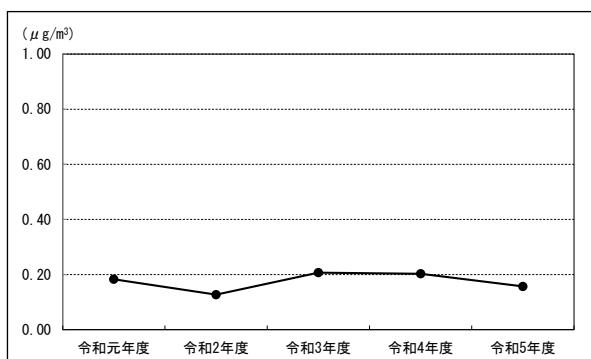
【ベンゼン】



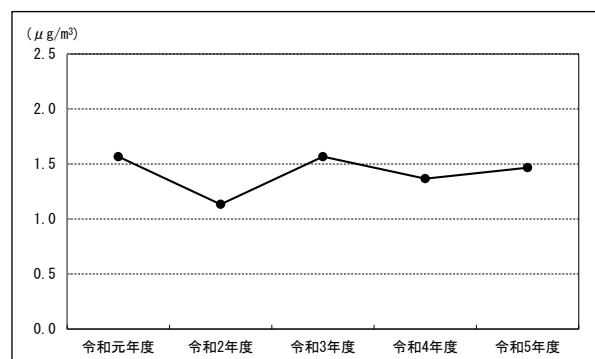
【トリクロロエチレン】



【テトラクロロエチレン】



【ジクロロメタン】



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和元～5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
 「有害大気汚染物質モニタリング調査」（東京都 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

第 3.1-9 図 有害大気汚染物質の経年変化

⑧ ダイオキシン類

ダイオキシン類の状況は、20km 圏内における一般局 10 測定局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-10 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定地点で適合している。

また、10km 圏内的一般局 3 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-10 図のとおりであり、ほぼ横ばい傾向で推移している。

※環境基準の評価：1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

第 3.1-10 表 ダイオキシン類測定結果（令和 5 年度）

（単位：pg-TEQ/m³）

区分	都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値	環境基準適合否
一般局	東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.014	○
		大田区	9	大田区東糀谷	準工	0.038	○
		世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.016	○
	神奈川県	横浜市	16	中区本牧	住	0.0079	○
			18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.0070	○
			19	磯子区総合庁舎	商	0.0073	○
			21	港北区総合庁舎	商	0.0068	○
			24	緑区三保小学校	住	0.0076	○
	川崎市	川崎市	27	川崎区役所大師支所	住	0.012	○
			31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	0.0090	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

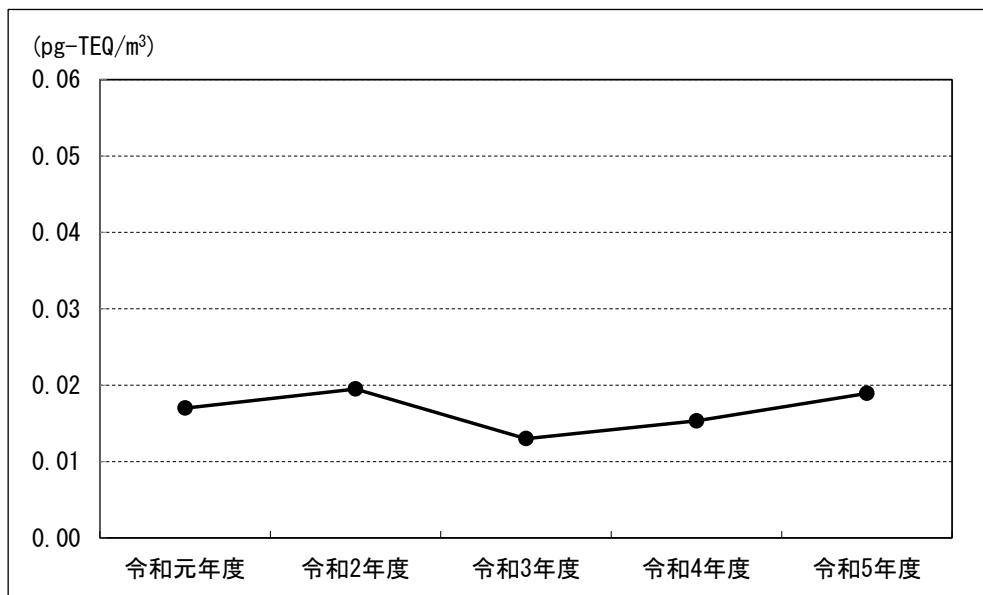
2. **太字**で示した測定局は、10km 圏内の測定局を示す。
3. 環境基準適合否の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。
4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、

第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

〔「令和 6 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 7 年）
「2024（令和 6）年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」（東京都、令和 7 年）
より作成〕



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 2～6 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 3～7 年）
 「2020（令和 2）～2024（令和 6）年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」
 （東京都、令和 3～7 年）
 より作成〕

第 3.1-10 図 ダイオキシン類の経年変化

(3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

令和5年度の大気汚染に係る苦情の発生状況は、第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計728件のうち、大気汚染に係るものは、112件(15%)発生している。このうち、川崎区は15件(川崎市における大気汚染苦情の13%)、幸区は9件(川崎市における大気汚染苦情の8%)である。

横浜市における公害苦情の総計1,562件のうち、大気汚染に係るものは、388件(25%)発生している。このうち、鶴見区は24件(横浜市における大気汚染苦情の6%)である。

また、東京都(区部)における公害苦情の総計4,980件のうち、大気汚染に係るものは、603件(12%)発生している。このうち、大田区は38件(東京都区部における大気汚染苦情の6%)である。

第3.1-11表 公害苦情の発生状況(令和5年度)

(単位:件)

地域	大気汚染				水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計	
	ばい煙	粉じん	ガス	その他									
川崎市	112	28	83	1	0	19	0	423	108	0	60	6	728
川崎区	15	3	12	0	0	0	0	86	21	0	12	0	134
幸区	9	0	8	1	0	0	0	46	11	0	6	1	73
中原区	32	2	30	0	0	6	0	78	21	0	7	1	145
横浜市	388	—	—	—	—	44	2	552	190	—	371	15	1,562
鶴見区	24	—	—	—	—	1	1	40	19	—	13	2	100
港北区	41	—	—	—	—	2	—	71	20	—	35	1	170
神奈川区	20	—	—	—	—	1	1	36	14	—	15	—	87
西区	12	—	—	—	—	—	—	24	11	—	7	3	57
中区	11	—	—	—	—	—	—	75	19	—	15	2	122
東京都(区部)	603	—	—	—	—	9	3	2,786	502	1	556	520	4,980
大田区	38	—	—	—	—	—	1	157	47	—	56	56	355
品川区	23	—	—	—	—	—	—	99	25	—	14	16	177

注:1. 「—」は、該当数値のないものを示す。

2. 対象事業実施区域及びその周囲10km圏内に含まれる自治体の地域で整理した。

〔「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」(川崎市、令和7年)
「横浜市統計書」(横浜市HP、令和7年7月閲覧)
「公害苦情統計調査」(東京都環境局HP、令和7年7月閲覧) より作成〕

3. 騒音の状況

(1) 騒音発生源の状況

川崎市川崎区における令和6年3月末時点の「騒音規制法」（昭和43年法律第98号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく工場・事業場（特定工場等）数は、381となっている。特定施設設置届出数は2,755で、このうち空気圧縮機及び送風機が2,293で最も多く、川崎区全体の83%を占めている。

〔「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」
(川崎市、令和7年) より作成〕

(2) 環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の環境騒音の測定は1地点で行われており、測定結果は第3.1-12表、測定地点の位置は第3.1-11図のとおりである。

環境基準値との比較は、昼間及び夜間とも適合している。

第3.1-12表 環境騒音の測定結果（令和6年度）

（単位：デシベル）

図中番号	測定地点	住所	用途地域	測定結果		環境基準値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	観音川ポンプ場（南部）	川崎区塩浜2-24-5	準工業地域	50	44	60 以下	50 以下	○	○

注：1. 図中番号は、第3.1-11図に対応している。

2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2図）による。
3. 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から午前6時までを示す。
4. 評価の欄の「○」は、環境基準値に適合していることを示す。

〔「一般地域における環境騒音の測定結果」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

(3) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の自動車騒音の測定は5地点、自動車騒音の面的評価は5評価区間で行われており、測定結果は第3.1-13表、測定地点の位置は第3.1-11図のとおりである。

環境基準値との比較は、昼間及び夜間とも全ての地点で適合している。

また、自動車騒音に係る要請限度については、測定されている1地点で昼間、夜間とも要請限度値内である。

第3.1-13表(1) 自動車騒音の測定結果(令和6年度)

(単位:デシベル)

図中番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果		環境基準値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	県道6号(主要地方道) 東京大師横浜線	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	67	63	70 以下	65 以下	○	○
3	市道富士見鶴見駅線	川崎区旭町2-2付近	準住居地域	65	63			○	○
4	市道富士見鶴見駅線	川崎区鋼管通1-2付近	準住居地域	60	54			○	○
5	県道9号(主要地方道) 川崎府中線	幸区堀川町580付近	近隣商業地域	64	58			○	○
6	市道大宮町202	幸区中幸町3-28付近	商業地域	64	57			○	○

注: 1. 図中番号は、第3.1-11図に対応している。
 2. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分(「3.2 社会的状況3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2図)による。
 3. 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から午前6時までを示す。
 4. 評価の欄の「○」は、環境基準値に適合していることを示す。

[「自動車騒音・道路交通振動調査について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)より作成]

第3.1-13表(2) 自動車騒音の測定結果(面的評価)(令和6年度)

図中番号	道路名称	評価区間		評価結果(戸)				
		始点住所	終点住所	評価対象住居等	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
7	一般国道409号線	幸区幸町2-591-5	幸区戸手1-5	1,800	1,796	4	0	0
8	県道9号(主要地方道) 川崎府中線	川崎区宮本町7-8	駅前本町26-2	1,177	1,165	12	0	0
9	市道富士見鶴見駅線	川崎区港町2	川崎区大島1-31	1,305	1,305	0	0	0
10	市道富士見鶴見駅線	川崎区大島1-31	川崎区大島1-31	878	878	0	0	0
11	市道大宮町202	幸区大宮町	幸区中幸町	1,333	1,333	0	0	0

注: 1. 図中番号は、第3.1-11図に対応している。
 2. 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から午前6時までを示す。

[「自動車騒音・道路交通振動調査について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)より作成]

第 3.1-13 表(3) 自動車騒音の測定結果（要請限度）（令和 6 年度）

(単位: デシベル)

図中 番号	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果		要請限度値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	県道6号(主要地方道) 東京大師横浜線	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	66	63	75 以下	70 以下	○	○

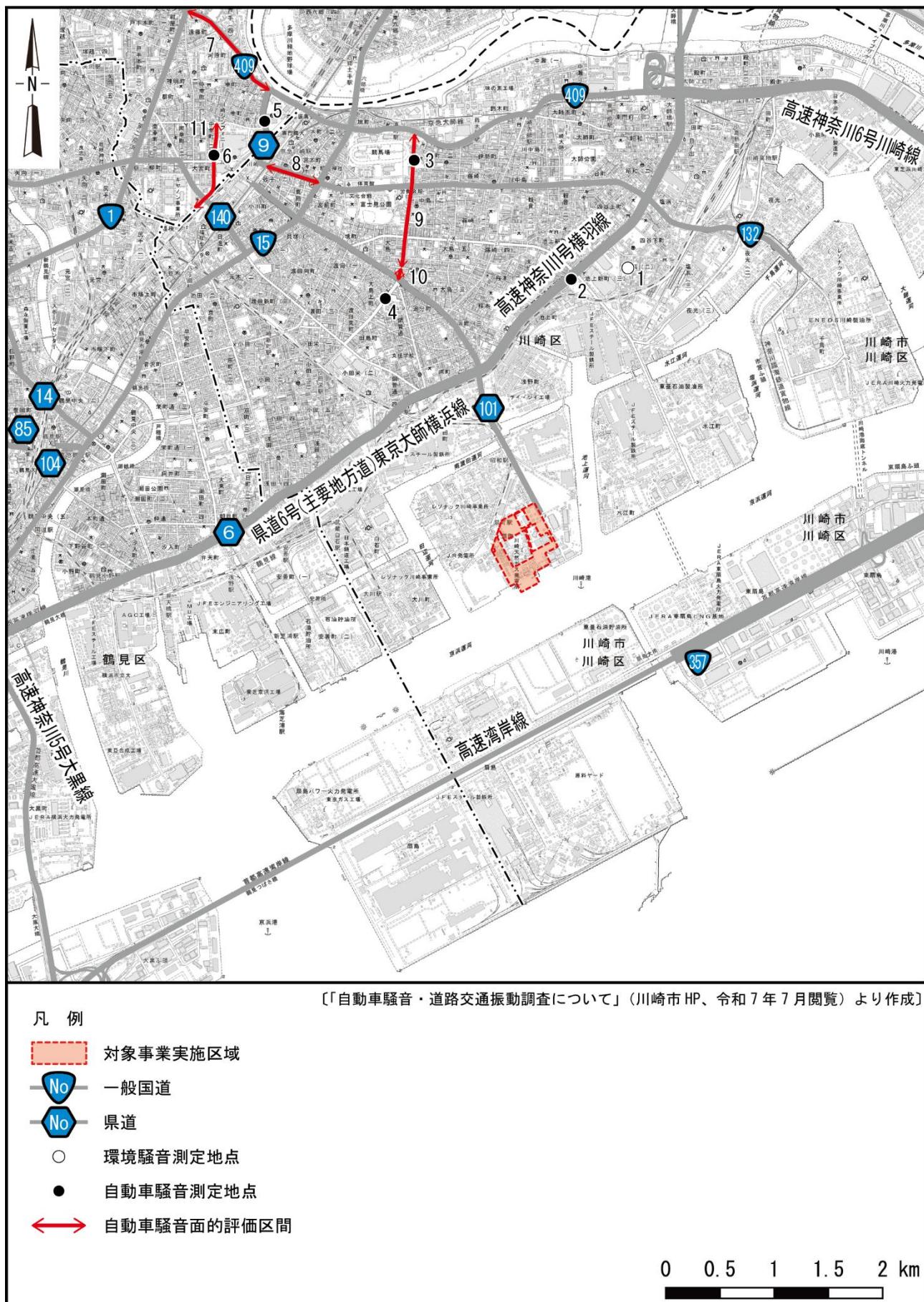
注: 1. 図中番号は、第 3.1-11 図に対応している。
 2. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分(「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第 3.2-2 図)による。
 3. 昼間は午前 6 時から午後 10 時まで、夜間は午後 10 時から午前 6 時までを示す。
 4. 評価の欄の「○」は、要請限度値に適合していることを示す。

[「自動車騒音・道路交通振動調査について」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成]

(4) 騒音に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の騒音に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、騒音に係るものは 423 件 (58%) 発生している。このうち、川崎区は 86 件 (川崎市における騒音苦情の 20%) である。



第 3.1-11 図 騒音の測定地点の位置

4. 振動の状況

(1) 振動発生源の状況

川崎市川崎区における令和6年3月末時点の「振動規制法」（昭和51年法律第64号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく工場・事業場（特定工場等）数は185となっている。特定施設設置届出施設数は687で、このうち金属加工機械が335で最も多く、川崎区全体の49%を占めている。

〔「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」
(川崎市、令和7年) より作成〕

(2) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、公表された環境振動の測定結果は確認できなかつた。

(3) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の道路交通振動の測定は1地点で行われており、測定結果は第3.1-14表、道路交通振動の測定地点の位置は第3.1-12図のとおりである。

要請限度値との比較は、県道6号（主要地方道）東京大師横浜線で昼間及び夜間ともに適合している。

第3.1-14表 道路交通振動の測定結果（令和6年度）

（単位：デシベル）

図中番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果		要請限度値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	県道6号（主要地方道） 東京大師横浜線	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	47	45	70 以下	65 以下	○	○

注：1. 図中番号は、第3.1-12図に対応している。

2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2図）による。
3. 昼間は午前8時から午後7時まで、夜間は午後7時から午前8時までを示す。
4. 評価の欄の「○」は、要請限度値に適合していることを示す。

〔「自動車騒音・道路交通振動調査について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

(4) 振動に係る苦情の発生状況

令和5年度の振動に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計728件のうち、振動に係るものは、108件（15%）発生している。このうち、川崎区は21件（川崎市における振動苦情の19%）である。



第 3.1-12 図 道路交通振動の測定地点の位置

5. 悪臭の状況

(1) 悪臭の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、公表された悪臭の測定結果は確認できなかった。

(2) 悪臭に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の悪臭に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、悪臭に係るものは、60 件 (8%) 発生している。このうち、川崎区は 12 件 (川崎市における悪臭苦情の 20%) である。

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 海域の概況

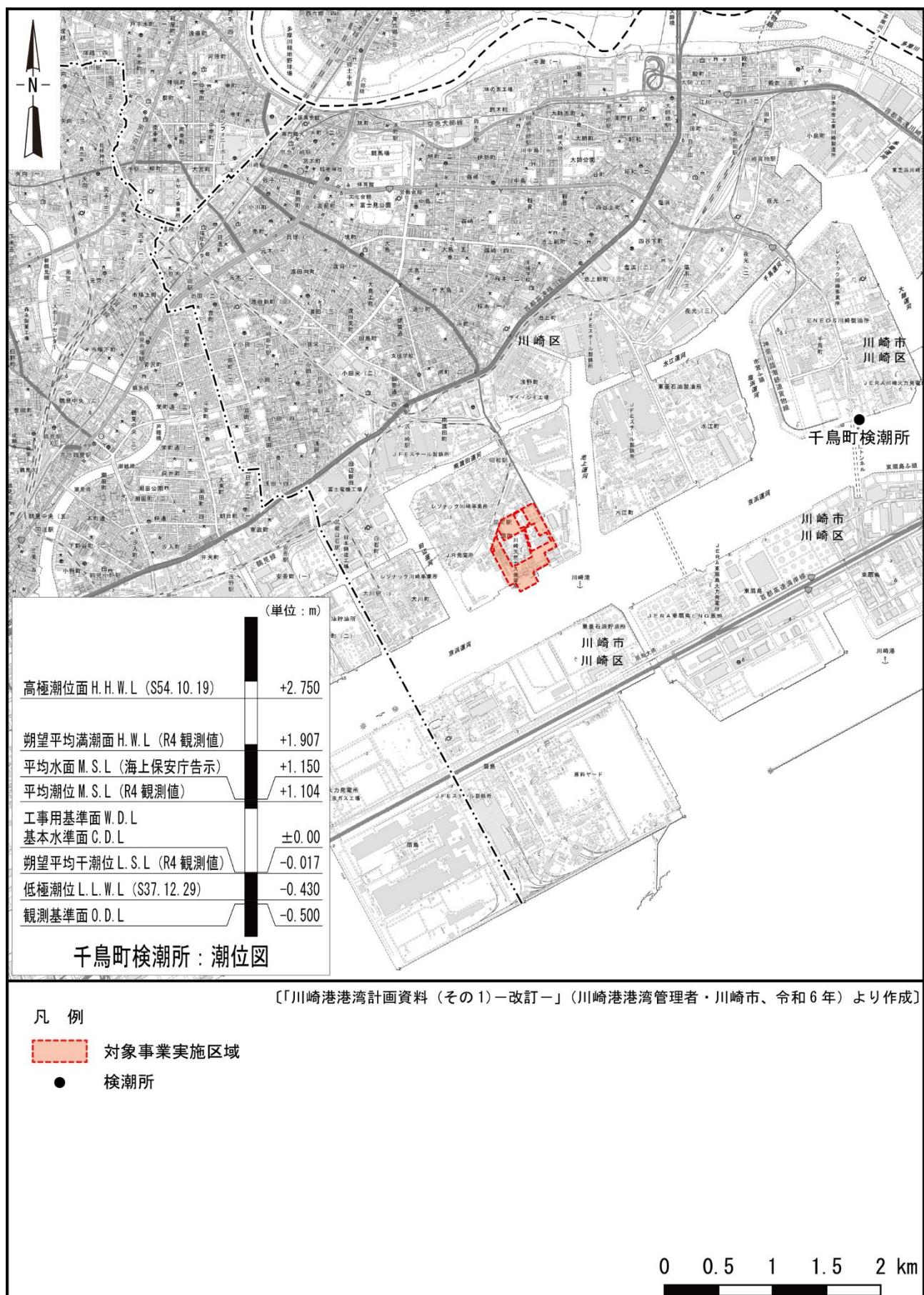
対象事業実施区域の面する東京湾は、奥行き約80km、平均幅約30km、面積約1,400km²であるが、浦賀と富津を結ぶ湾口の幅はわずか6kmで、閉鎖性の水域である。川崎市の臨海地域は京浜工業地帯の中枢を成しており、北側は東京都、西側は横浜市に接し、幅は約8kmである。浮島町、千鳥町、東扇島等の埋立地が造成されており、京浜運河、大師運河等大小16の運河がある。

〔「水環境データ集 令和5年度」（川崎市、令和7年）より作成〕

(2) 潮位

川崎港にある千鳥町検潮所の位置及び潮位は、第3.1-13図のとおりである。

千鳥町検潮所において基本水準面（C.D.L）を基準とした平均水面（M.S.L）は+1.150m、朔望平均満潮面（H.W.L）が+1.907m、朔望平均干潮位（L.S.L）が-0.017mであり、その潮位差は1.924mとなっている。



第 3.1-13 図 検潮所の位置及び川崎港の潮位

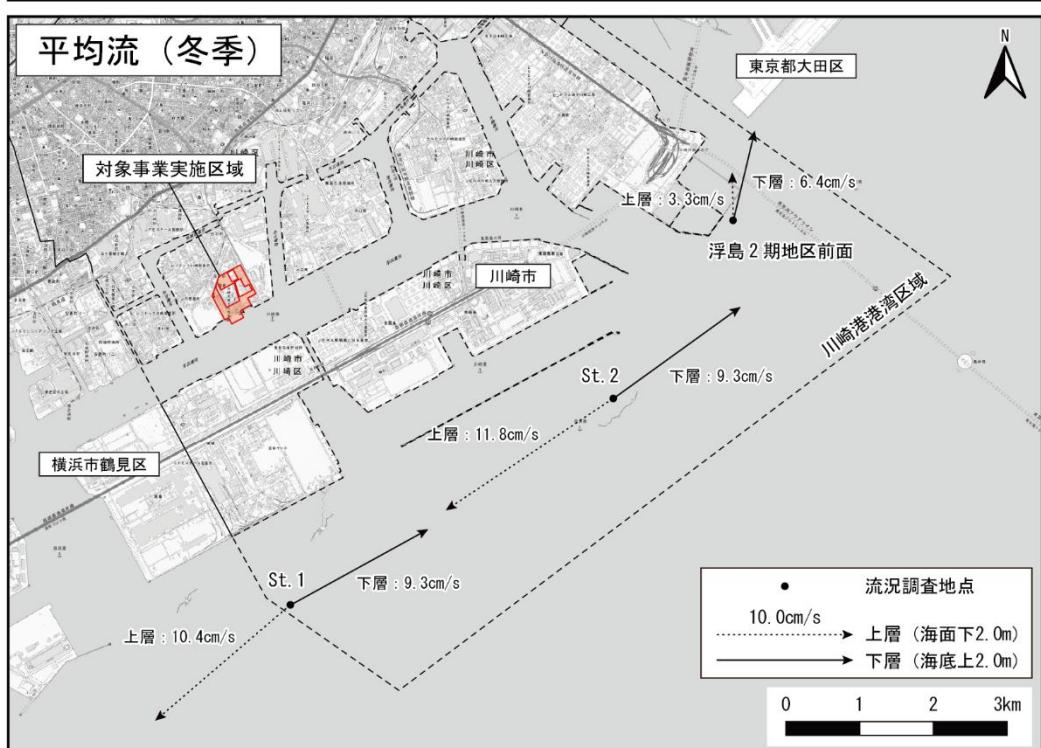
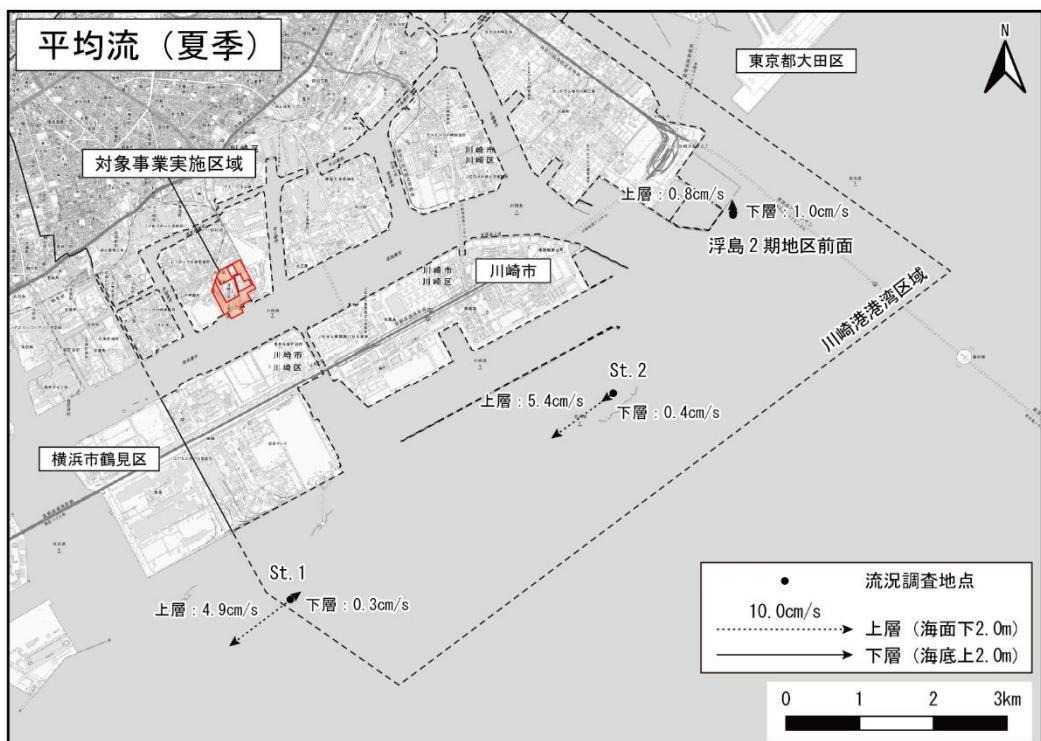
(3) 流況

川崎港内の潮流については、川崎市港湾局が3地点において調査を実施している。潮流調査の詳細は第3.1-15表、平均流の状況は第3.1-14図、平均大潮期の潮流の状況は第3.1-15図のとおりである。平均流の状況は上層(海面下2.0m)において、夏季では0.8、4.9及び5.4cm/s、冬季では3.3、10.4及び11.8cm/sとなっている。

第3.1-15表 川崎港内における潮流調査の詳細

調査項目	調査地点	調査時期（調査期間）	観測層
流向・流速	St.1	夏季：平成23年9月25日～10月10日 冬季：平成24年1月12日～1月26日	上層：海面下2.0m 下層：海底面上2.0m
	St.2	春季：平成26年5月8日～5月26日 夏季：平成26年8月7日～8月25日 秋季：平成26年11月6日～11月25日 冬季：平成27年2月5日～2月23日	上層：海面下2.0m 下層：海底面上2.0m
	浮島2期地区前面		

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成〕



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

[「川崎港港湾計画資料（その2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]

第3.1-14図 川崎港内の平均流の状況



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

[「川崎港港湾計画資料（その2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]

第3.1-15図(1) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（高潮時）



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

[「川崎港港湾計画資料（その2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]

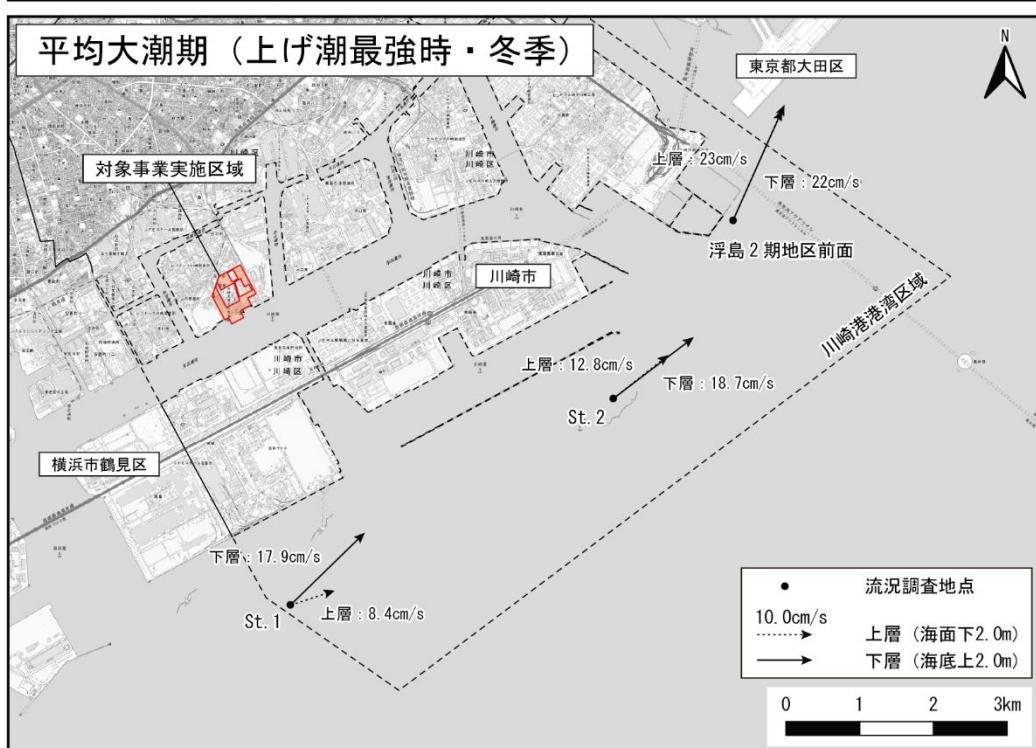
第3.1-15図(2) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（下げ潮最強時）



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

[「川崎港港湾計画資料（その2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]

第3.1-15図(3) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（低潮時）



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

[「川崎港港湾計画資料（その2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]

第3.1-15図(4) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（上げ潮最強時）

(4) 流入河川

対象事業実施区域及びその周囲では、第3.1-16図のとおり一級河川の多摩川と鶴見川が流れしており、これらは東京湾に流入している。

多摩川は、流路延長 138km、流域面積 1,240km²で、山梨県北東部の秩父山塊にその源を発し、途中、小菅川、秋川、浅川等が合流し、東京湾に注いでいる。多摩川の河口部から 29.8km の間は、川崎市と東京都の境を流れている。川崎市内の河川としては、三沢川、平瀬川が合流している。

鶴見川は、流路延長 42.5km、流域面積 235km²で東京都町田市の丘陵地にその源を発し、途中、恩田川、矢上川等が合流している。川崎市幸区南加瀬で横浜市との境を流下し、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。上流部（谷本川）では麻生川、真福寺川、早野川、下流部では矢上川が合流している。

〔「水環境データ集 令和5年度」（川崎市、令和7年）より作成〕

(5) 湖 沼

対象事業実施区域及びその周囲には、主だった湖沼はない。

〔「国土数値情報 湖沼データ」（国土交通省 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕



第3.1-16図 主要な流入河川の位置

2. 水質の状況

(1) 水質汚濁発生源の状況

川崎市における令和6年3月末時点の「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく特定事業場数は606、有害物質貯蔵指定事業場数は64となっている。

〔「令和5年度 水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和7年）より作成〕

(2) 海域の水質の状況

対象事業実施区域の周辺海域では、令和5年度において10地点で公共用水域の水質測定が行われている。水質測定地点の位置及び環境基準の類型指定状況は、第3.1-17図のとおりである。

周辺海域では、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、一般項目（化学的酸素要求量（COD）等）についてはB類型又はC類型に、一般項目（全窒素・全燐）についてはIV類型に、水生生物（全亜鉛等）については生物A類型に、底層溶存酸素量については生物1類型及び生物2類型に指定されている。

① 生活環境項目

周辺海域における生活環境項目に係る令和5年度の水質測定結果は、第3.1-16表のとおりである。

水質汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）の測定結果（75%値）は10地点中9地点で、富栄養化の代表的な指標である全窒素（T-N）の測定結果は10地点中7地点で、全燐（T-P）の測定結果は10地点中3地点で環境基準に適合している。

令和元～5年度における化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全燐の経年変化は第3.1-18図のとおりであり、10地点の化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全燐の経年変化は、ほぼ横ばい傾向で推移している。



第3.1-17図 水質測定点位置及び環境基準の類型指定状況

第3.1-16表(1) 海域の水質測定結果（生活環境項目・令和5年度）

図中番号	測定地点名	類型	水素イオン濃度 [pH] (-)					溶存酸素量 [DO] (mg/L)					化学的酸素要求量 [COD] (mg/L)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の平均値(75%値)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	C	8.0	8.3	8.2	0/12	7.0以上	3.5	9.1	6.2	0/12	2以上	2.0	4.7	3.3(3.8)	0/12	8以下
2	東扇島防波堤西	C	8.1	8.4	8.3	3/12	8.3以下	4.0	9.5	7.2	0/12	2以上	2.1	12	3.8(3.5)	1/12	
3	京浜運河扇町	C	8.1	8.4	8.3	3/12		4.9	9.2	7.3	0/12		2.0	4.7	3.4(4.3)	0/12	
4	扇島沖	B	8.1	8.5	8.3	2/12	7.8以上 8.3以下	4.4	8.9	7.1	1/12	5以上	1.6	4.2	2.9(3.2)	4/12	3以下
5	末広運河先	C	8.1	8.2	8.2	0/4	7.0以上 8.3以下	3.2	7.2	5.5	0/4	2以上	2.5	4.4	3.3(3.3)	0/4	8以下
6	夜光運河先	C	8.2	8.4	8.3	1/4		4.2	8.7	6.9	0/4		2.7	5.0	3.7(3.6)	0/4	
7	桜堀運河先	C	8.1	8.3	8.2	0/4		3.8	7.9	6.5	0/4		2.8	5.8	4.1(4.0)	0/4	
8	池上運河先	C	8.2	8.4	8.3	1/4		4.8	9.6	7.4	0/4		2.5	4.8	3.6(3.8)	0/4	
9	南渡田運河先	C	8.1	8.5	8.2	1/4		3.9	8.6	6.8	0/4		2.1	6.1	3.7(3.6)	0/4	
10	鶴見川河口先	C	8.0	8.5	8.2	2/12		5.5	10.3	8.2	0/12		2.0	4.5	3.5(3.8)	0/12	

図中番号	測定地点名	類型	n-ヘキサン抽出物質〔油分等〕 (mg/L)					大腸菌数 (CFU/100mL)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の平均値(90%値)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12	-	1	35	13(30)	-/12	-
2	東扇島防波堤西	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12		<1	54	8(15)	-/12	
3	京浜運河扇町	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12		<1	1,500	140(33)	-/12	
4	扇島沖	B	<0.5	<0.5	<0.5	0/12	検出されない こと。	<1	220	24(48)	-/12	
5	末広運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4	-	3	29	16(29)	-/2	
6	夜光運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4		3	9	6(9)	-/2	
7	桜堀運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4		3	65	34(65)	-/2	
8	池上運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4		3	10	7(10)	-/2	
9	南渡田運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4		2	11	7(11)	-/2	
10	鶴見川河口先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4		3	14,000	3,800 (11,000)	-/12	

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

- 平均値は、上下層平均値の年間平均値を示す。
- 最小値及び最大値は、上下層平均値の最小値及び最大値を示す。
- 太字表記は、環境基準値を超えて検出されたことを示す。
- 「<」は、記載値未満であることを示す。
- m/nの欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。また、「-/n」は環境基準が定められていないことを示す。
- 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

〔「水環境データ集 令和5年度」（川崎市、令和7年）
「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）
「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成〕

第3.1-16表(2) 海域の水質測定結果（生活環境項目・令和5年度）

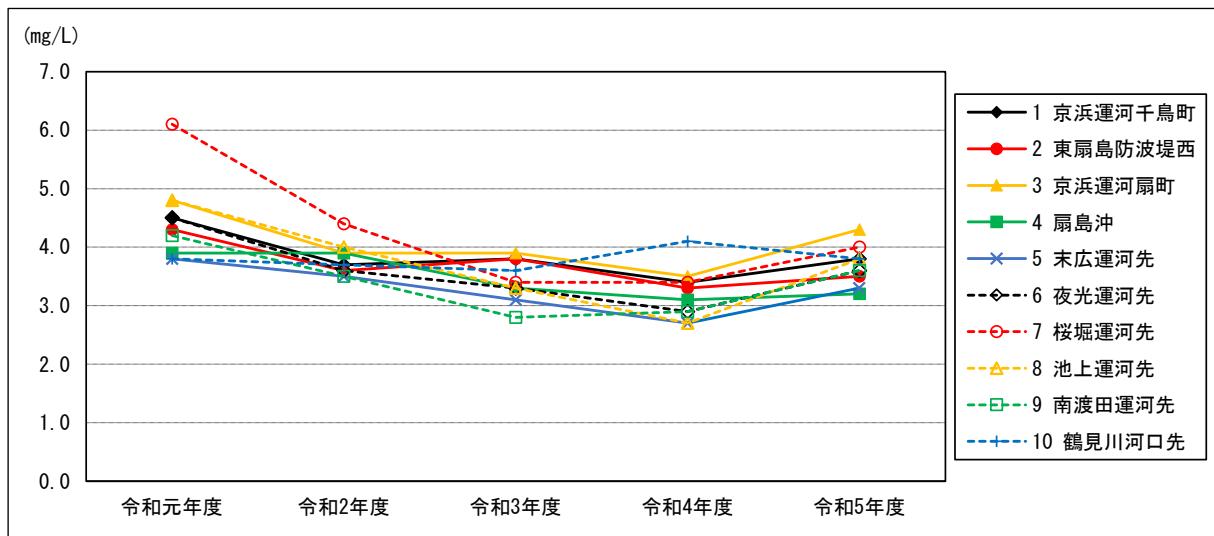
図中番号	測定地点名	類型	全窒素 (mg/L)						全 煅 (mg/L)					
			最小値	最大値	平均値	平均値 (上層)	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	平均値 (上層)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	IV	0.55	0.91	0.71	0.88	2/12	1 以下	0.042	0.14	0.085	0.086	5/12	0.09 以下
2	東扇島防波堤西	IV	0.42	1.7	0.69	0.94	1/12		0.045	0.33	0.095	0.13	5/12	
3	京浜運河扇町	IV	0.50	1.0	0.71	0.93	4/12		0.046	0.13	0.090	0.11	6/12	
4	扇島沖	IV	0.38	0.70	0.55	0.72	0/12		0.043	0.12	0.069	0.081	4/12	
5	末広運河先	IV	0.96	1.3	1.1	1.6	4/4		0.071	0.18	0.12	0.12	3/4	
6	夜光運河先	IV	0.61	0.95	0.81	0.93	1/4		0.058	0.14	0.093	0.099	2/4	
7	桜堀運河先	IV	0.94	1.7	1.3	1.9	4/4		0.097	0.53	0.23	0.33	4/4	
8	池上運河先	IV	0.48	0.92	0.71	0.83	1/4		0.051	0.13	0.091	0.086	2/4	
9	南渡田運河先	IV	0.67	1.1	0.86	0.99	2/4		0.056	0.16	0.10	0.10	2/4	
10	鶴見川河口先	IV	0.71	2.1	1.3	1.9	12/12		0.050	0.17	0.10	0.13	9/12	

図中番号	測定地点名	類型	全亜鉛 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)					直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [LAS] (mg/L)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	生物A	0.003	0.012	0.008	0/12	0.02 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	0.001 以下	0.0008	0.0013	0.0011	0/2	0.01 以下
2	東扇島防波堤西	生物A	0.002	0.005	0.003	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	
3	京浜運河扇町	生物A	0.003	0.007	0.005	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	
4	扇島沖	生物A	0.002	0.008	0.004	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	
5	末広運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
6	夜光運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
7	桜堀運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
8	池上運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
9	南渡田運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
10	鶴見川河口先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	

図中番号	測定地点名	類型	底層溶存酸素量 (mg/L)					
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	
1	京浜運河千鳥町	生物2	0.2	8.2	3.9	5/12	3.0 以上	
2	東扇島防波堤西	生物2	0.4	8.9	5.0	5/12		
3	京浜運河扇町	生物2	1.2	8.6	5.1	5/12		
4	扇島沖	生物1	1.7	8.5	5.0	6/12		
5	末広運河先	生物2	0.5	6.7	3.4	2/4		
6	夜光運河先	生物2	1.8	8.8	5.2	2/4		
7	桜堀運河先	生物2	0.2	6.5	3.2	2/4		
8	池上運河先	生物2	0.4	9.3	4.3	2/4		
9	南渡田運河先	生物2	1.3	7.6	4.4	2/4		
10	鶴見川河口先	生物2	4.1	10.0	7.7	0/12		

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。
 2. 平均値は、上下層平均値の年間平均値を示す。
 3. 最小値及び最大値は、上下層平均値の最小値及び最大値を示す。
 4. **太字**表記は、環境基準値を超えて検出されたことを示す。
 5. 「<」は、記載値未満であることを示す。
 6. 全窒素及び全燐は、上層の値で環境基準値と比較した。
 7. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。
 8. m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

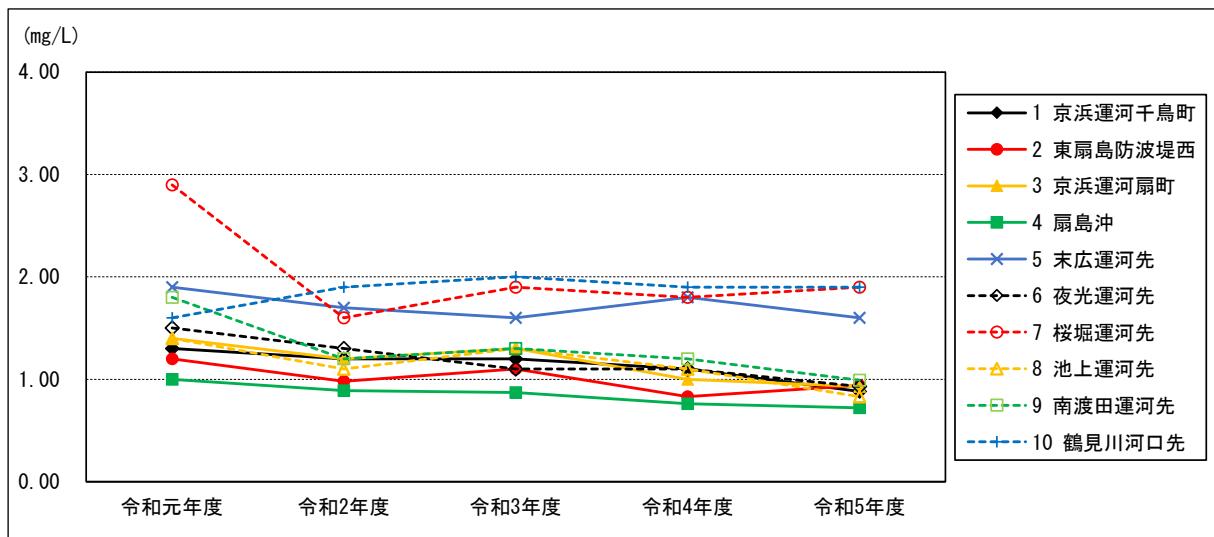
〔「水環境データ集 令和5年度」（川崎市、令和7年）
 「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）
 「令和5年度神奈川県公共用海域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成〕



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。
 2. 図中の値は、日間平均値の 75% 値を示す。

〔「水質年報 令和元～3 年度」（川崎市、令和 3～5 年）
 「水環境データ集 令和 4～5 年度」（川崎市、令和 6～7 年）
 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年） より作成〕

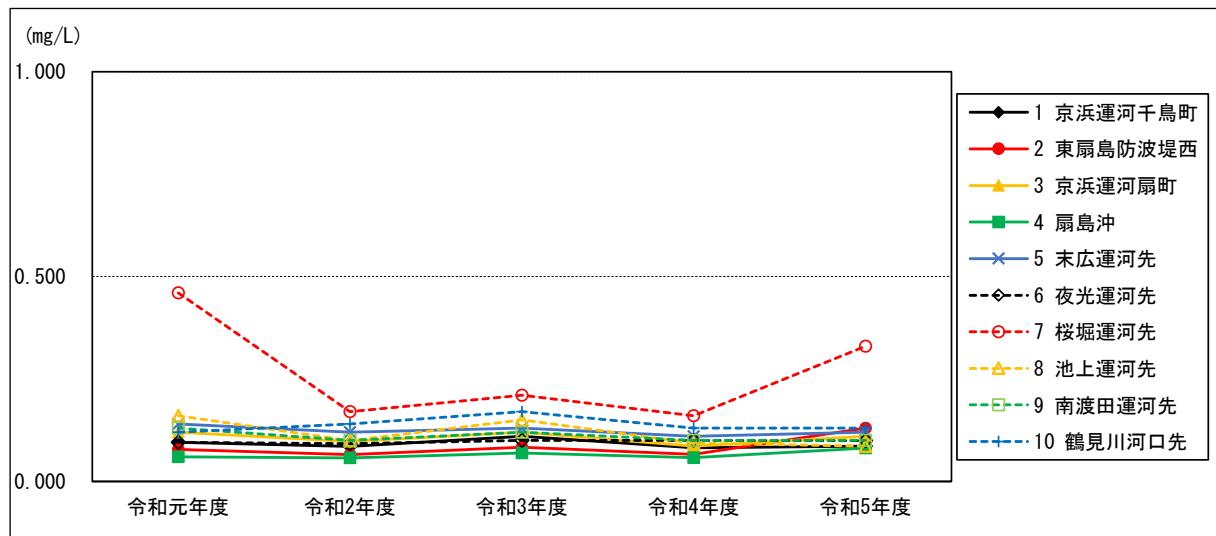
第 3.1-18 図(1) 海域の水質の経年変化（化学的酸素要求量 (COD)）



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。
 2. 図中の値は、上層の年平均値を示す。

〔「水質年報 令和元～3 年度」（川崎市、令和 3～5 年）
 「水環境データ集 令和 4～5 年度」（川崎市、令和 6～7 年）
 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年） より作成〕

第 3.1-18 図(2) 海域の水質の経年変化（全窒素）



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。

2. 図中の値は、上層の年平均値を示す。

「水質年報 令和元～3 年度」(川崎市、令和 3～5 年)
 「水環境データ集 令和 4～5 年度」(川崎市、令和 6～7 年)
 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県、令和 6 年) より作成

第 3.1-18 図(3) 海域の水質の経年変化 (全燐)

② 健康項目

周辺海域における健康項目に係る令和5年度の水質測定結果は、8地点において測定されており、第3.1-17表のとおりである。

健康項目は、測定が行われているすべての地点で環境基準に適合している。

第3.1-17表 海域の水質測定結果（健康項目・令和5年度）

(単位: mg/L)

図中番号	1	2	3	4	7	8	9	10	基準値
測定地点名	京浜運河	東扇島	京浜運河	扇島沖	桜堀	池上	南渡田	鶴見川	
項目	千鳥町	防波堤西	扇町		運河先	運河先	運河先	河口先	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロパン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0005	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0003	0.02 以下
ベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
亜硝酸性窒素	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	<0.05	<0.05	0.04	-
硝酸性窒素	0.25	0.25	0.26	0.22	0.94	0.10	0.18	0.63	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.31	0.30	0.31	0.27	1.0	0.15	0.23	0.71	10 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 「-」は、測定が行われていないことを示す。

3. 「<」は、記載値未満であることを示す。

4. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

〔「水環境データ集 令和5年度」(川崎市、令和7年)
「神奈川県水質調査年表(令和5年度)」(神奈川県、令和6年) より作成〕

③ ダイオキシン類

周辺海域におけるダイオキシン類については、令和5年度において1地点で測定されている。水質測定結果は第3.1-18表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-18表 周辺海域の水質測定結果（ダイオキシン類・令和5年度）

（単位：pg-TEQ/L）

図中番号	測定地点名	測定結果	環境基準
1	京浜運河千鳥町	0.35	1以下

注：図中番号は、第3.1-17図に対応している。

〔「令和6年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和7年）より作成〕

④ 水温

周辺海域における令和5年度の水温は、第3.1-19表及び第3.1-19図のとおりである。

周辺海域の月別水温の平均は11.2~26.3°Cの範囲であり、8月に最高となり、2月に最低となっている。

第3.1-19表 周辺海域の水温の月別測定結果（令和5年度）

（単位：°C）

図中番号	測定地点名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	京浜運河千鳥町	16.6	18.5	19.9	22.6	25.8	25.8	24.7	20.7	16.5	14.3	12.0	12.8
2	東扇島防波堤西	16.2	17.8	20.1	22.4	24.9	25.6	24.0	20.3	15.5	13.0	11.2	11.2
3	京浜運河扇町	16.6	18.2	20.4	23.4	26.5	25.8	24.2	20.4	15.6	13.0	11.7	12.2
4	扇島沖	15.7	17.6	19.0	21.4	24.4	25.2	23.5	20.1	15.4	13.7	11.4	11.5
5	末広運河先	17.1	—	—	23.5	—	—	26.1	—	—	13.5	—	—
6	夜光運河先	16.7	—	—	24.8	—	—	26.4	—	—	13.5	—	—
7	桜堀運河先	16.9	—	—	23.7	—	—	25.3	—	—	14.4	—	—
8	池上運河先	16.5	—	—	23.5	—	—	24.7	—	—	13.3	—	—
9	南渡田運河先	17.5	—	—	25.2	—	—	27.3	—	—	14.8	—	—
10	鶴見川河口先	16.5	18.5	21.2	25.9	30.1	28.7	24.2	20.0	14.8	12.1	10.0	11.4
平均		16.6	18.1	20.1	23.6	26.3	26.2	25.0	20.3	15.6	13.5	11.2	11.8

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 記載値は、上下層の平均値である。

3. 「—」は、測定が行われていないことを示す。

〔「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）より作成〕



〔「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）より作成〕

第3.1-19図 周辺海域の水温の月別平均値（令和5年度）

(3) 河川の水質の状況

対象事業実施区域の周囲において、令和 5 年度の河川の水質の測定は多摩川の六郷橋、大師橋及び鶴見川の臨港鶴見川橋にて行われており、水質測定地点の位置及び類型指定は第 3.1-17 図のとおりである。

① 生活環境項目

対象事業実施区域の周囲における生活環境項目に係る令和 5 年度の水質測定結果は、第 3.1-20 表のとおりである。

水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) の測定結果 (75% 値) は、すべての地点において環境基準に適合している。

令和元～5 年度における生物化学的酸素要求量 (BOD) の経年変化は第 3.1-20 図のとおりであり、多少の濃度変動はあるもののすべての地点で概ね横ばい傾向で推移している。

第3.1-20表 河川の水質測定結果（生活環境項目・令和5年度）

水 域	図中番号	測定地点名	類型	水素イオン濃度〔pH〕 (-)					溶存酸素量〔DO〕 (mg/L)					生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の平均値 (75%値)	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	B	7.5	8.1	7.6	0/12	6.5 以上 8.5 以下	2.7	12.0	7.1	2/12	5 以上	1.3	18.0	3.6(2.3)	3/12	3 以下
	②	大師橋	B	7.5	8.7	7.9	1/12		4.5	13.0	7.7	2/12		1.4	21.0	4.2(2.8)	3/12	
	③	臨港鶴見川橋	C	7.4	8.2	7.7	0/12		1.7	7.9	5.7	3/12		0.6	4.0	1.9(2.4)	0/12	

水 域	図中番号	測定地点名	類型	浮遊物質量〔SS〕 (mg/L)					大腸菌数 (CFU/100mL)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の平均値 (90%値)	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	B	1	12	4	0/12	25 以下	6	1,400	300(740)	1/12	1,000 以下
	②	大師橋	B	3	19	7	0/12		9	1,800	270(840)	1/12	
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	C	2	10	4	0/12	50 以下	26	19,000	2,400(2,200)	-/12	-

水 域	図中番号	測定地点名	類型	全窒素 (mg/L)					全 磷 (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	-	3.2	6.1	4.4	-/12	-	0.15	0.52	0.32	-/12	-
	②	大師橋	-	2.5	4.2	3.3	-/12		0.17	0.45	0.25	-/12	
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	-	2.0	6.6	4.0	-/12	-	0.13	0.28	0.21	-/12	-

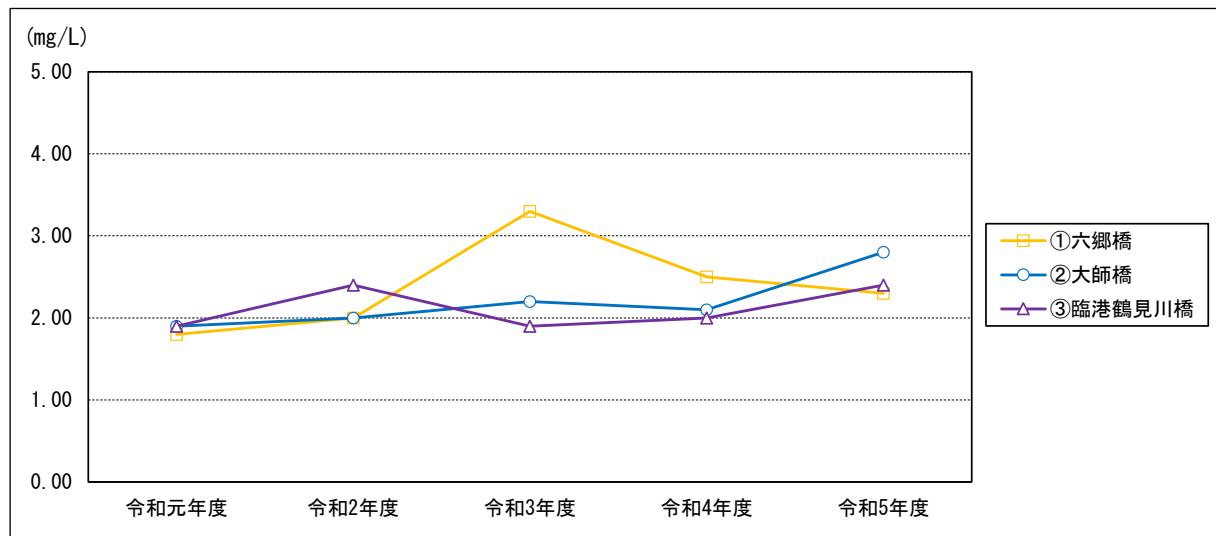
水生生物保全項目

水 域	図中番号	測定地点名	類型	全亜鉛 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)					直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩〔LAS〕 (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	生物B	0.010	0.021	0.016	0/12	0.03 以下	-	-	-	-	0.002 以下	-	-	-	-	0.05 以下
	②	大師橋	生物B	0.009	0.038	0.021	2/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4		<0.0006	0.0056	0.0020	0/4	
	③	臨港鶴見川橋	生物B	0.009	0.034	0.016	1/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4		<0.0006	0.0009	0.0007	0/4	

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

- 「-」は、測定が行われていないことを示す。
- 「<」は、記載値未満であることを示す。
- m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。また、「-/n」は環境基準が定められていないことを示す。
- 基準値の「-」は環境基準が定められていないことを、類型の「-」は類型が定められていないことを示す。

〔「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）
「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成〕



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。
 2. 図中の値は、日間平均値の 75% 値を示す。

[「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年）より作成]

第 3.1-20 図 河川の水質の経年変化（生物化学的酸素要求量（BOD））

② 健康項目

流入河川における健康項目に係る令和5年度の水質測定結果は、第3.1-21表のとおりである。

健康項目は、測定が行われているすべての地点において環境基準に適合している。

第3.1-21表 河川の水質測定結果（健康項目・令和5年度）

(単位: mg/L)

水域名	多摩川		鶴見川	環境基準	
図中番号	①	②	③		
測定地点名	六郷橋	大師橋	臨港鶴見川橋		
項目					
カドミウム	—	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	
全シアン	—	<0.01	<0.01	検出されないこと。	
鉛	—	0.001	0.002	0.01 以下	
六価クロム	—	<0.005	<0.005	0.02 以下	
砒素	—	0.002	0.001	0.01 以下	
総水銀	—	<0.0003	<0.0003	0.0005 以下	
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと。	
PCB	—	<0.0003	<0.0003	検出されないこと。	
ジクロロメタン	—	<0.0002	<0.0002	0.02 以下	
四塩化炭素	—	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.006 以下	
トリクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロペン	—	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
チウラム	—	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	
シマジン	—	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	
チオベンカルブ	—	<0.0003	<0.0003	0.02 以下	
ベンゼン	—	<0.0002	<0.0002	0.01 以下	
セレン	—	<0.001	<0.001	0.01 以下	
硝酸性窒素	2.4	2.3	2.4	-	
亜硝酸性窒素	0.11	0.092	0.25	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.5	2.3	2.6	10 以下	
ふつ素	—	—	—	0.8 以下	
ほう素	—	—	—	1 以下	
1,4-ジオキサン	—	<0.005	<0.005	0.05 以下	

注: 1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 測定結果の値は、平均値である。
3. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。
4. 「<」は、記載値未満であることを示す。
5. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

〔「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）より作成〕

③ ダイオキシン類

対象事業実施区域の周囲における河川のダイオキシン類については、令和5年度において1地点で測定されている。水質測定結果は第3.1-22表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-22表 河川の水質測定結果（ダイオキシン類・令和5年度）

（単位：pg-TEQ/L）

図中番号	測定地点名	測定結果	環境基準
③	臨港鶴見川橋	0.087	1以下

注：図中番号は、第3.1-17図に対応している。

〔「令和6年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和7年）より作成〕

(4) 地下水の水質の状況

川崎市内において令和5年度は、9地点で定点調査が、8地点で継続監視調査が、8地点でメッシュ調査が行われており、うち川崎区内では1地点で継続監視調査が、2地点でメッシュ調査が行われている。

川崎区内で行われた測定結果は第3.1-23表のとおりであり、すべての地点において環境基準に適合している。

また、対象事業実施区域の周囲における地下水のダイオキシン類については、令和5年度において1地点で測定されている。水質測定結果は第3.1-24表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-23表 地下水の水質測定結果（令和5年度）

（単位：mg/L）

調査区分	継続監視調査	メッシュ調査	メッシュ調査	環境基準
測定地点名	川崎区日進町	川崎区日ノ出	川崎区小川町	
深度区分	浅井戸	浅井戸	深井戸	
用途区分	その他	生活用水	生活用水	
測定年月	令和5年10月	令和5年10月	令和5年10月	
カドミウム	—	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	—	<0.1	<0.1	検出されないこと。
鉛	—	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	—	<0.01	<0.01	0.02以下
砒素	—	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	—	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと。
PCB	—	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	—	<0.0002	<0.0002	0.02以下
四塩化炭素	—	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.0022	<0.0004	<0.0004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006以下
トリクロロエチレン	0.0003	<0.0002	<0.0002	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
1,3-ジクロロプロパン	—	<0.0004	<0.0004	0.002以下
チウラム	—	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	—	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	—	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	—	<0.0002	<0.0002	0.01以下
セレン	—	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	4.7	<0.10	10以下
ふっ素	—	0.25	0.24	0.8以下
ほう素	—	0.07	0.20	1以下
1,4-ジオキサン	—	<0.005	<0.005	0.05以下

注：1. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。

2. 「<」は、記載値未満であることを示す。

[「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成]

第 3.1-24 表 地下水の水質測定結果（ダイオキシン類・令和 5 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

測定点名	測定結果	環境基準
川崎区小川町	0.031	1 以下

〔「令和 6 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 7 年）より作成〕

（5）水質汚濁に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の水質汚濁に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況（3）大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、水質汚濁に係るものは、19 件（3%）発生している。このうち、川崎区は 0 件で発生していない。

3. 水底の底質の状況

対象事業実施区域の周辺海域におけるダイオキシン類については、令和 5 年度において 2 地点で測定されている。水底の底質測定結果は第 3.1-25 表のとおりであり、すべての地点において環境基準に適合している。

第 3.1-25 表 水底の底質測定結果（ダイオキシン類・令和 5 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

図中番号	測定地点名	測定結果	環境基準
1	京浜運河千鳥町	22	150 以下
③	臨港鶴見川橋	12	

注：図中番号は、第 3.1-17 図に対応している。

〔「令和 6 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 7 年）より作成〕

3.1.3 土壤及び地盤の状況

1. 土壤の状況

(1) 土壤汚染の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、桜川公園で令和5年度のダイオキシン類の調査が行われている。測定結果は第3.1-26表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-26表 土壤の測定結果（ダイオキシン類・令和5年度）

（単位：pg-TEQ/g）

測定点名	測定結果	環境基準
桜川公園	1.8	1,000 以下

〔「令和6年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和7年）より作成〕

川崎市川崎区では令和7年7月8日現在、「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく要措置区域は存在しないが、形質変更時要届出区域は73件存在する。

〔「土壤汚染対策法 区域の指定について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」（川崎市、令和7年）によると、令和5年度の「土壤汚染対策法」に基づく調査での土壤汚染の判明件数は、川崎市全体で10件、対象事業実施区域が位置する川崎区で7件である。

(2) 対象事業実施区域の土地利用履歴

対象事業実施区域が位置する扇町地区は、昭和2年に埋立てが完了した埋立地である。昭和6年には、三菱石油株式会社（現ENEOS株式会社）が設立され、扇町地区内で川崎製油所が操業を開始した。

対象事業実施区域は、石油精製関連の装置群及びタンク群が順次建設され、1990年代には、原油処理能力が日量約75,000バーレルの製油所として使用していたが、川崎製油所は平成11年9月に原油処理を停止するとともに各精製装置の稼働を停止し、現在は川崎事業所となっている。対象事業実施区域には、停止した石油精製装置群の一部及びタンク群の一部が残っている。

川崎事業所では「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壤調査等の結果として、平成21年に基準に適合しない特定有害物質（ベンゼン、鉛及び砒素）が確認され、平成29年には、第3.1-27表及び第3.1-21図のとおり、「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域（指-65号、68号）に指定されている。

〔「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」（川崎市、令和7年）
「川崎市における土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（令和7年7月8日現在）」
（川崎市、令和7年） より作成〕

第 3.1-27 表 対象事業実施区域における「形質変更時要届出区域」の指定

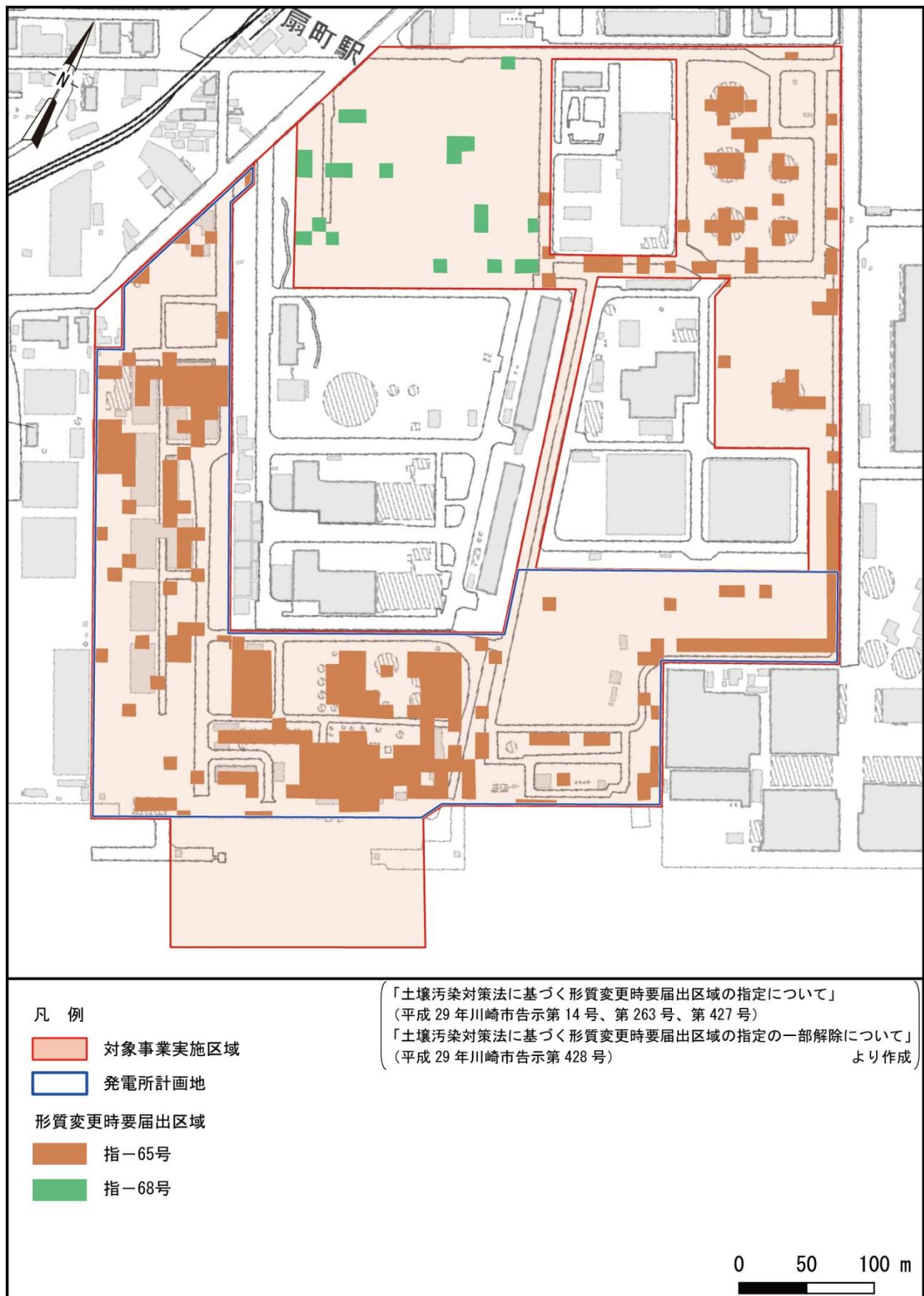
自治体 指定 番号	指定 年月日	区域の 所在地 (地番表示)	区域の 概況	面積 (m ²)	指定基準に適合しない 特定有害物質				地下水 汚染の 有無	14 条 申請	調査 省略 の 有無	備考
					含 有	溶 出	第二 溶出	物質名				
指- 65 号	平成 29 年 1 月 16 日	川崎区扇町 16 番 1 ほか 21 筆の 一部	事業所 の敷地	31644.60	— ○ ○ ○ ○ ○ ○ — ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ — ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ — ○	ベンゼン シアン化合物 ふつ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 水銀及びその化合物	不明	—	○	管理 実施中
指- 68 号	平成 29 年 4 月 28 日	川崎区扇町 16 番 1 の一部	事業所 の敷地	2078.6	— ○ —	○ ○ ○	— — —	ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	不明	○	—	管理 実施中

〔「川崎市における土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（令和 7 年 7 月 8 日現在）」
(川崎市、令和 7 年)
より作成〕

(3) 土壤に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の土壤汚染に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、土壤汚染に係るものは 0 件で発生していない。



第 3.1-21 図 対象事業実施区域における形質変更時要届出区域の状況

2. 地盤の状況

(1) 地盤沈下の状況

川崎市の地盤沈下区域の経年推移の状況を第3.1-22図に、主要水準点の位置等と累積地盤変動量の経年推移を第3.1-23図に、臨海地域における標高の経年推移を第3.1-28表に示す。

川崎市が令和5年度に行った精密水準測量結果では、前年度と標高差の比較ができた有効水準点数218点のうち210点で沈下を示しており、210点すべての地点において前年度と比較して20mm未満の沈下である。

[「水環境データ集 令和5年度」(川崎市、令和7年)より作成]

第3.1-28表 臨海地域における標高の経年推移

(単位:m)

図中番号	水準点	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	累積変動量
A	川崎区浮島町	2.6436	2.6414	2.6367	2.6364	2.6289	2.6324	2.6324	2.6329	2.6302	2.6244	-0.0192
B	川崎区浮島町	1.4629	1.4624	1.4587	1.4554	1.4458	1.4493	1.4492	1.4483	1.4428	1.4384	-0.0245
C	川崎区千鳥町	2.4335	2.4333	2.4319	2.4308	2.4190	2.4237	2.4229	2.4239	2.4259	2.4203	-0.0132
D	川崎区千鳥町	3.2252	3.2247	3.2239	3.2245	3.2145	3.2169	3.2171	3.2192	3.2203	3.2154	-0.0098
E	川崎区水江町	2.7053	2.7081	2.7093	2.7065	2.6962	2.7033	2.7012	2.7082	2.7063	2.7052	-0.0001
F	川崎区水江町	2.6024	2.6045	2.6028	2.5998	2.5810	2.5906	2.5870	2.5913	2.5870	2.5854	-0.0170
G	川崎区扇町	2.7115	2.7170	2.7181	2.7145	2.7005	2.7107	2.7095	2.7145	2.7148	2.7101	-0.0014
H	川崎区扇町	1.9581	1.9633	1.9654	1.9605	1.9502	1.9562	1.9594	1.9591	1.9605	1.9579	-0.0002
I	川崎区大川町	1.9548	1.9583	1.9601	1.9538	1.9506	1.9571	1.9548	1.9553	1.9569	1.9507	-0.0041
J	川崎区東扇島	3.6618	3.6592	3.6573	3.6560	3.6479	3.6513	不測	3.6489	不測	3.6429	-0.0189

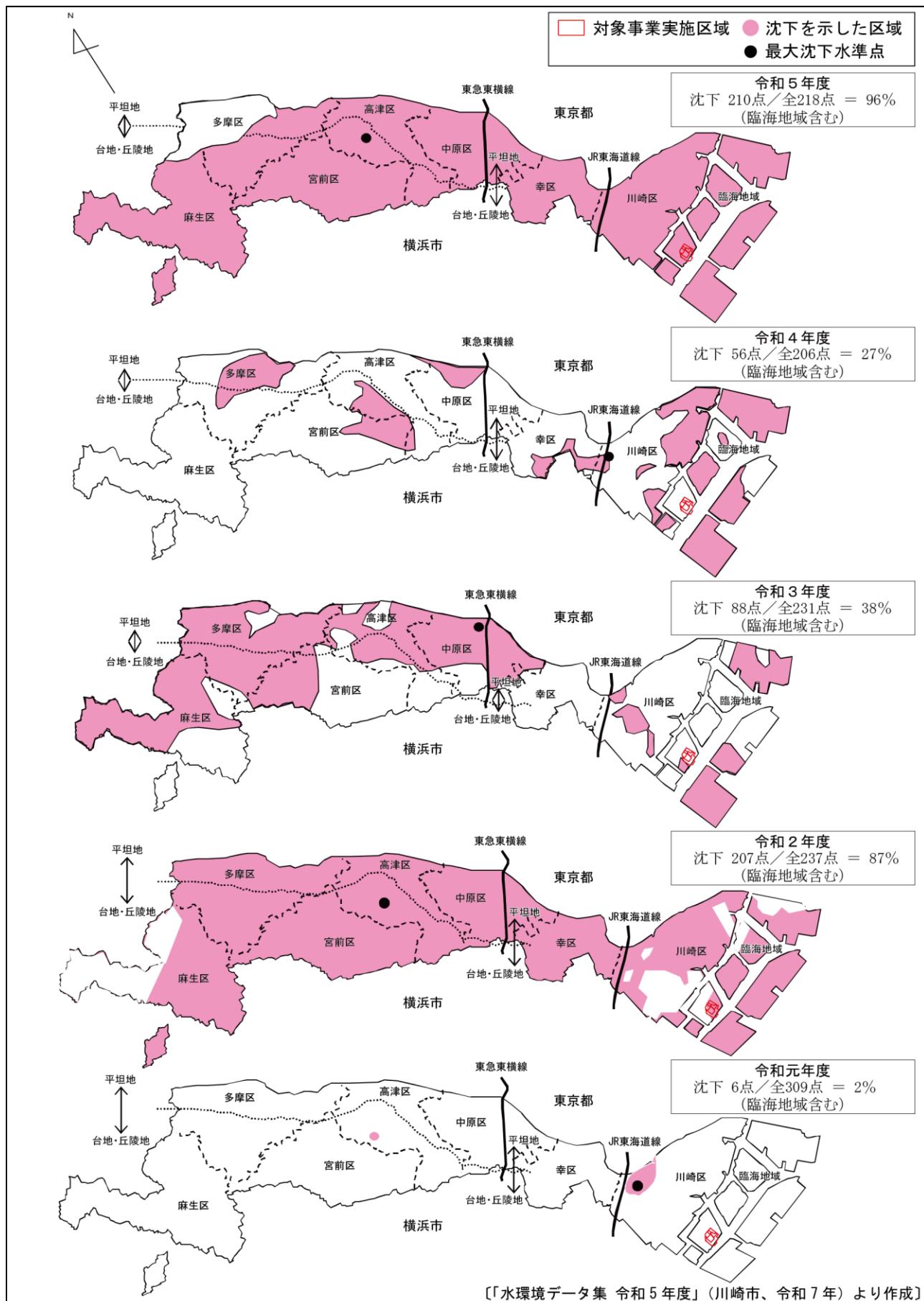
注:図中番号は、第3.1-23図に対応している。

[「水環境データ集 令和5年度」(川崎市、令和7年)より作成]

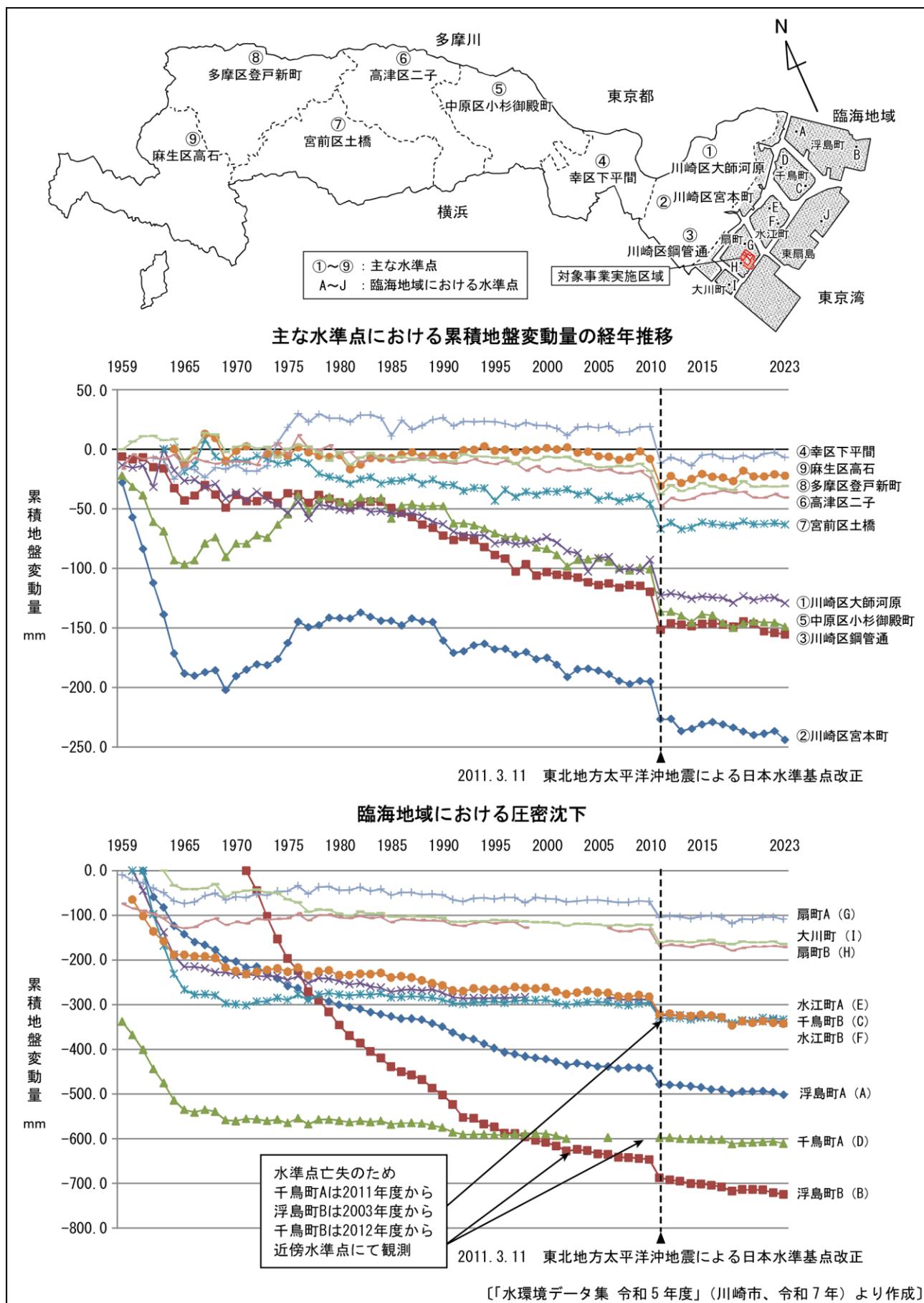
(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

令和5年度の地盤沈下に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況 (3)大気汚染に係る苦情の発生状況」の第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計728件のうち、地盤沈下に係るものは0件で発生していない。



第3.1-22図 地盤沈下の経年推移の状況



第3.1-23図 主要水準点等の位置と累積地盤変動量の経年推移

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

(1) 陸上の地形

対象事業実施区域及びその周囲における陸上の地形の状況は、第 3.1-24 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、埋立地であり、標高は約 3m である。

(2) 海底の地形

対象事業実施区域及びその周囲における海底の地形の状況は、第 3.1-25 図のとおりである。

対象事業実施区域地先の周辺海域は、航路として浚渫されており、概ね 10m 以深の水深である。

2. 地質の状況

(1) 陸上の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、第 3.1-26 図のとおりである。

対象事業実施区域は、埋め立て土である。

また、対象事業実施区域及びその周囲における土壤の状況は、第 3.1-27 図のとおりである。

対象事業実施区域を含む川崎臨海部は人工改変土であり、対象事業実施区域は埋立地である。

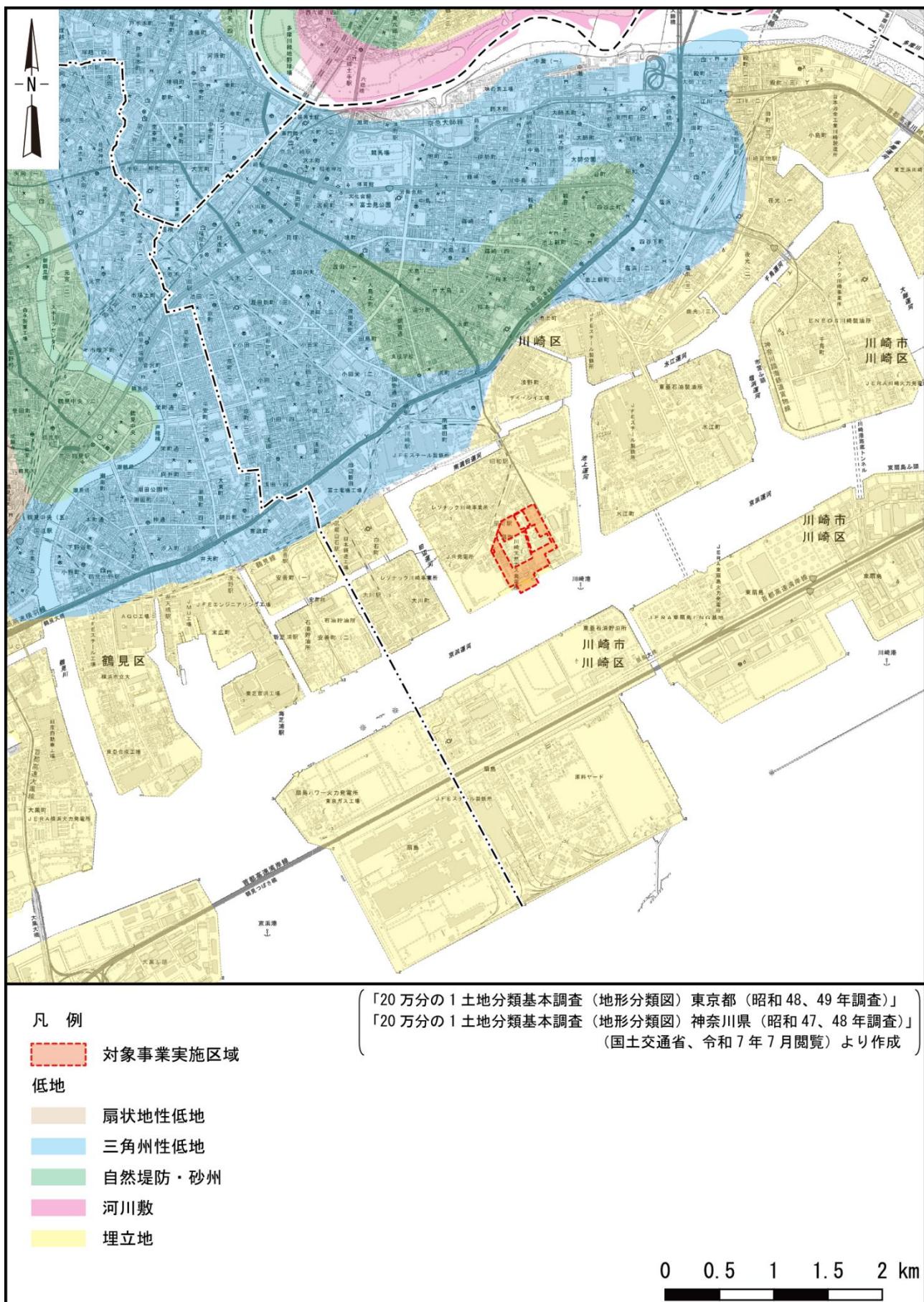
(2) 海底の状況

対象事業実施区域及びその周囲における海底の底質の状況は、第 3.1-25 図のとおりである。

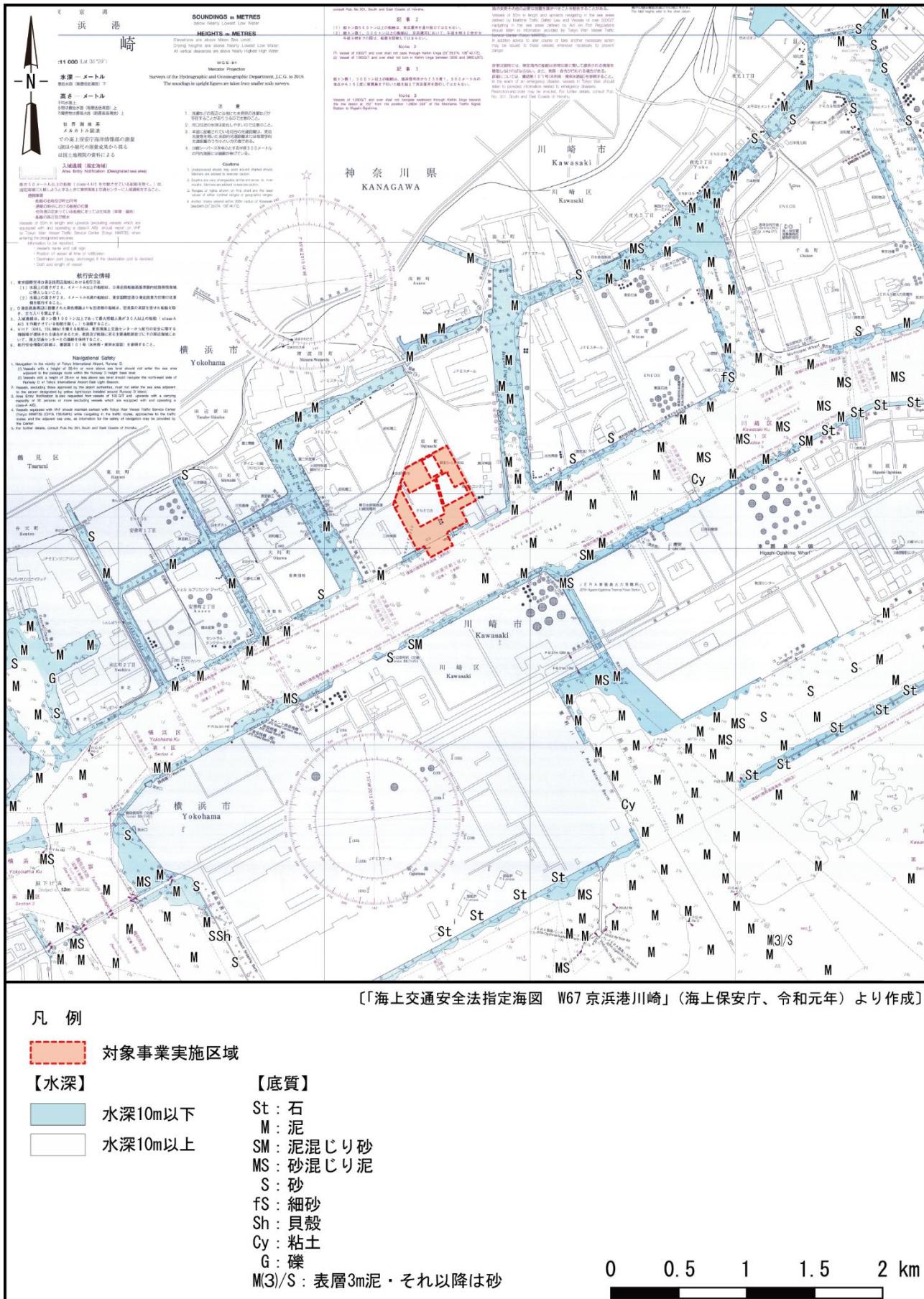
対象事業実施区域地先の海底の底質は、主に泥である。

3. 重要な地形及び地質

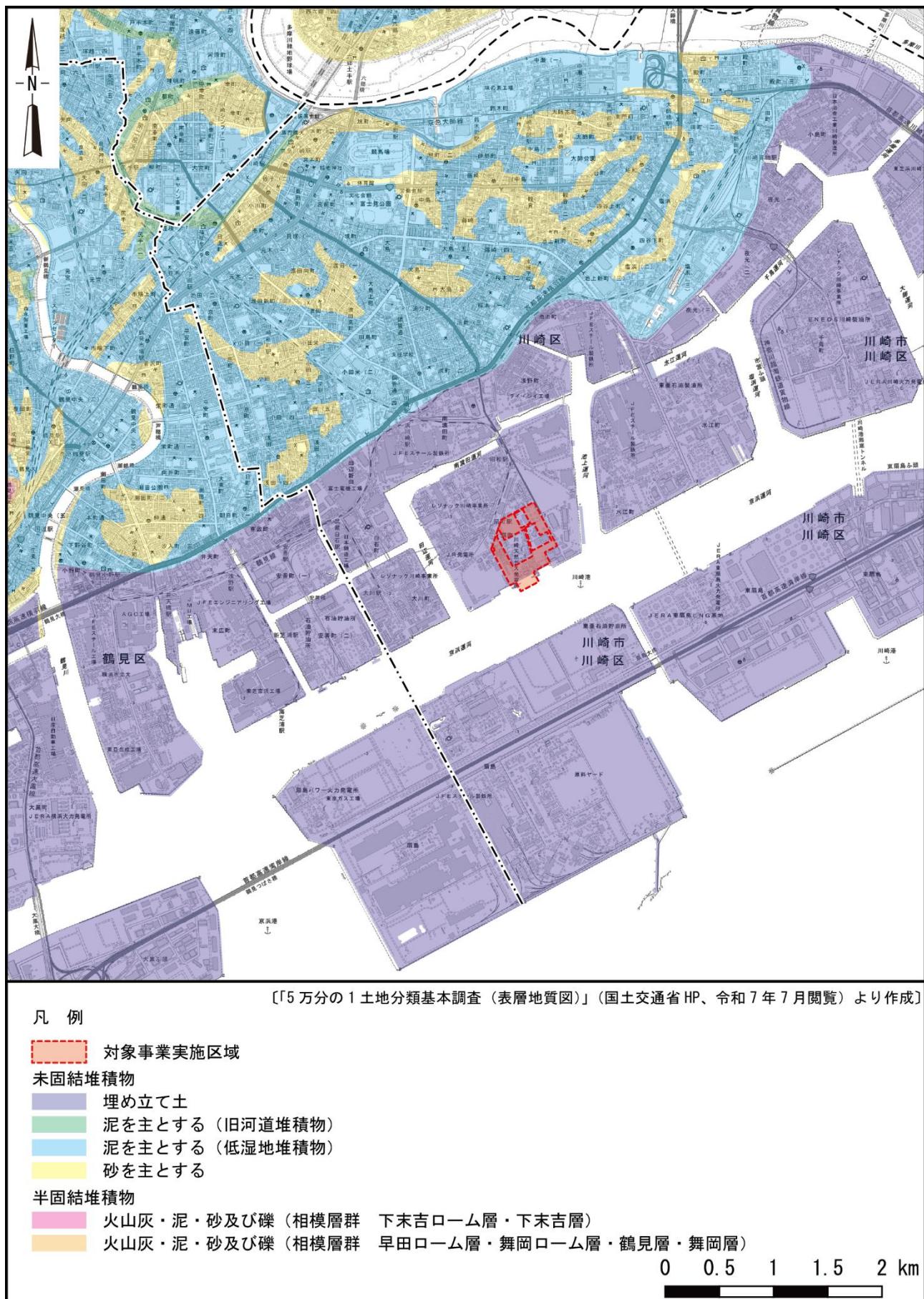
「日本の典型地形について」（国土地理院 HP、令和 7 年 7 月閲覧）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）、「日本の地形レッドデータブック第 1 集－危機にある地形－新装版」（古今書院、平成 12 年）及び「日本の地形レッドデータブック第 2 集－保存すべき地形－新装版」（古今書院、平成 14 年）において、対象事業実施区域及びその周囲に重要な地形及び地質は確認されていない。



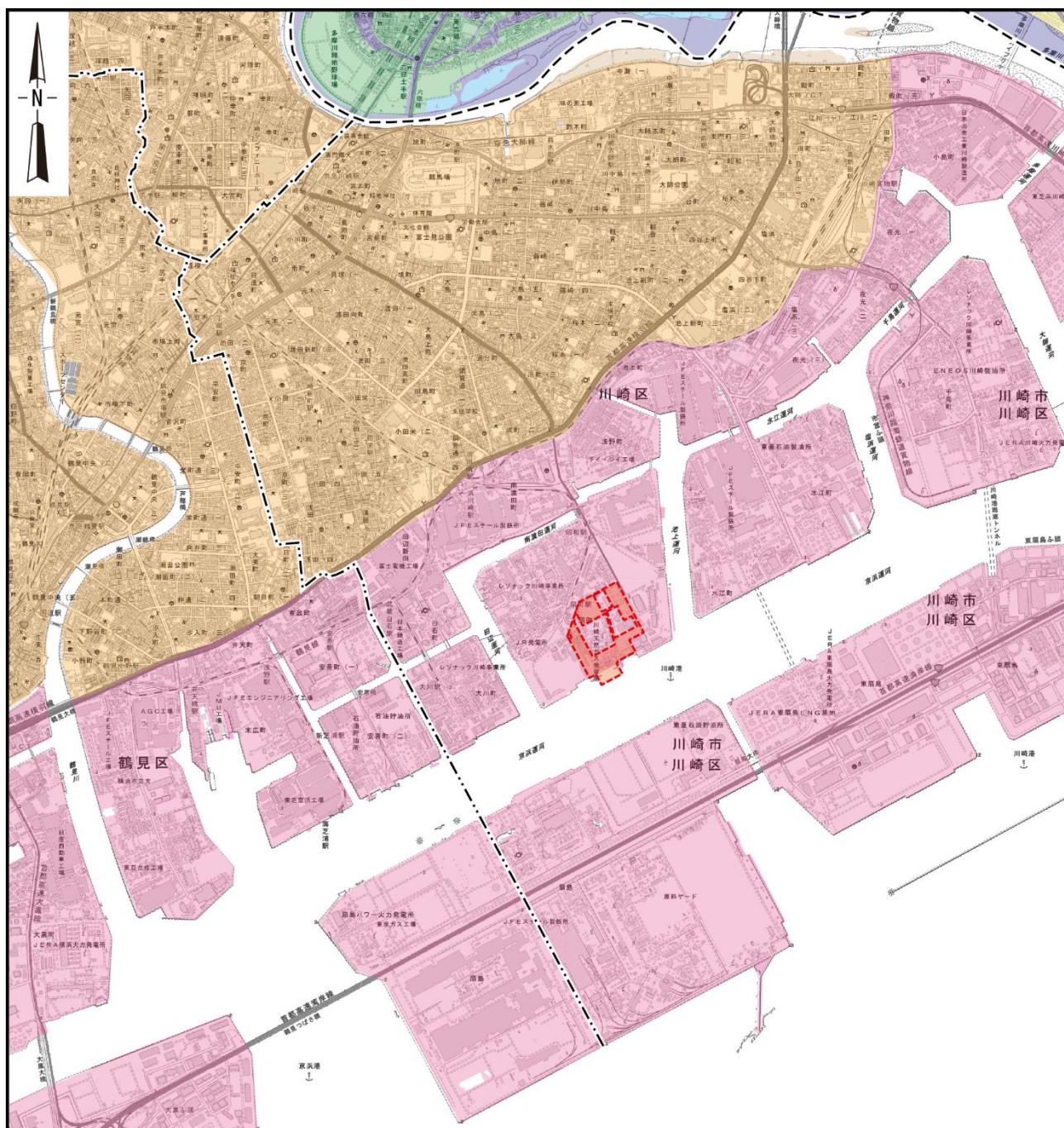
第3.1-24図 地形の状況



第3.1-25図 海底の地形及び底質の状況



第3.1-26図 表層地質の状況



〔「5万分の1 土地分類基本調査（土壤図）」（国土交通省 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

凡 例

 対象事業実施区域

未熟土

 砂丘未熟土

 低地未熟土壤

人工改変土

 人工改変低地土

 埋立地

人工改変地土

 人工改変地土壤埋立地

 潜在褐色・灰色低地土壤

その他

 道路・水部・人工改変地等

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-27図 土壤の状況

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

(1) 動物相の概要（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における陸域に生息する動物の状況は、第3.1-29表に示す文献その他の資料に記載されている川崎市川崎区及び横浜市鶴見区の情報を整理して把握した。

なお文献その他の資料において、地域を限定できない場合は、最大の範囲として川崎市及び横浜市全域とした。

第3.1-29表 文献その他の資料（動物：陸域）

No.	文献名	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆蟲類
1	「自然環境保全基礎調査 動植物分布調査（第4回～第6回）」 (生物多様性情報システム 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧)	○		○	○	○
2	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 (国土交通省HP、令和7年7月閲覧)	○	○	○	○	○
3	「モニタリング1000シギ・チドリ類調査」 (環境省モニタリングサイト1000HP、令和7年7月閲覧)		○			
4	「定点調査（シギ・チドリ類、コアジサシ）」 (環境省生物多様性センターHP、令和7年7月閲覧)		○			
5	「ガンカモ類の生息調査」 (環境省生物多様性センターHP、令和7年7月閲覧)		○			
6	「神奈川県の鳥と獣 神奈川県鳥獣生息分布調査報告書（平成4年3月）」 (神奈川県HP、令和7年7月閲覧)	○	○			
7	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年)	○	○	○		
8	「神奈川県昆蟲誌2018」(神奈川昆蟲談話会、平成30年)					○
9	「川崎市における注目すべきハチ類の記録（第7次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成23年)					○
10	「川崎のセミの鳴き声調査（第7次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成23年)					○
11	「川崎の直翅類（第7次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成23年)					○
12	「多摩川河口大師河原の野鳥-4（第8次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成28年)	○				
13	「川崎の直翅類（追加記録）（第8次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成28年)					○

① 陸域の動物相の概要

陸域の動物相の概要は、第 3.1-30 表のとおりである。

哺乳類ではハツカネズミ、アズマモグラ、ニホンイタチ等の 13 種、鳥類ではカルガモ、キジバト、ハクセキレイ等の 131 種、爬虫類ではニホンイシガメ、ニホンカナヘビ等の 7 種、両生類ではアズマヒキガエル、ウシガエル等の 3 種、昆虫類ではアジアイトンボ、アキアカネ、モンシロチョウ等の 3,587 種が確認されている。

第 3.1-30 表 陸域の動物相の概要

項目	確認種
哺乳類	ハツカネズミ、アズマモグラ、ヒナコウモリ科、タヌキ、ニホンイタチ 等 (13 種)
鳥類	カルガモ、キジバト、カワウ、コチドリ、チュウシャクシギ、ユリカモメ、トビ、モズ、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒバリ、メジロ、ハクセキレイ、カワラヒワ 等 (131 種)
爬虫類	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ (7 種)
両生類	アズマヒキガエル、ウシガエル、ニホンアマガエル (3 種)
昆虫類	アジアイトンボ、アキアカネ、ハマベハサミムシ、エンマコオロギ、アブラゼミ、マルカメムシ、ヤマトシジミ本土亜種、モンシロチョウ、ナミアゲハ、モモスズメ、ナミハナアブ、キンバエ、エリザハンミョウ、ナミテントウ、クロヤマアリ、キムネクマバチ 等 (3,587 種)

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-29 表のとおりである。

2. 種の配列、種名は「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）及び「日本鳥類目録 改訂第 8 版」（日本鳥学会、令和 6 年）を参考にした。

(2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の概要（陸域）

① 動物の重要な種（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲において確認された種について、第3.1-31表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

対象事業実施区域及びその周囲において確認された重要な種は、第3.1-32表～第3.1-36表のとおりであり、哺乳類2種、鳥類69種、爬虫類3種、両生類1種、昆虫類176種である。

第3.1-31表 重要な種の選定根拠（陸域）

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 「国指定文化財等データベース」(文化庁HP、令和7年7月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年政令第17号)
III	「レッドリスト2020」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省、令和2年)
IV	「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年神奈川県条例第13号)、「川崎市文化財保護条例」(昭和34年川崎市条例第24号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年横浜市条例第53号)等に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物 「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和6年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会HP、令和7年7月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市HP、令和7年7月閲覧)
V	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」に取り上げられているもの なお、鳥類については、繁殖期と非繁殖期で評価が別れる場合があり、その場合は、「繁殖期評価/非繁殖期評価」と記載した。	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 減少：減少種 希少：希少種 要注意：要注意種 注目：注目種 DD：情報不足 DA：情報不足A DB：情報不足B 不明：不明種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年)

第3.1-32表 確認された重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	コウモリ（翼手）	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	—	—	VU	—	VU
2	ネコ（食肉）	イタチ	ニホンイタチ	—	—	—	—	NT
合計	2目	2科	2種	0種	0種	1種	0種	2種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-31表に基づくものである。
 2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。
 3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）を参考にした。

第3.1-33表(1) 確認された重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	カモ	カモ	オシドリ	—	—	DD	—	希少/減少
2			ウミアイサ	—	—	—	—	NT
3	チドリ	セイタカシギ	セイタカシギ	—	—	VU	—	—
4		チドリ	タグリ	—	—	—	—	VU
5			ケリ	—	—	DD	—	希少/NT
6			ムナグロ	—	—	—	—	減少
7			ダイゼン	—	—	—	—	減少
8			イカルチドリ	—	—	—	—	NT/注目
9			コチドリ	—	—	—	—	注目
10			シロチドリ	—	—	VU	—	VU/NT
11			オオメダイチドリ	—	国際	—	—	—
12			メダイチドリ	—	国際	—	—	NT
13	シギ		チュウシャクシギ	—	—	—	—	VU
14			ホウロクシギ	—	国際	VU	—	CR+EN
15			ダイシャクシギ	—	—	—	—	CR+EN
16			オオソリハシシギ	—	国際	VU	—	VU
17			オグロシギ	—	—	—	—	VU
18			キヨウジョシギ	—	—	—	—	VU
19			オバシギ	—	国際	—	—	VU
20			コオバシギ	—	国際	—	—	—
21			エリマキシギ	—	—	—	—	NT
22			ウズラシギ	—	—	—	—	NT
23			サルハマシギ	—	国際	—	—	VU
24			ヒバリシギ	—	—	—	—	NT
25			ヘラシギ	—	国内	CR	—	—
26			トウネン	—	—	—	—	VU
27			ミユビシギ	—	—	—	—	CR+EN
28			ハマシギ	—	—	NT	—	VU
29			シベリアオオハシシギ	—	—	DD	—	—
30			タシギ	—	—	—	—	注目
31			ソリハシシギ	—	—	—	—	VU
32			イソシギ	—	—	—	—	希少/注目
33			キアシシギ	—	—	—	—	VU
34			アカアシシギ	—	—	VU	—	NT
35			コアオアシシギ	—	—	—	—	NT
36			タカブシギ	—	—	VU	—	NT
37			ツルシギ	—	—	VU	—	NT
38			アオアシシギ	—	—	—	—	NT

第3.1-33表(2) 確認された重要な種(鳥類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
39	チドリ	ツバメチドリ	ツバメチドリ	—	—	VU	—	—
40		カモメ	オオセグロカモメ	—	—	NT	—	—
41			コアジサシ	—	—	VU	—	CR+EN
42	ペリカン	トキ	ヘラサギ	—	—	DD	—	—
43		サギ	ササゴイ	—	—	—	—	VU
44			アマサギ	—	—	—	—	減少
45			チュウサギ	—	—	NT	—	—
46	タカ	ミサゴ	ミサゴ	—	—	NT	—	VU/NT
47		タカ	ハイタカ	—	—	NT	—	DD/希少
48			オオタカ	—	—	NT	—	VU/希少
49			チュウヒ	—	国内	EN	—	VU
50		ノスリ	—	—	—	—	—	VU/希少
51	フクロウ	フクロウ	フクロウ	—	—	—	—	NT
52	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	—	国内	VU	—	CR+EN/希少
53	スズメ	モズ	モズ	—	—	—	—	減少
54		ヒバリ	ヒバリ	—	—	—	—	減少
55		ツバメ	ツバメ	—	—	—	—	減少
56		ムシクイ	センダイムシクイ	—	—	—	—	NT
57		ヨシキリ	オオヨシキリ	—	—	—	—	VU
58		セッカ	セッカ	—	—	—	—	減少
59		ヒタキ	コサメビタキ	—	—	—	—	CR+EN
60			オオルリ	—	—	—	—	NT
61			キビタキ	—	—	—	—	減少
62			ルリビタキ	—	—	—	—	VU
63			セキレイ	—	—	—	—	減少
64		セキレイ	セグロセキレイ	—	—	—	—	減少
65			ピンズイ	—	—	—	—	VU
66			アトリ	カワラヒワ	—	—	—	減少
67	ホオジロ	ホオジロ	ホオアカ	—	—	—	—	CR+EN
68		アオジ	—	—	—	—	VU	
69		オオジュリン	—	—	—	—	VU	
合計	7目	22科	69種	0種	10種	22種	0種	60種

注: 1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-31表に基づくものである。
 2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。
 3. 種の配列及び種名は、「日本鳥類目録 改訂第8版」(日本鳥学会、令和6年)を参考にした。
 4. 選定根拠のVについては、繁殖期と非繁殖期で評価が別れる場合「繁殖期評価/非繁殖期評価」と記載した。

第3.1-34表 確認された重要な種(爬虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	—	—	NT	—	CR+EN
2	有鱗	ナミヘビ	アオダイショウ	—	—	—	—	要注意
3			シマヘビ	—	—	—	—	要注意
合計	2目	2科	3種	0種	0種	1種	0種	3種

注: 1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-31表に基づくものである。
 2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。
 3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省HP、令和7年7月閲覧)を参考にした。

第3.1-35表 確認された重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	—	—	—	—	要注意
合計	1目	1科	1種	0種	0種	0種	0種	1種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-31表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）を参考にした。

第3.1-36表(1) 確認された重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				I	II	III	IV	V	
1	トンボ (蜻蛉)	アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ	—	—	—	—	要注意	
2			オツネントンボ	—	—	—	—	VU	
3		イトトンボ	ホソミイトトンボ	—	—	—	—	DD	
4			キイトトンボ	—	—	—	—	EN	
5			ベニイトトンボ	—	—	NT	—	CR	
6			ヒヌマイトンボ	—	—	EN	—	EX	
7			モートンイトトンボ	—	—	NT	—	EN	
8			クロイトトンボ	—	—	—	—	要注意	
9			セスジイトトンボ	—	—	—	—	要注意	
10			オオセスジイトトンボ	—	—	EN	—	EX	
11			オオイトトンボ	—	—	—	—	CR	
12		モノサシトンボ	モノサシトンボ	—	—	—	—	NT	
13			オオモノサシトンボ	—	—	EN	—	EX	
14		カワトンボ	ハグロトンボ	—	—	—	—	要注意	
15			ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	—	—	NT	—	CR
16			アオヤンマ	—	—	NT	—	EX	
17			コシボソヤンマ	—	—	—	—	要注意	
18			カトリヤンマ	—	—	—	—	NT	
19			ミルンヤンマ	—	—	—	—	要注意	
20			サラサヤンマ	—	—	—	—	EN	
21		サナエトンボ	ヤマサナエ	—	—	—	—	要注意	
22			タイワンウチワヤンマ	—	—	—	—	DD	
23			ホンサナエ	—	—	—	—	VU	
24			ナゴヤサナエ	—	—	VU	—	DD	
25			コサナエ	—	—	—	—	EN	
26		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	—	—	—	—	VU	
27			コヤマトンボ	—	—	—	—	NT	
28		トンボ	タカネトンボ	—	—	—	—	要注意	
29			コフキトンボ	—	—	—	—	要注意	
30			ヨツボシトンボ	—	—	—	—	VU	
31			ハラビロトンボ	—	—	—	—	要注意	
32			シオヤトンボ	—	—	—	—	要注意	
33			チョウトンボ	—	—	—	—	EN	
34			キトンボ	—	—	—	—	EX	
35			ナツアカネ	—	—	—	—	要注意	
36			マユタテアカネ	—	—	—	—	要注意	
37			マイコアカネ	—	—	—	—	DD	

第3.1-36表(2) 確認された重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
38	トンボ (蜻蛉)	トンボ	ヒメアカネ	—	—	—	—	要注意
39			ミヤマアカネ	—	—	—	—	NT
40			リスアカネ	—	—	—	—	要注意
41	バッタ (直翅)	クツワムシ	クツワムシ	—	—	—	—	要注意
42			オナガササキリ	—	—	—	—	要注意
43		キリギリス	イズササキリ	—	—	DD	—	—
44			ヒガシキリギリス	—	—	—	—	要注意
45			ケラ	—	—	—	—	要注意
46		マツムシ	ヒロバネカンタン	—	—	—	—	NT
47			マツムシ	—	—	—	—	要注意
48		バッタ	ヤマトマダラバッタ	—	—	—	—	EX
49			カワラバッタ	—	—	—	—	CR+EN
50			ショウリヨウバッタモドキ	—	—	—	—	要注意
51		イナゴ	ハネナガイナゴ	—	—	—	—	NT
52		ヒシバッタ	ニセハネナガヒシバッタ	—	—	—	—	希少
53	カメムシ (半翅)	セミ	ヒメハルゼミ	—	—	—	—	NT
54			ハルゼミ	—	—	—	—	要注意
55		サシガメ	アシマダラアカサシガメ	—	—	—	—	DD
56			アカヘリサシガメ	—	—	—	—	DD
57		グンバイムシ	ヤブガラシグンバイ	—	—	—	—	DD
58		ヘリカメムシ	ミナミトゲヘリカメムシ	—	—	—	—	DD
59		カメムシ	ヒメナガメ	—	—	—	—	VU
60		アメンボ	オオアメンボ	—	—	—	—	NT
61			エサキアメンボ	—	—	NT	—	CR
62			ババアメンボ	—	—	NT	—	EN
63			ハネナシアメンボ	—	—	—	—	CR
64		ミズムシ	ミヅナシミズムシ	—	—	NT	—	—
65		コオイムシ	コオイムシ	—	—	NT	—	EN
66			タガメ	—	国内	VU	—	EX
67	アミメカゲ ロウ(脈翅)	ウスバカゲロウ	オオウスバカゲロウ	—	—	—	—	EX
68	チョウ (鱗翅)	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	—	—	NT	—	NT
69			ミヤマチャバネセセリ	—	—	—	—	要注意
70			オオチャバネセセリ	—	—	—	—	VU
71		シジミチョウ	シルビアシジミ	—	—	EN	—	CR
72		タテハチョウ	スミナガシ本土亜種	—	—	—	—	要注意
73			アサマイチモンジ	—	—	—	—	VU
74		シャクガ	シロオビアオシャク	—	—	—	—	希少
75		ヒトリガ	マエアカヒトリ	—	—	NT	—	CR+EN
76			ヤネホソバ	—	—	NT	—	—
77		ヤガ	ナミグルマツバ	—	—	—	—	NT
78			ハマオモトヨトウ	—	—	—	—	NT
79			コシロシタバ	—	—	NT	—	—
80			ウスミミモンキリガ	—	—	NT	—	—
81			ミスジキリガ	—	—	NT	—	—
82	ハエ (双翅)	デガシラバエ	オオハチモドキバエ	—	—	—	—	DD
83	コウチュウ (鞘翅)	ホソクビゴミムシ	ヒメホソクビゴミムシ	—	—	—	—	VU
84		オサムシ	オオヨツボシゴミムシ	—	—	—	—	VU
85			ヨツモンカタキバゴミムシ	—	—	—	—	NT

第3.1-36表(3) 確認された重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
86	コウチュウ (鞘翅)	オサムシ	ハマベニズギワゴミムシ	—	—	—	—	NT
87			フタボシチビゴミムシ	—	—	—	—	NT
88			ヒトツメアオゴミムシ	—	—	NT	—	EX
89			ツヤヒメヒヨウタンゴミムシ	—	—	—	—	DA
90			オオアオホソゴミムシ	—	—	—	—	CR+EN
91			キイロホソゴミムシ	—	—	EN	—	CR+EN
92			コチビヒヨウタンゴミムシ	—	—	—	—	NT
93			オオヒラタトクリゴミムシ	—	—	CR	—	EX
94			ヨツボシゴミムシ	—	—	—	—	NT
95			トカラコミズギワゴミムシ	—	—	—	—	DD
96			クロサヒラタアトキリゴミムシ	—	—	—	—	要注意
97			ヒロムネナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
98			オオナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
99			オオキンナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
100			アシミゾナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
101			ヨコハマナガゴミムシ	—	—	CR	—	CR+EN
102			クロサマメゴモクムシ	—	—	—	—	NT
103			タオマメゴモクムシ	—	—	—	—	NT
104			クビナガヨツボシゴミムシ	—	—	DD	—	VU
105			キュウシュウツヤゴモクムシ	—	—	—	—	NT
106	ハンミョウ	ホソハンミョウ		—	—	VU	—	CR+EN
107	ゲンゴロウ	クロズマメゲンゴロウ		—	—	—	—	VU
108		シマケシゲンゴロウ		—	—	—	—	DB
109		ゲンゴロウ		—	国内	VU	—	EX
110		コガタノゲンゴロウ		—	—	VU	—	EX
111		マルガタゲンゴロウ		—	国内	VU	—	CR
112		シマゲンゴロウ		—	—	NT	—	EN
113		コマルケシゲンゴロウ		—	—	NT	—	—
114		ケシゲンゴロウ		—	—	NT	—	CR
115		ツブゲンゴロウ		—	—	—	—	EX
116		コウベツツブゲンゴロウ		—	—	NT	—	DB
117		ルイツツブゲンゴロウ		—	—	VU	—	EX
118		シャーブツブゲンゴロウ		—	—	NT	—	EX
119	ミズスマシ	オオミズスマシ		—	—	NT	—	CR
120		コミズスマシ		—	—	EN	—	VU
121		ミズスマシ		—	—	VU	—	NT
122	コガシラミズムシ	ヒメコガシラミズムシ		—	—	—	—	EX
123		マダラコガシラミズムシ		—	—	VU	—	DD
124		コガシラミズムシ		—	—	—	—	EN
125	コツブゲンゴロウ	コツブゲンゴロウ		—	—	—	—	VU
126	ガムシ	タマガムシ		—	—	—	—	EN
127		マルヒラタガムシ		—	—	NT	—	DA
128		スジヒラタガムシ		—	—	NT	—	—
129		コガムシ		—	—	DD	—	NT
130		ガムシ		—	—	NT	—	CR
131		クナシリシジミガムシ		—	—	—	—	DB
132	シデムシ	オニヒラタシデムシ		—	—	—	—	EX
133		ヒメヒラタシデムシ		—	—	—	—	VU
134		ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ	—	—	—	—	NT
135	クワガタムシ	ヒラタクワガタ本土亜種		—	—	—	—	VU

第3.1-36表(4) 確認された重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
136	コウチュウ (鞘翅)	アカマダラセンチコガネ	アカマダラセンチコガネ	—	—	—	—	NT
137			ヤマトケシマグソコガネ	—	—	—	—	NT
138			ヒゲコガネ	—	—	—	—	VU
139			シラホシハナムグリ	—	—	—	—	EX
140		タマムシ	ウバタマムシ	—	—	—	—	NT
141			タマムシ	—	—	—	—	要注意
142			クロチビタマムシ	—	—	—	—	CR+EN
143		コメツキムシ	ウバタマコメツキ	—	—	—	—	NT
144		ホタル	ヘイケボタル	—	—	—	—	NT
145			スジグロボタル	—	—	—	—	NT
146		ツツキノコムシ	トカラナガツツキノコムシ	—	—	—	—	VU
147		ホソカタムシ	ハヤシヒメヒラタホソカタムシ	—	—	—	—	VU
148		ゴミムシダマシ	ツメアカマルチビゴミムシダマシ	—	—	—	—	NT
149		カミキリムシ	オオマルクビヒラタカミキリ	—	—	—	—	DB
150			ルリカミキリ	—	—	—	—	VU
151			シロスジカミキリ	—	—	—	—	要注意
152			オオアオカミキリ	—	—	—	—	DA
153			ミドリカミキリ	—	—	—	—	NT
154			クロトラカミキリ	—	—	—	—	VU
155			キイロトラカミキリ	—	—	—	—	要注意
156			ナカバヤシモブトカミキリ	—	—	—	—	VU
157			ムネアカクロハナカミキリ	—	—	—	—	NT
158			カタキハナカミキリ	—	—	—	—	NT
159			クリストフコトラカミキリ	—	—	—	—	希少
160			ネジロカミキリ	—	—	—	—	NT
161			ヨツボシカミキリ	—	—	EN	—	CR+EN
162			モモグロハナカミキリ	—	—	—	—	NT
163			トラフカミキリ	—	—	—	—	要注意
164			ブドウトラカミキリ	—	—	—	—	NT
165	ハムシ	コヤツボシツツハムシ	コヤツボシツツハムシ	—	—	—	—	CR+EN
166			ジュンサイハムシ	—	—	—	—	CR+EN
167			クロコトビハムシ	—	—	—	—	DD
168			スイバトビハムシ	—	—	—	—	DD
169			アワクビボソハムシ	—	—	—	—	NT
170		ヒゲナガゾウムシ	アサマノミヒゲナガゾウムシ	—	—	—	—	VU
171	ハチ (膜翅)	コマユバチ	ウマノオバチ	—	—	NT	—	VU
172		セイボウ	ミヤマツヤセイボウ	—	—	DD	—	DD
173		ギングチバチ	キユビギングチ	—	—	DD	—	—
174		ドロバチモドキ	ヤマトスナハキバチ本土亜種	—	—	DD	—	—
175			キアシハナダカバチモドキ	—	—	VU	—	CR+EN
176		ハキリバチ	クズハキリバチ	—	—	DD	—	—
合計	8目	59科	176種	0種	3種	51種	0種	165種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-31表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省HP、令和7年7月閲覧)を参考にし、この文献にない種は各参照文献の情報を参考にした。

② 動物の注目すべき生息地（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地（陸域）は、第3.1-37表の選定根拠に基づき選定した。

その結果は、第3.1-38表及び第3.1-28図のとおり、重要野鳥生息地である「東京湾奥部」及び生物多様性重要地域である「東京湾」が確認されている。

また、海鳥コロニーデータベース等によれば、東扇島周辺でコアジサシのコロニーが確認されている。

第3.1-37表(1) 動物の注目すべき生息地の選定根拠（陸域）

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
1	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁HP、令和7年7月閲覧)
2	「自然公園法」(昭和32年法律第161号)により指定されているもの	国立公園 国定公園	「自然公園法」(昭和32年法律第161号)
3	「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)により指定されているもの	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	「自然環境保全地域」(環境省HP、令和7年7月閲覧)
4	ラムサール条約湿地に指定されているもの	ラムサール条約登録湿地	「日本のラムサール条約湿地」(環境省、令和7年)
5	重要野鳥生息地（IBA）に指定されているもの	重要野鳥生息地	「重要野鳥生息地（IBA）」(公益財団法人日本野鳥の会HP、令和7年7月閲覧)
6	海鳥の重要生息地（マリーンIBA）に指定されているもの	海鳥の重要生息地	「マリーンIBA白書 海鳥から見た日本の重要海域」(公益財団法人日本野鳥の会、平成28年)
7	生物多様性重要地域（KBA）に指定されているもの	生物多様性重要地域	「KBA」(コンサバーション・インターナショナル・ジャパンHP、令和7年7月閲覧)
8	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）に指定されているもの	シギ・チドリ類ネットワーク ツル類ネットワーク ガンカモ類ネットワーク	「東アジア・オーストラリア地域 渡り性水鳥重要生息地ネットワーク国内参加地」(環境省HP、令和7年7月閲覧)
9	海鳥コロニーデータベースに指定されているもの	海鳥の繁殖地	「海鳥コロニーデータベース」(環境省HP、令和7年7月閲覧)
10	生物多様性の観点から重要度の高い湿地に指定されているもの	生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省HP、令和7年7月閲覧)
11	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定されているもの	生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年政令第17号)

第 3.1-37 表(2) 動物の注目すべき生息地の選定根拠（陸域）

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
12	「神奈川県立自然公園条例」(昭和 34 年神奈川県条例第 6 号)により指定されているもの	県立自然公園	「県内の自然公園」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
13	「自然環境保全条例」(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)により指定されているもの	県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
14	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」により指定されているもの	神奈川県指定天然記念物 川崎市指定天然記念物 横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
15	「東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)に記載されているもの	コアジサシ繁殖地	「東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)

第 3.1-38 表 確認された注目すべき生息地の概要

名 称	選定根拠	概 要
東京湾奥部	重要野鳥生息地 (IBA)	重要鳥類生息地 (IBA) として、おもに群れをつくる水鳥が生息する重要湿地として東京湾奥部が指定されており、対象事業実施区域及びその周囲に含まれる範囲は「東京湾奥部」として指定されている範囲のうち、「多摩川河口」となる。
東京湾	生物多様性重要地域 (KBA)	対象事業実施区域及びその周囲に含まれる自治体は「東京湾」として指定されている範囲のうち、「東京都大田区、神奈川県川崎市川崎区」となる。
東扇島産業廃棄物処理場	海鳥コロニーデータベース	1990 年にコアジサシのコロニー (100 羽以下の規模) が確認されている。
東扇島南西部	東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖	2000 年に川崎区東扇島南西部の埠頭予定地で、成鳥、幼鳥合わせ最大約 2,200 羽、雛及び卵多数からなるコロニーが確認されている

「重要野鳥生息地 (IBA)」(公益財団法人日本野鳥の会 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
「KBA」(コンサバーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 7 年 7 月閲覧)
「海鳥コロニーデータベース」(環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
「東扇島におけるコアジサシ *Sterna albifrons* の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)
より作成



第 3.1-28 図 重要な種、注目すべき生息地の分布

(3) 海域の動物相の概要

対象事業実施区域の周辺海域に生息する動物の状況は、第 3.1-39 表に示す文献その他の資料により整理した。

調査対象範囲は、対象事業実施区域の周辺海域である川崎市沿岸及び横浜市鶴見区沿岸とした。

対象事業実施区域の周辺海域における動物相の概要は、第 3.1-40 表のとおりである。

魚等の遊泳動物ではアカエイ、メバル、マハゼ等の 103 種以上、潮間帯及び底生生物では、ムラサキハナギンチャク、アカニシ、イッカククモガニ等の 322 種以上、動物プランクトンでは *Favella ehrenbergii*、*Oithona davisae*、カイアシ目のノープリウス幼生等 36 種以上、卵ではカタクチイワシ、ネズッポ科、メイタガレイ属等の 3 種以上、稚仔ではカタクチイワシ、ネズッポ科、ハゼ科等 9 種以上が確認されている。

第 3.1-39 表 文献その他の資料（動物：海域）

No.	文献名	魚等の遊泳動物	潮間帯及び底生生物	動物プランクトン	卵・稚仔
1	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 (国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)	○	○		
2	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年)	○			
3	「水質年報 平成 20 年度、平成 30～令和 3 年度」(川崎市、平成 22 年、令和元、3～5 年)	○	○	○	○
4	「水環境データ集 令和 4～5 年度」(川崎市、令和 6～7 年)	○	○	○	○
5	「川崎港の生きもの」(川崎市、平成 23 年、平成 31 年)	○	○	○	
6	「川崎港の公園周辺の生きもの」(川崎市、平成 27 年)	○	○		
7	「横浜の川と海の生物 第 14 報 海域編、第 15 報 海域編」 (横浜市、平成 30 年、令和 4 年)	○	○		
8	「川崎市港湾計画資料（その 2）－改訂－」 (川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年)	○	○	○	○
9	「川崎港港湾計画資料（その 2）－改訂－」 (川崎港港湾管理者・川崎市、令和 6 年)	○	○	○	○

第3.1-40表 動物相の概要（海域）

項目	確認種
魚等の遊泳動物	アカエイ、コノシロ、カタクチイワシ、マルタ、ボラ、メバル、ハオコゼ、アイナメ、スズキ、クロダイ、ウミタナゴ、イソギンポ、マハゼ、スジハゼ、ヌマチチブ、マコガレイ、アミメハギ、クサフグ、マダコ等 (103種以上)
潮間帯動物 及び 底生生物	刺胞動物門（タテジマイソギンチャク、ムラサキハナギンチャク）、軟体動物門（アカニシ、レイシガイ、イボニシ、サルボウ、ムラサキイガイ、ミドリイガイ、マガキ、ホンビノスガイ、アサリ、クロヘリアメフラシ、フレリトゲアメフラシ）、環形動物門（オニスピオ、ミズヒキゴカイ、ゴカイ、エゾカサネカンザシ）、節足動物門（シロスジフジツボ、ホソヨコエビ、ユビナガホンヤドカリ、イッカククモガニ、イシガニ、ケフサイソガニ）、棘皮動物門（イトマキヒトデ、モミジガイ、サンショウウニ、マナマコ）、原索動物門（カタユウレイボヤ、エボヤ、シロボヤ）等 (322種以上)
動物プランクトン	<i>Tintinnopsis</i> sp.、 <i>Favella ehrenbergii</i> 、マキガイ綱のヴェリジャー幼生、ニマイガイ綱の殻頂期幼生、ゴカイ綱のネクトキータ幼生、 <i>Evadne nordmanni</i> 、 <i>Paracalanus parvus</i> 、 <i>Oithona daviseae</i> 、カイアシ目のノープリウス幼生、ヒトデ綱のビピンナリア幼生、 <i>Oikopleura dioica</i> 等 (36種以上)
卵・稚仔	卵 カタクチイワシ、ネズッポ科、メイタガレイ属等 (3種以上) 稚仔 カタクチイワシ、メバル属、イソギンポ、ネズッポ科、ハゼ科等 (9種以上)

注：1. 種の確認をした出典は、第3.1-39表のとおりである。

- 種の配列、種名は「日本産魚類検索 全種の同定第三版」（東海大学出版会、平成25年）、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）、「原色検索日本海岸動物図鑑〔I、II〕」（保育社、平成4年）、「日本近海産貝類図鑑 第2版」（東海大学出版会、平成29年）及び「BISMAL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和7年7月閲覧）を参考にした。
- 出典により主な出現種の情報のみで全種リストが掲載されていない場合があるため、○種以上と記載する。

(4) 重要な種及び注目すべき生息地の概要（海域）

① 重要な種

対象事業実施区域の周辺海域において確認された種について、第 3.1-41 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

選定結果は第 3.1-42 表及び第 3.1-43 表のとおりであり、確認された重要な種は、魚等の遊泳動物 18 種、潮間帯動物及び底生生物 11 種である。

第 3.1-41 表(1) 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号)
III	「レッドリスト 2020」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省、令和 2 年)
IV	「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」(環境省、平成 29 年)
V	「水産庁版海洋生物レッドリスト」(水産庁)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「海洋生物レッドリストの公表について」(水産庁、平成 29 年)
VI	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会)に取り上げられているもの	危惧：絶滅危惧種 危急：危急種 希少：希少種 減少：減少種 減傾：減少傾向 地域：地域個体群 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会、平成 12 年)

第 3.1-41 表(2) 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等	
VII	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物	
VIII	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 減少：減少種 希少：希少種 要注意：要注意種 注目：注目種 DD：情報不足 DA：情報不足 A DB：情報不足 B 不明：不明種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年)

第3.1-42表 文献その他の資料による動物の重要な種（魚等の遊泳動物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	メジロザメ	ドチザメ	ホシザメ	—	—	—	NT	—	—	—	—
2	トビエイ	ツバクロエイ	ツバクロエイ	—	—	—	DD	—	—	—	—
3	コイ	コイ	マルタ	—	—	—	—	—	—	—	VU
4			ウグイ	—	—	—	—	—	—	—	NT
5	ボラ	ボラ	メナダ	—	—	—	—	—	—	—	DD
6	スズキ	タイ	キチヌ	—	—	—	—	—	—	—	DD
7		ハゼ	アカハゼ	—	—	—	NT	—	—	—	—
8			コモチジャコ	—	—	—	NT	—	—	—	—
9			ヒモハゼ	—	—	NT	—	—	—	—	DD
10			ウロハゼ	—	—	—	—	—	—	—	注目
11			エドハゼ	—	—	VU	—	—	—	—	DD
12			スミウキゴリ	—	—	—	—	—	—	—	NT
13			ミミズハゼ	—	—	—	—	—	—	—	DD
14			イソミミズハゼ	—	—	—	—	—	—	—	DD
15			トビハゼ	—	—	NT	—	—	危急	—	EN
16			マサゴハゼ	—	—	VU	—	—	—	—	DD
17		クロユリハゼ	サツキハゼ	—	—	—	—	—	—	—	DD
18	コウイカ	コウイカ	シリヤケイカ	—	—	—	—	—	減少	—	—
合計	6目	8科	18種	0種	0種	4種	4種	0種	2種	0種	13種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-41表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「日本産魚類検索 全種の同定第三版」（東海大学出版会、平成25年）を参考にした。

第3.1-43表 文献その他の資料による動物の重要な種（潮間帯動物及び底生生物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	ハナギンチャク	ハナギンチャク	ムラサキハナギンチャク	—	—	—	—	—	減少	—	—
2	ニナ	ミズゴマツボ	エドガワミズゴマツボ	—	—	NT	—	—	—	—	—
3	バイ	アッキガイ	アカニシ	—	—	—	—	—	減少	—	—
4	フネガイ	フネガイ	アカガイ	—	—	—	—	—	減少	—	—
5	ウグイスガイ	ハボウキガイ	タイラギ	—	—	NT	—	—	減少	—	—
6	マルスダレガイ	ニッコウガイ	サクラガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
7		シオサザナミ	マスオガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
8		カワホトトギス	マゴコロガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
9		フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
10	オオノガイ	オオノガイ	オオノガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
11	エビ	イワガニ	モクズガニ	—	—	—	—	—	減傾	—	—
合計	8目	11科	11種	0種	0種	7種	0種	0種	5種	0種	0種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-41表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）、「原色検索日本海岸動物図鑑 [I・II]」（保育社、平成4年）、「日本近海産貝類図鑑 第2版」（東海大学出版会、平成29年）及び「BISMAL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和7年7月閲覧）を参考にした。

② 注目すべき生息地（海域）

対象事業実施区域の周辺海域における、動物の注目すべき生息地（海域）は、第 3.1-44 表の選定根拠に基づき選定した。

調査結果は、第 3.1-45 表及び第 3.1-29 図のとおりであり、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「東京湾奥部」が確認されている。

第 3.1-44 表 動物の注目すべき生息地の選定根拠（海域）

選定根拠		選定基準	参考文献等
I	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
II	「自然公園法」により指定されているもの	国立公園 国定公園	「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）
III	生物多様性の観点から重要度の高い海域に指定されているもの	生物多様性の観点から重要度の高い海域	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
IV	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定されているもの	生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号）
V	「神奈川県立自然公園条例」により指定されているもの	県立自然公園	「県内の自然公園」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）

第 3.1-45 表 動物の注目すべき生息地の概要（海域）

名 称	選定根拠	概 要
東京湾奥部	III	東京湾はかつては広大な河口及び干潟が広がっていたが、現在では数ヵ所を残すのみとなっており、当該海域はそれらのわずかに残された干潟や河口生態系を含む。 対象事業実施区域の周囲に位置する多摩川河口は、東京湾でまとまった規模の塩性湿地を含む河口干潟が残されている唯一の水域であり、56 種のベントスが確認されるなど、さまざまな生物相が確認されている（56 種のうち 16 種が希少種・絶滅危惧種）。 同河口域は、東京湾内のいわゆる「干潟ネットワーク」の重要な生息環境の一つとなっている可能性もある。

〔「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

③ 干潟・藻場・さんご礁

対象事業実施区域の周辺海域における干潟の状況は第 3.1-46 表及び第 3.1-29 図のとおりであり、多摩川河口干潟が確認されている。

藻場及びさんご礁は確認されていない。

第 3.1-46 表 干潟の概要

名 称	タイプ	底質区分	概 要
多摩川河口	河口	砂泥	多摩川河口干潟は 15ha の河口干潟である。底質は砂泥質であり、釣りに利用されている。

「第 4 回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査） 第 1 卷 干潟」
(環境庁・財団法人 海中公園センター、平成 6 年)
「自然環境保全基礎調査 干潟調査（第 5 回）」
(生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧)

より作成



第 3.1-29 図 注目すべき生息地の分布（海域）

2. 植物の生育の状況

(1) 植物相及び植生の概要（陸域）

① 植物相の概要（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における陸域に生育する植物相の状況は、第 3.1-47 表に示す文献その他の資料に記載されている川崎市川崎区及び横浜市鶴見区の情報を用いて整理した。

文献その他の資料により、生育が確認された植物相の概要は、第 3.1-48 表のとおりであり、シダ植物 61 種、裸子植物 3 種、被子植物の真正双子葉類 501 種、単子葉類 227 種、その他 16 種の合計 808 種が確認されている。

第 3.1-47 表 文献その他の資料（植物相：陸域）

No.	文献名
1	「神奈川県植物誌 2018」 (神奈川県植物誌調査会、平成 30 年)
2	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 (国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
3	「川崎市の種子植物相（第 8 次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育委員会、平成 28 年)
4	「川崎市におけるシダ植物の分布状況と希少度ランク（第 8 次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育委員会、平成 28 年)

第 3.1-48 表 植物相の概要（陸域：文献その他の資料）

分類	確認種	科数	種数	
シダ植物	スギナ、カニクサ、イノモトソウ、イヌワラビ、ヒメイタチシダ、イノデ、ノキシノブ等	15	61	
種子植物	裸子植物	イチョウ、クロマツ、イヌガヤ	3	
	真正双子葉類	クサノオウ、アオツヅラフジ、タガラシ、コモチマンネングサ、ヤブマメ、シロツメクサ、ヤマグワ、ノイバラ、スダジイ、アカメガシワ、メマツヨイグサ、ハマダイコン、シロザ、ヤブツバキ、トウネズミモチ、ヨモギ、ウラジロチコグサ、ノチドメ等	83	501
	単子葉類	ショウブ、エビモ、ヤマユリ、キンラン、ネジバナ、ノビル、ジャノヒゲ、クサイ、イセウキヤガラ、カラスムギ、ハマエノコロ等	20	227
	その他	フサジュンサイ、シキミ、フタリシズカ、ドクダミ、コブシ、ホオノキ、ニッケイ、タブノキ等	7	16
合計			128 808	

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-47 表のとおりである。

2. 種の配列、種名は「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。

② 植生の概要（陸域）

a. 植生

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生の概要は、第3.1-49表及び第3.1-30図のとおりである。

対象事業実施区域は工場地帯であり、その周囲は工場地帯、市街地、開放水域が大部分を占めており、一部にその他植林、路傍・空地雑草群落等の植生がみられる。多摩川の河川敷は、ヨシクラスや塩沼地植生等の植生自然度の高い植生が見られる。

第3.1-49表 現存植生の概要

植生区分	大区分	図中番号	群落名	植生自然度
ヤブツバキクラス域 代償植生	二次草原	1	アズマネザーススキ群集	5
		2	チガヤーススキ群落	5
河辺・湿原・沼沢地・ 砂丘植生	湿原・河川・池沼植生	3	ヨシクラス	10
		4	オギ群集	10
	塩沼地植生	5	塩沼地植生	10
植林地・耕作地植生	植林地	6	その他植林	6
	牧草地・ゴルフ場・芝地	7	ゴルフ場・芝地	4
	耕作地	8	路傍・空地雑草群落	4
その他	市街地等	9	市街地	1
		10	緑の多い住宅地	2
		11	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
		12	工場地帯	1
		13	造成地	1
		14	開放水域	—
		15	自然裸地	—
		16	残存・植栽樹群地	3

「自然環境保全基礎調査 植生調査（第6回～第7回）」

（生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧）

「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」（平成28年3月、環生多発第1603312号）より作成



第3.1-30図 現存植生

b. 植生自然度

第 3.1-50 表に示す植生自然度区分により整理した、対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度は、第 3.1-49 表及び第 3.1-31 図のとおりである。

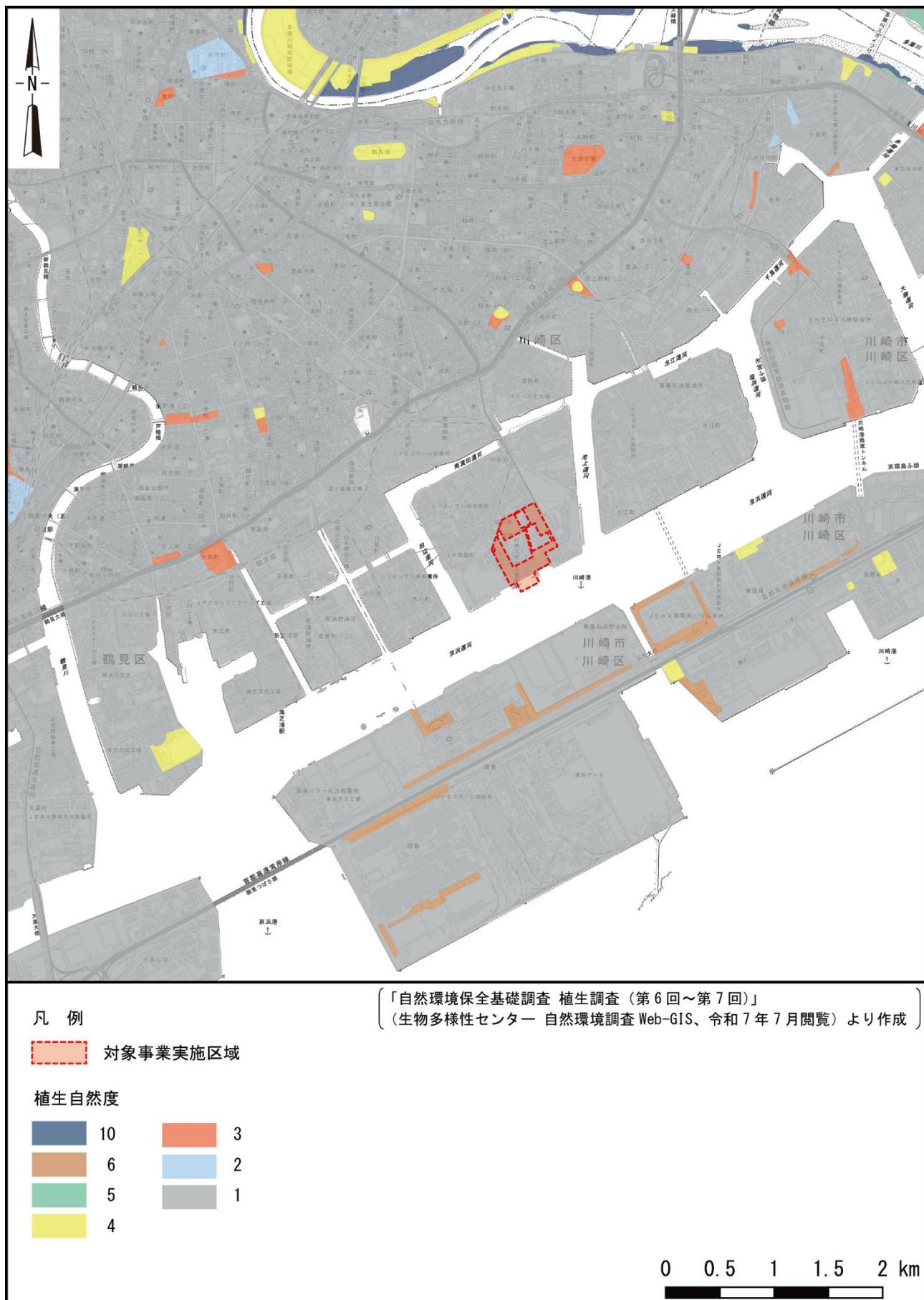
対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度は大部分が 1 であり、その中に植生自然度 3~6 が散在している。多摩川の河川敷では植生自然度 10 がみられる。

第 3.1-50 表 植生自然度区分（凡例）

植生自然度	区分内容	区分基準	備考
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	河辺の植生は自然性の高い草原のみを植生自然度 10 とする。
9	自然林	エゾマツートドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区	自然低木林は植生自然度 9 とする。
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナーミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区	二次林のうち、全く自然ではないが長期間放置され大径木が多く構成種が豊富な地区は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し植生自然度 8 とする。
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区	—
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林	—
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原	都市河川のツルヨシ群集やオギ群集、耕作放棄地のセイタカヨシ群落等の人工的に造成された立地の群落は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し植生自然度 5 にする。
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雜草群落、放棄畠雜草群落	—
3	外来種植林農耕地 (樹園地)	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畠、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	—
2	外来種草原農耕地 (水田・畑)	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	—
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	—

注：植生区分で開放水域に該当する箇所は除く。

〔「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（平成 28 年 3 月、環生多発第 1603312 号）より作成〕



第3.1-31図 植生自然度

(2) 重要な種及び重要な群落の概要（陸域）

① 重要な種

対象事業実施区域及びその周囲において確認された種について、第 3.1-51 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

選定結果は第 3.1-52 表のとおりであり、23 種が確認されている。

第 3.1-51 表 重要な種（植物種）の選定根拠

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号）
III	「レッドデータブック」（環境省）に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物維管束植物」（環境省、令和 7 年）
IV	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物 「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和 6 年） 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧） 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
V	「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」に取り上げられているもの	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA 類 EN：絶滅危惧IB 類 VU：絶滅危惧II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種 「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」（神奈川県、令和 4 年）

第3.1-52表 確認された重要な種（植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	ウラボシ	オシダ	イヌイワイタチシダ	—	—	—	—	NT
2	クサスギカズラ	ラン	キンラン	—	—	NT	—	NT
3			クグスマラン	—	—	VU	—	—
4	イネ	イグサ カヤツリグサ	ヒメコウガイゼキショウ	—	—	—	—	VU
5			イセウキヤガラ	—	—	—	—	EN
6			ジョウロウスグ	—	—	VU	—	EN
7			ヤガミスグ	—	—	—	—	VU
8			ヒメモエギスグ	—	—	—	—	EN
9			シオクグ	—	—	—	—	NT
10			カンエンガヤツリ	—	—	VU	—	EN
11			イネ	アイアシ	—	—	—	VU
12	マツモ	マツモ	マツモ（広義）	—	—	—	—	EN
13	マメ	マメ	レンリソウ	—	—	—	—	EN
14	アオイ	アオイ	ハマボウ	—	—	—	—	EN
15	ナデシコ	タデ	アキノミチヤナギ	—	—	—	—	VU
16			コギシギシ	—	—	NT	—	—
17		ナデシコ	ウシオツメクサ	—	—	—	—	CR
18		ヒュ	ホソバハマアカザ	—	—	—	—	VU
19	シソ	オオバコ	トウオオバコ	—	—	—	—	VU
20			カワヂシャ	—	—	NT	—	—
21		シソ	カリガネソウ	—	—	—	—	VU
22		タヌキモ	タヌキモ	—	—	NT	—	EN
23	キク	キク	ウラギク	—	—	NT	—	EN
合計	9目	15科	23種	0種	0種	8種	0種	20種

注：1. 選定根拠は、第3.1-51表のとおりである。

2. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）を参考にした。

② 重要な群落（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における重要な群落は、第3.1-53表の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

選定結果は第3.1-54表及び第3.1-32図のとおりであり、特定植物群落が2件指定されている。

第3.1-53表 重要な群落の選定基準（陸域）

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
1	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁HP、令和7年7月閲覧）
2	「自然環境保全法」により指定されているもの	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省HP、令和7年7月閲覧）
3	環境省の自然環境保全基礎調査に取り上げられているもの	特定植物群落 A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 亂獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第2回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）特定植物群落調査報告書 日本の重要な植物群落の分布 全国版」（環境庁、昭和57年）、 「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書 全国版」（環境庁、昭和63年）、 「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成12年）
4	植物群落レッドデータ・ブックに取り上げられているもの	1: 要注意 2: 破壊の危惧 3: 対策必要 4: 緊急に対策必要	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J、WWF Japan、平成8年）
5	「自然環境保全条例」（により指定されているもの）	県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
6	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」により指定されているもの	神奈川県指定天然記念物 川崎市指定天然記念物 横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和6年） 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会HP、令和7年7月閲覧） 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市HP、令和7年7月閲覧）

第 3.1-54 表 重要な群落の概要

名 称	選定根拠	選定基準	相観区分	立地区分	面 積 (ha)
多摩川口の塩生植物群落	3	D	海浜植生	河口	0.20
多摩川河口の塩生植物群落	4	3	—	—	—
六郷低水敷の汽水帶植物群落	3	D	海浜植生	—	36.4
	4	3	—	—	—

注：選定根拠は、第 3.1-53 表のとおりである。

〔「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第 2、3、5 回）」
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧)
 「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J、WWF Japan、平成 8 年）より作成〕

③ 巨樹・巨木林

対象事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木林は、第 3.1-55 表及び第 3.1-32 図のとおりであり、2 件の巨樹・巨木林が確認されている。

第 3.1-55 表 巨樹・巨木林の概要

図中番号	樹 種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	イチョウ	500	10
2	イチョウ	300	13

注：図中番号は、第 3.1-32 図に対応している。

〔「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（第 6 回）」
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧) より作成〕



凡 例

- 対象事業実施区域
- 特定植物群落
- 巨樹

「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第2,3,5回）」
 (生物多様性センター 自然環境調査Web-GIS、令和7年7月閲覧)
 「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（第6回）」
 (生物多様性センター 自然環境調査Web-GIS、令和7年7月閲覧)より作成

注：出典「植物群落レッド・データブック」掲載の群落については、
 位置の詳細が不明であるため、図示していない。

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-32図 重要な群落（陸域）及び巨樹・巨木林

(3) 海域の植物相の概要

対象事業実施区域の周辺海域に生育する植物の状況は、第 3.1-56 表に示す文献その他の資料により整理した。

調査対象範囲は、対象事業実施区域の周辺海域である川崎市沿岸及び横浜市鶴見区沿岸とした。

対象事業実施区域の周辺海域における植物相の概要は、第 3.1-57 表のとおりである。

海藻草類ではアナアオサ、ワカメ、ベニスナゴ等の 15 種以上、植物プランクトンでは *Prorocentrum dentatum*、*Skeletonema costatum**、*Thalassiosira* 属等の 80 種以上が確認されている。

第 3.1-56 表 文献その他の資料（植物：海域）

No.	文献名	海藻草類	植物プランクトン
1	「水質年報 平成 20 年度、平成 22 年度、平成 30～令和 3 年度」（川崎市、平成 22 年、平成 23 年、令和元、3～5 年）	○	○
2	「水環境データ集 令和 4～5 年度」（川崎市、令和 6～7 年）	○	○
3	「川崎港の生きもの」（川崎市、平成 23 年、平成 31 年）	○	
4	「川崎市港湾計画資料（その 2）－改訂－」 (川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年)	○	○
5	「川崎港港湾計画資料（その 2）－改訂－」 (川崎港港湾管理者・川崎市、令和 6 年)	○	○

第 3.1-57 表 植物相の概要（海域）

項目	確認種
海藻草類	アナアオサ、ハネモ属、ワカメ、ススキケベニ、ベニスナゴ、ムカデノリ属、イトグサ属、珪藻綱、藍藻綱等 (15 種以上)
植物プランクトン	ユレモ科、 <i>Prorocentrum dentatum</i> 、 <i>Gymnodinium</i> 属、 <i>Noctiluca scintillans</i> 、ペリディニウム目、 <i>Distephanus speculum</i> 、 <i>Skeletonema costatum</i> *、 <i>Thalassiosira</i> 属、 <i>Chaetoceros debile</i> 、 <i>Nitzschia</i> 属、 <i>Heterosigma akashiwo</i> 、 <i>EUGLENOPHYCEAE</i> 等 (80 種以上)

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-56 表のとおりである。

2. 種の配列、種名は「新日本海藻目録」（内田老鶴圃、平成 9 年）、「BISMAL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。

3. 出典により主な出現種の情報のみで全種リストが掲載されていない場合があるため、○種以上と記載する。

4. **Skeletonema costatum* は、近年の研究において光学顕微鏡で区別できない複数の種からなることが明らかになったが、ここでは出典の記述に従った。

(4) 重要な種の概要（海域）

① 重要な種

文献その他の資料調査において確認された種について、第 3.1-58 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

対象事業実施区域の周辺海域において、海域に生育する植物の重要な種は確認されていない。

第 3.1-58 表 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」により指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 「国指定文化財等データベース」 (文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」 (平成 5 年政令第 17 号)
III	「レッドデータブック」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物 総管束植物」(環境省、令和 7 年) 「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物 藻類」(環境省、令和 7 年)
IV	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会)に取り上げられているもの	危惧：絶滅危惧種 危急：危急種 希少：希少種 減少：減少種 減傾：減少傾向 地域：地域個体群 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会、平成 12 年)
V	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物 「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
VI	「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」に取り上げられているもの	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種 「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」(神奈川県、令和 4 年)

② 藻場

「第 4 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」(環境庁、平成 7 年)、「自然環境調査 Web-GIS」(環境省生物多様性センター HP、令和 7 年 7 月閲覧)によると対象事業実施区域の周辺海域において、藻場は確認されなかった。

3. 生態系の状況

(1) 対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分

① 地 形

対象事業実施区域は海岸沿いの埋立地であり、また、周囲は多摩川沿い付近に形成された三角州性の低地等であり、地形の変化はなく平坦である。多摩川河口部は全て埋立地となっており、自然海岸は残されていない。（「3.1.4 地形及び地質の状況 1. 地形の状況」第 3.1-23 図 地形分類）

② 土地利用

対象事業実施区域近傍の埋立地はほとんどが工業用地となっており、また、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線より内陸側は、ほとんどが住宅や商業施設である。（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第 3.2-1 図 土地利用の状況）

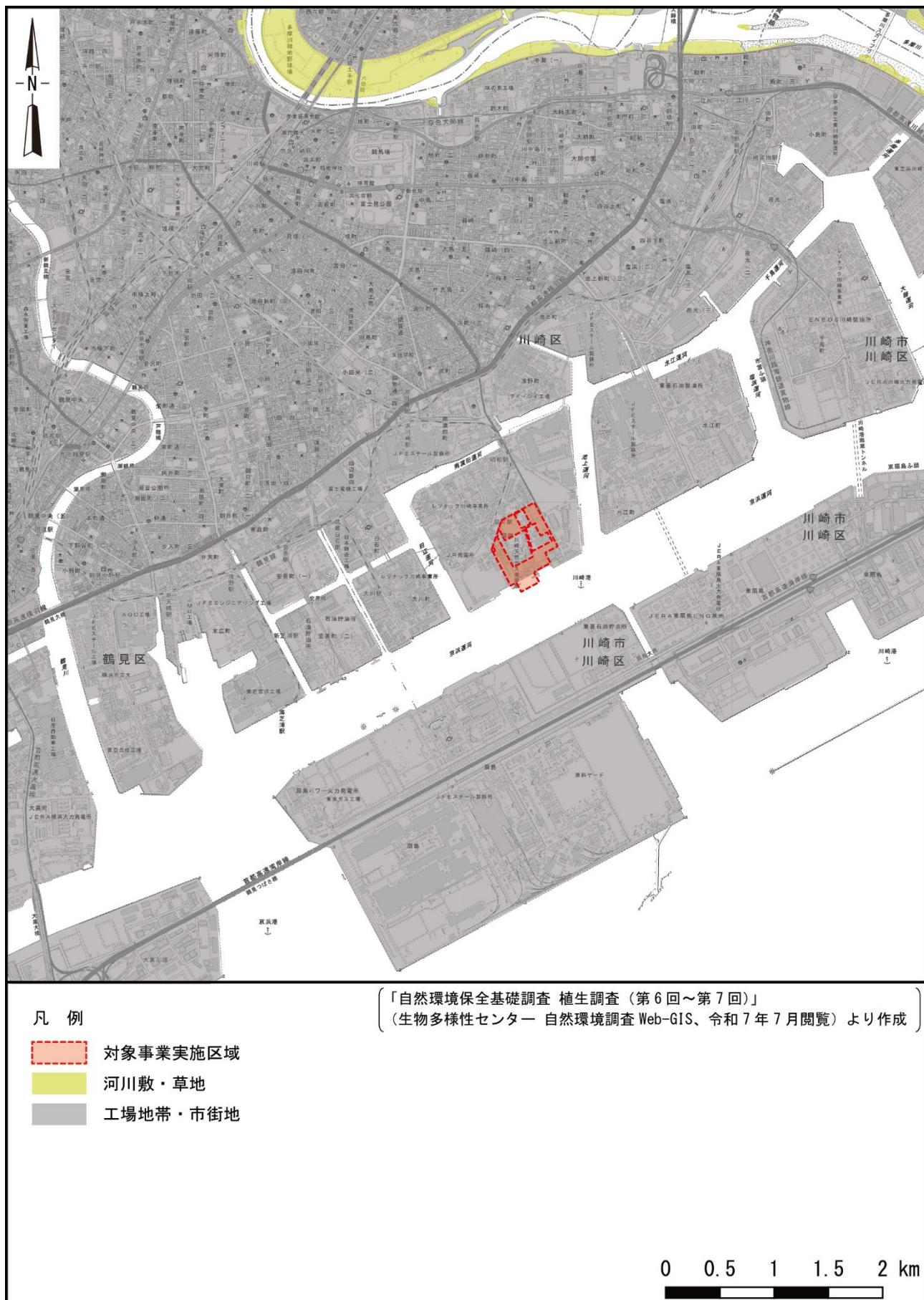
③ 現存植生

土地利用と同様に、対象事業実施区域の周囲は、工場地帯・市街地が大部分となっており、自然植生はほとんど認められない。一部、多摩川沿いにヨシクラス、路傍・空地雜草群落といった河川敷に見られる植生が分布しているのみである。（「2. 植物の生育の状況 (1) 植物相及び植生の概要（陸域）② 植生の概要（陸域）a.植生」第 3.1-30 図 現存植生）

これらの情報に基づいた、対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分は第 3.1-59 表及び第 3.1-33 図のとおりで、対象事業実施区域近傍（約 1km）の範囲は、全て工場地帯・市街地である。

第 3.1-59 表 環境類型区分の概要

環境類型区分	地形区分	土地利用	現存植生
河川敷・草地	自然堤防・砂州、河川敷、三角州性低地	河川敷	アズマネザサーススキ群集、チガヤーススキ群集、ヨシクラス、オギ群集、塩沼地植生、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雜草群落
工場地帯・市街地	三角州性低地、自然堤防・砂州、埋立地	市街地、工場等	その他植林、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雜草群落、市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地、残存・植栽樹群他



第3.1-33図 環境類型区分

(2) 対象事業実施区域及びその周囲の生態系の概要

対象事業実施区域が位置する川崎市では、市内河川の流域に着目し、地域特性等を踏まえて 12 のエリアを設定している。各生態系エリアは第 3.1-34 図のとおりであり、対象事業実施区域は「臨海部生態系エリア」と位置付けられている。

「臨海部生態系エリア」の概況は、以下のとおりである。

- ・自然的環境の分布は少ないが、海域に面しており、事業所の緑地等が存在している。
- ・事業所による緑化活動が活発である。



[「生物多様性かわさき戦略」(川崎市環境局、令和 4 年)より作成]

第 3.1-34 図 川崎市の生態系エリアの設定状況

川崎市では、平成 28 年度に生物多様性の指標の一つとして、現状（平成 25~27 年度）と将来（平成 30~31 年度）の調査時に増減を比較し、生物多様性の状況把握を行うための参考種を設定している。臨海部生態系エリアの参考種は、第 3.1-60 表のとおりである。

第 3.1-60 表 臨海部の生態系エリア参照種

種 群	種名（類似種、備考）
植 物	イタドリ、ハマダイコン、トベラ、カジイチゴ（モミジイチゴ）、ノブドウ、ガガイモ、チガヤ
哺 飲類	ヒナコウモリ科の一種（アブラコウモリ、ヒナコウモリ）
鳥 類	ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、カワウ、コチドリ（イカルチドリ）、シロチドリ（イカルチドリ）、イソシギ（ハマシギ）、ユリカモメ、ウミネコ（セグロカモメ）、コアジサシ、ミサゴ、モズ、オナガ、シジュウカラ（ヒガラ）、メジロ、イソヒヨドリ、ハクセキレイ
爬虫類	ニホンヤモリ
昆 虫類	シオカラトンボ（オオシオカラトンボ）、ハラビロカマキリ、エンマコオロギ、マダラスズ、ショウリョウバッタ（オンブバッタ、ショウリョウバッタモドキ）、クマゼミ、アブラゼミ、ツクツクボウシ（ヒグラシ）、アオドウガネ（ドウガネブイブイ、ヤマトアオドウガネ）、シロテンハナムグリ（シラホシハナムグリ）、アオスジアゲハ、ナミアゲハ（キアゲハ）、ベニシジミ、ツマグロヒヨウモン
底生生物	シオフキガイ（アサリ、ホンビノスガイ）、マテガイ（オオマテガイ）、ゴカイ科（イソゴカイ、 <i>Hediste</i> 属）、フナムシ（キタフナムシ）、テナガエビ、マメコブシガニ、コメツキガニ（チゴガニ）、ケフサイソガニ（タカノケフサイソガニ）

〔「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～
平成 28 年度取組状況報告書」（川崎市環境局、平成 30 年）より作成〕

（3）対象事業実施区域及びその近傍の生態系

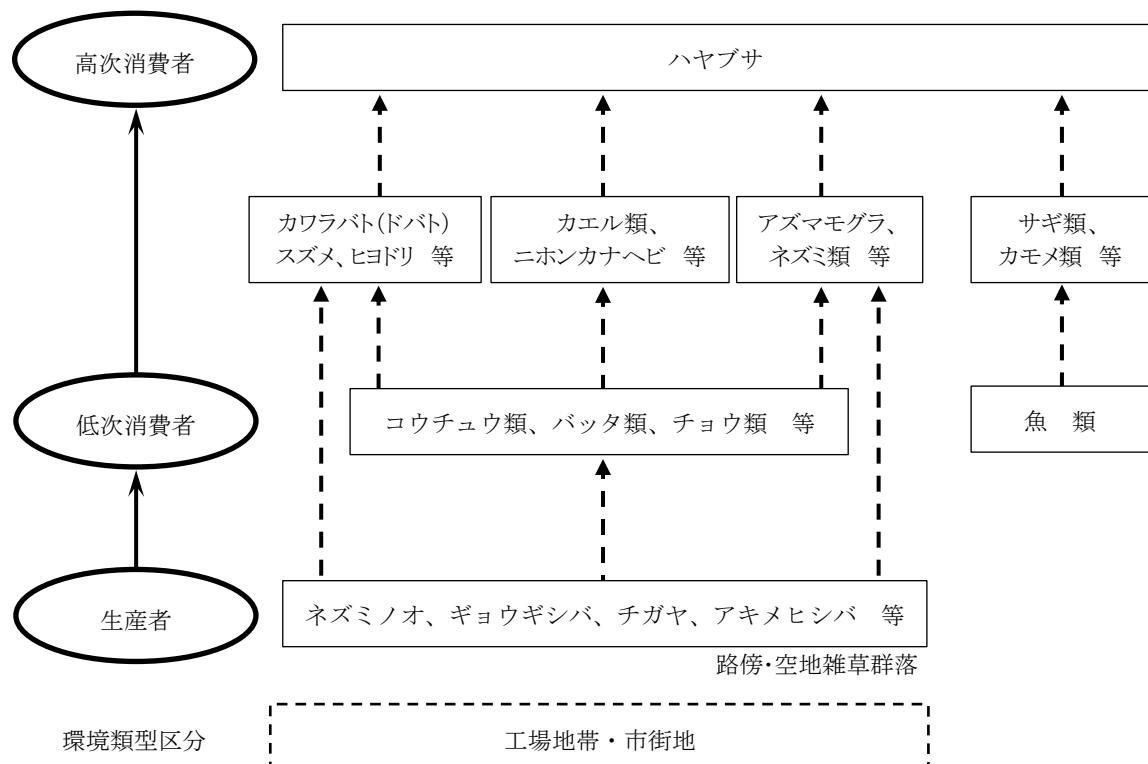
対象事業実施区域及びその近傍が該当する「工場地帯・市街地」について、一般的な生物の生息・生育基盤の種類、特性を考慮し、代表的な動植物の栄養段階に応じて主な出現種を第 3.1-61 表のとおり整理した。

対象事業実施区域及びその近傍における代表的な植生は路傍・空地雑草群落で、低次消費者としては植物食のコウチュウ類、バッタ類、チョウ類の昆虫類、その上位に昆虫類を食するニホンカナヘビ等の爬虫類、雑食性のネズミ類等の小型哺乳類、同様に雑食性のカラバト（ドバト）、スズメ等の鳥類が生息している。水域では、魚類を餌とするサギ類、カモメ類が生息している。これらの生物の最も上位に猛禽類のハヤブサが生息している。

上記の生態系を表した食物連鎖模式は、第 3.1-35 図のとおりであり、ハヤブサを頂点とする限られた構成種からなる生態系と考えられる。

第3.1-61表 栄養段階ごとの主な出現種

環境類型区分		工場地帯・造成地
栄養段階		
消費者	高次	ハヤブサ ニホンカナヘビ、ネズミ類、サギ類、カモメ類 等
	低次	カワラバト(ドバト)、スズメ、魚類 等
		コウチュウ類、バッタ類、チョウ類 等
		ネズミノオ、ギョウギシバ、チガヤ、アキメヒシバ 等
生産者		



第3.1-35図 食物連鎖模式

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

対象事業実施区域の周辺地域における自然景観資源及び主要な眺望点の状況は第 3.1-62 表、第 3.1-63 表及び第 3.1-36 図のとおりである。

地形、地質、自然現象に係る自然景観資源としては、海成段丘の「下末吉台地」、海食崖の「本牧台地」がある。

また、一般市民による利用頻度が高く、対象事業実施区域を眺望できる主要な眺望点としては、京浜島つばさ公園、川崎マリエン、横浜マリンタワー等がある。川崎市内の主要な眺望点である、ちどり公園、川崎マリエン等は「川崎市景観計画」（川崎市、平成 30 年）において景観資源に該当している。

なお、対象事業実施区域の前面海域の京浜運河では、工場夜景観賞のための観光船が運航されている。

第 3.1-62 表 自然景観資源の状況

名 称	概 要
下末吉台地	海成段丘
本牧台地	海食崖

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕

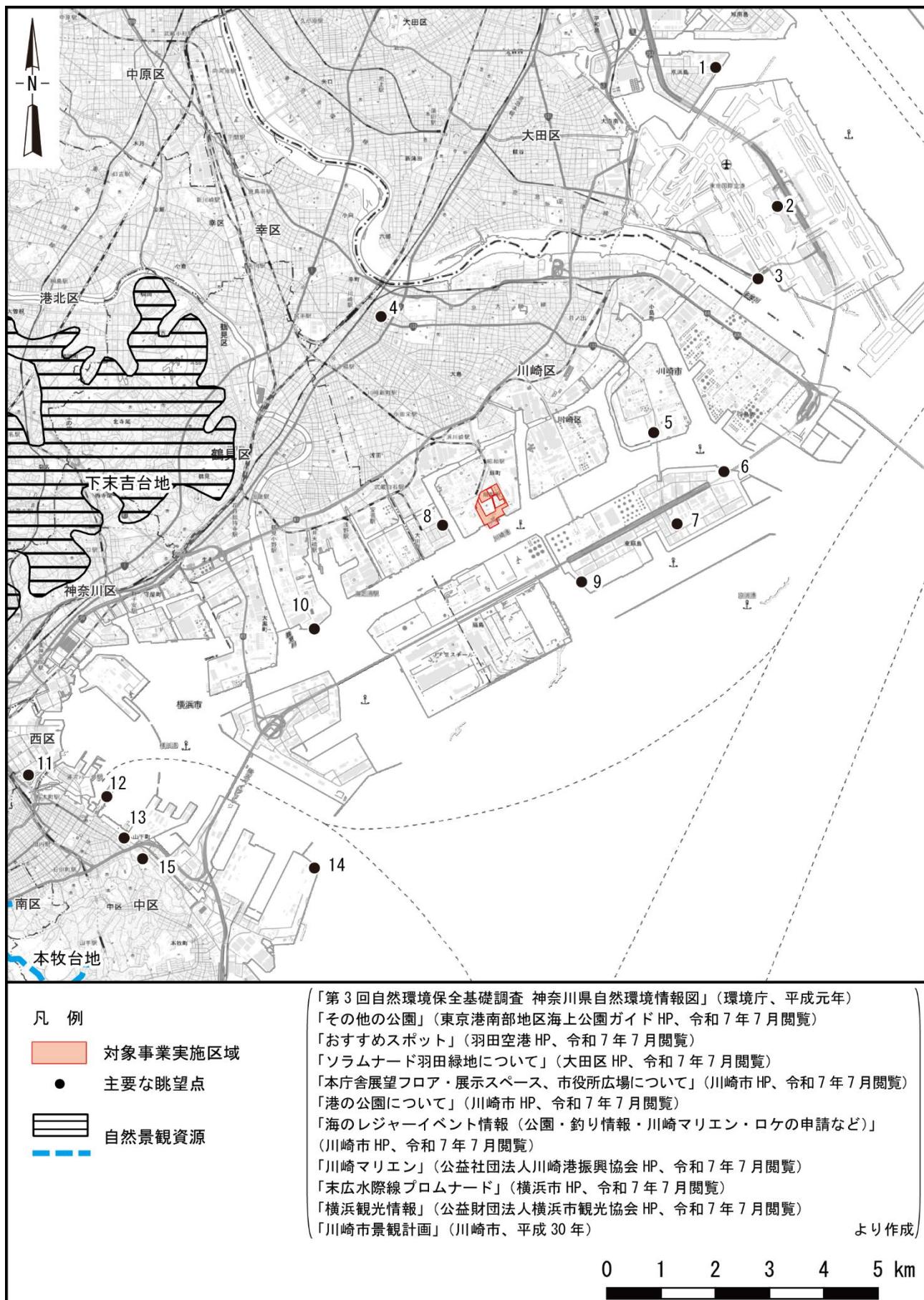
第 3.1-63 表 主要な眺望点の状況

図中番号	名称	概要
1	京浜島つばさ公園	羽田空港を離着陸する飛行機を間近に見ることができる。
2	羽田空港第1ターミナル展望デッキ	360度パノラマで広がる空港らしい景色が楽しめる。
3	ソラムナード羽田緑地	羽田空港と多摩川に隣接する「羽田空港跡地第2ゾーン」にある全長2.0kmの緑地。羽田空港を離発着する飛行機、東京湾方面から昇る日の出、多摩川上流方面に沈む夕日、多摩川対岸にある川崎市の工場街の夜景などを望むことができる。
4	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	本庁舎25階にある展望ロビーは東側と西側にそれぞれあり、北(東京方面)を中心に、東(臨海部・羽田方面)、西(武蔵小杉方面)の景色を一望できる。スカイデッキからは東(臨海部・羽田方面)、南(横浜方面)、西(武蔵小杉方面)が一望できる。
5	ちどり公園	東京電力川崎火力発電所に隣接し、川崎港海底トンネルの千鳥町側出入口の上部に位置する。川崎港や遠く東京湾を行きかう大型船等を一望できる展望台(高さ7m)や樹木に囲まれた芝生広場がある。川崎市の景観資源(港湾緑地)である。
6	東扇島東公園	平成20年にオープンした人工海浜を有する公園。広大な園内では、海と空と緑を満喫でき、飛行機や大型船舶などを眺めながら、ゆったりとした時間を過ごせる。川崎市の景観資源(港湾緑地)である。
7	川崎マリエン	川崎港と市民の交流のためのコミュニティ施設。夜には夜景も見ることができる。川崎市の景観資源(文化的施設)である。
8	大川町緑地	運河に沿った緑溢れる公園。
9	東扇島西公園	約4.5万m ² の起伏のある広々とした芝生広場や、ベンチ、木製のポートデッキなどがあり、時間の流れがゆったりと感じられるさわやかな公園。川崎市の景観資源(港湾緑地)である。
10	末広水際線プロムナード	幅員15m、延長680mの緑地として整備されており、正面に「鶴見つばさ橋」を望み、港を身近に感じることができるビュースポット。
11	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	69階の展望フロアから、眼下に360度の大パノラマを一望できる。天気がいい日には、東京タワー・スカイツリー、新宿新都心、房総半島、伊豆半島、富士山などが見渡せる。また夕刻は沈みゆく夕日、夜には、みなとみらい21の夜景と、クルーズ船や港内観光船などが行きかう港ならではの夜景などがみられる。
12	横浜港大さん橋国際客船ターミナル	長さ約430mの屋上には送迎デッキを擁する広場が24時間解放され、横浜ベイブリッジやつばさ橋、横浜港、みなとみらいといった“横浜夜景名所”を一望できる。
13	横浜マリンタワー	横浜開港100周年の記念事業として、昭和36年に建設された横浜のシンボル。当時は日本で最も高い灯台であった。高さ106m、2層の展望フロア、360度の大パノラマを望むことができる。
14	横浜港シンボルタワー	横浜港に出入りする船への信号塔で、港の風景を一望できる展望室やラウンジがある。
15	港の見える丘公園	横浜港を見下ろす小高い丘にある公園。横浜ベイブリッジを望む絶好のビューポイント。

注: 図中番号は、第3.1-36図に対応している。

「他の公園」(東京港南部地区海上公園ガイドHP、令和7年7月閲覧)
「おすすめスポット」(羽田空港HP、令和7年7月閲覧)
「ソラムナード羽田緑地について」(大田区HP、令和7年7月閲覧)
「本庁舎展望フロア・展示スペース、市役所広場について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)
「港の公園について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)
「海のレジャーイベント情報(公園・釣り情報・川崎マリエン・ロケの申請など)」
(川崎市HP、令和7年7月閲覧)
「川崎マリエン」(公益社団法人川崎港振興協会HP、令和7年7月閲覧)
「末広水際線プロムナード」(横浜市HP、令和7年7月閲覧)
「横浜観光情報」(公益財団法人横浜市観光協会HP、令和7年7月閲覧)
「川崎市景観計画」(川崎市、平成30年)

より作成



第3.1-36図 自然景観資源と主要な眺望点

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

人と自然との触れ合いの活動の場の状況については、アクセスルートや利便性の変化を考慮して、情報を整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、第3.1-64表及び第3.1-37図のとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、「桜川公園」、「小田公園」及び「大川町緑地」等がある。

第3.1-64表 人と自然との触れ合いの活動の場

図中番号	区分	名称
1	総合公園	富士見公園
2	地区公園	大師公園
3	地区公園	桜川公園
4	地区公園	潮田公園
5	地区公園	入船公園
6	近隣公園	池上新田公園
7	近隣公園	渡田新町公園
8	近隣公園	小田公園
9	近隣公園	南河原公園
10	近隣公園	汐入公園
11	近隣公園	平安公園
12	近隣公園	市場旧東海道公園
13	近隣公園	元宮さわやか公園
14	近隣公園	下末吉公園
15	近隣公園	新鶴見公園
16	臨海公園	ちどり公園
17	臨海公園	東扇島北公園
18	臨海公園	東扇島中公園
19	臨海公園	東扇島緑道
20	臨海公園	東扇島西公園
21	臨海公園	大川町緑地
22	臨海公園	水江町公園
23	サイクリングコース	かわさき多摩川ふれあいロード

注：図中番号は、第3.1-37図に対応している。

〔「川崎の公園」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）
「公園 横浜市の都市公園 データ集」（横浜市HP、令和7年7月閲覧）
「かわさき多摩川ふれあいロード 全体図」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）
「港の公園について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧） より作成〕



凡 例

- 対象事業実施区域
- 総合公園
- 地区公園
- ▲ 近隣公園
- 臨海公園
- かわさき多摩川ふれあいロード

「川崎の公園」(川崎市 HP、令和7年7月閲覧)
 「公園 横浜市の都市公園 データ集」(横浜市 HP、令和7年7月閲覧)
 「かわさき多摩川ふれあいロード 全体図」(川崎市 HP、令和7年7月閲覧)
 「港の公園について」(川崎市 HP、令和7年7月閲覧) より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-37図 人と自然との触れ合いの活動の場の位置

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

1. 放射線の量

対象事業実施区域及びその周囲における一般環境中の空間放射線量の測定地点（モニタリングポスト）としては、神奈川県が設置している千鳥局及び大島局等4地点がある。

令和元～5年度における空間放射線量の測定結果は第3.1-65表、測定地点の位置は第3.1-38図のとおりである。

令和5年度における空間放射線量は0.02104～0.03392 μ Sv/hとなっており、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である0.23 μ Sv/hを下回っている。

第3.1-65表 空間放射線量の経年変化

(単位： μ Sv/h)

モニタリングポスト	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千鳥局	年間平均値	0.02200	0.02176	0.02128	0.02120	0.02104
殿町局		0.02368	0.02344	0.02344	0.02344	0.02248
塩浜局		0.03352	0.03256	0.03368	0.03416	0.03392
大島局		0.03040	0.03008	0.03000	0.03024	0.03008

注：出典元での単位は「nGy/h」であったが、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である0.23 μ Sv/hと比較することから「 μ Sv/h」に換算(1Gy/h=0.8Sv/h：原子力安全委員会(現：原子力規制委員会)策定の「環境放射線モニタリング指針(平成20年3月(平成22年一部改訂))」から引用)した。

[「環境放射線モニタリングシステム」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)より作成]



〔「環境放射線モニタリングシステム」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)より作成〕

凡 例

 対象事業実施区域

● モニタリングポスト

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-38図 環境放射線量測定地点位置